

平成22年6月16日(水)午前9時開議

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	土屋	隆義
3番	熊谷	祐子	4番	西岡	一成
5番	庄田	昭人	6番	森	治久
7番	棚橋	敏明	8番	広瀬	武雄
9番	松野	藤四郎	10番	広瀬	捨男
11番	土田	裕	12番	小寺	徹
13番	若井	千尋	14番	清水	治
15番	山田	隆義	16番	広瀬	時男
17番	若園	五朗	18番	星川	睦枝
19番	藤橋	礼治	20番	小川	勝範

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	豊田	正利
教育長	横山	博信	企画部長	奥田	尚道
総務部長	早瀬	俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	伊藤	脩祠
福祉部長	宇野	睦子	都市整備部長	福富	保文
調整監	岩田	勝之	環境水道部長	弘岡	敏
会計管理者	馬淵	哲男	教育次長	林	鉄雄

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷺見	秀意	書記	清水	千尋
--------	----	----	----	----	----

書 記 今 木 浩 靖

開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

会議を始める前に、傍聴者並びに執行部、議員の皆さん方にお礼、並びにお願いのごあいさつをさせていただきます。

本日は、傍聴者の皆様方には早朝から傍聴していただき、厚く御礼申し上げます。

また、平素、瑞穂市の議会並びに行政に対しても大変御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

また、きょうは一般質問でございます。質問をされる議員の皆様方は、堂々と質問をしていただきたいと思います。執行部の答弁も、きのうも言いましたように、なるべくああ、うう、そうということはあまり言わないように、ひとつ十分注意をして一般質問を行っていただきたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

議長（小川勝範君） 日程第1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順次発言を許します。

6番 森治久君の発言を許可します。

森治久君。

6番（森 治久君） 皆様、おはようございます。

また、早朝より御多忙の中、傍聴にお越しいただきました皆様には、高い席からではございますが、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。議席番号6番、新生クラブ 森治久でございます。

議長より質問の許可をいただきましたので、これより質問をさせていただきます。

質問事項は、以下2点でございます。

1点目は、穂積中学校の今後のグラウンド等における整備計画でございます。

2点目は、文化が香り、スポーツに親しむさわやかなまちをつくるための施策と課題についてでございます。なお、詳細な質問は質問席でさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず1点目に、穂積中学校の校舎の増築が完成し、現在、北舎の解体工事が間もなく終わろうとしております。今後のグラウンド等の整備計画についてでございますが、現状でのお考え、また候補地がございましたら、お答えください。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 学校の運動場の面積は生徒の数によって一定の基準が定められております。穂積中学校のグラウンドにつきましては、現在でも基準面積を下回っており、さらに、今後、生徒数の増加が確実なものでありますので、体育の事業、部活動等さまざまな行事に支障を来すことが想定されます。昨年末に議会の全員協議会でも説明をさせていただきましたが、校舎南の一角、そこに約1,000坪、ここをグラウンドの拡張用地として購入の方向で、地元区長、地権者の御理解をいただいております。実は、今年度、その用地の取得に向けての予算化、事業ヒアリングを行いました。ほづみ幼稚園の改修、巢南中学校の増築など、すぐにやらなければならない事業を優先させていただきました。なお、計画についてですが、来年度については学校の増改築等大きな事業は現在計画をいたしておりませんので、この用地の取得に向けて予算要求をしていきたいと、用地を確保したいと考えております。よろしく申し上げます。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） ありがとうございました。

この次の質問で面積等をお尋ねさせていただきたいと思ったんですが、今お答えを少しいただきましたが、私がこのような質問をさせていただこうと思った経緯は、まさしく子供の教育環境を健全な環境のもとでということ、今回の穂積中学校の増築、また大規模改修というようなことで、今、北舎も解体され、あちらには駐車場等の整備、また中学校北面の道路の歩道の整備がされ、安全・安心な子供たちの教育環境、また地域環境がつくられつつございます。ただし、そのような中で、今年度の予算に穂積中学校のグラウンドの整備工事が組み込まれていない。これはどのような経緯で、どのようなお考えの中で、必要がまだまだ二、三年先でいいのかというようなお考えの中でされたのかということをお尋ねしたくて、今回この一般質問でさせていただくところでございます。

今、穂積中学校の基準面積が下回っているというお話がございました。ちなみにお尋ねしますが、瑞穂市の他校 2 校、穂積北中、巢南中学校の基準面積がございましたら、児童数との比較をしながらお聞かせください。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） まず穂積中学校の現在のグラウンドの面積ですが、文科省の基準でいきますと7,950平米が基準面積でございます。現在の穂積中学校は、施設台帳上は7,864平米から今度の新校舎を増築しましたので、その分で1,580平米減りました。したがって、差し引き6,284平米ということで、基準面積から1,666平米マイナスということになります。これは公簿上ではありますが、実測上は面積が9,301平米でございます。延びがあるということ等でご

ざいますが、そこから1,580平米減りまして7,721平米、現時点であるということで、基準より229平米足りないということになります。

穂積北中学校ですが、基準面積5,210平米、これに対して保有面積が3万4,513平米、約6.62倍保有をいたしております。

また、巢南中学校につきましては、基準面積が5,230平米、これにつきましては保有面積が1万2,859平米と、2.46倍保有をいたしておるという状況でございます。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） ありがとうございます。

公簿と実測、多少の違いがあるようではございますが、いずれにせよ、北中がたくさんあるから、巢南中がたくさんあるからということで申し上げているのではございません。今、数字をお聞きしたのは、やはり義務教育の中学校生活3年間がこの瑞穂市民のどなたでも公平な、また公正な権利と環境の中で、一生に一度しかない中学校の3年間を勉学に、またスポーツに、部活にしっかりと取り組んでいただけるような環境が大切だということで考えたわけでございます。

先ほどの教育次長の御答弁を聞く中では、少なくとも今年度の補正なりの早急な用地取得、物件補償等が生じて、当然日数がかかると思います。23年度の予算でということでございますので、単純に計算をしますと三、四年はかかるのかなあ、早くても3年、遅かったら4年になっちゃうんじゃないかなあ。そうすると、中学生のまだ4月に入学したばかりの子供は、少なくとも実測では基準面積に達しているということではございますが、現状の面積と比較すると、少なくとも1人当たりの文部科学省が基準面積と定める数字には環境の面では足りないということになるかと思えます。

今このような経済情勢の中、財源、財政が厳しい折に、この整備費を捻出することができないのであれば、やはり我慢する部分は我慢して仕方がないのかなあと思えますが、前年度の穂積中学校の建設費、市が予定としておりました金額よりは随分安価で施行をしていただけました。そのようなことを考えると、少なくとも穂積中学校の整備費としては14億、15億見込んでおったのだということです。4億、3億の残ったお金があれば、今年度、子供たちにはあと1年、2年は辛抱してくれよ。少なくとも2年後にはしっかりとした環境の中で中学校生活を送ってもらえるようにするよというような前向きな努力が必要ではなかったのでしょうか。

ちなみに、候補地は南の土地をとということで、地権者との話し合いも進めておられるということではございます。進捗状況を詳しく、どの程度までお話が進んでおられるのか、お聞かせください。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 実は、昨年度末ごろに地元の区長さんを通じて、中学校のグラウンドの拡張ということについて地元としても協力したいという話をいただき、関係地権者を寄せていただきました。そこで、私どももお譲りいただけるものならということで話をさせていただきました。そうしましたところ、当初、私どもが畑とか、道路の北側をとというような予定もしていましたが、地権者全員から交渉に乗ってもいいという承諾をいただきました。思わぬ御理解をいただきました。そこで、交渉というのは土地の売買代金ですね、あるいは物件の移転補償、営業補償等もあります。そういった場に着くということですが、そういった費用に、当初600万ほどの予算要求をしました。そして、その話がつけばついた時点で、これが早くつくかもしれませんし、1年とかかかるかもしれませんが、その金額に基づいて土地購入費等を予算要求したいと考えておったところでございますが、先ほど話ししましたとおりに、すぐにやらなければならない校舎、教室が足りないという学校もありますので、そちらの方を優先したということで、1年待ったという状況であります。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） 経緯、進捗状況はよくわかりました。

そんな中で、私がちょっとほかで耳にするところに、今は校舎の南側、今お詳しい話がいまありませんでしたが、今現在あるテニスコート等もなくした中で、グラウンドを広げて、またその西に当たる部分の図書館までの間のところを候補地としてお考え、また交渉されているのではないかと推測しますが、この候補地のほかに、何やら校舎北側のところに設けるのも一つの選択肢なのかなあ。まさしく先般の前首相であります鳩山さんが、腹案があるというような基地問題での御発言がございました。これが腹案であるのか、何をもって二つの候補地を、当然どのような世界でも一つに選定するのではなく、二つ、三つで、いろんな意味でよりよい条件の中で、よりよい選定をされるのがすべであると思いますが、そのようなことが実際に候補地として腹案としてあるのか、またそのほかにもございましたら、お聞かせいただけたらと思います。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 腹案という意味ではないんですが、こうした南側の用地の話が出て間もなく、穂積中学校の道路の北に池がございます、JRとの間に池がありますが、この池をとという話がありました。正式なものではないですけども、いただきましたが、私どもとしては、現在その南の1,000坪の用地を進めておるところでありますし、教育委員会としましては、学校と一体となって使えるこの南側の用地、ぜひこちらを欲しいと現場サイドでは願うところあります。北側につきましては道路を挟んでいかなければならないということで、安全上の問題、また利用の勝手の問題もあります。私どもとしては今、南側を進めている最中です

のでということで、北側についてはお断りというわけじゃないですけども、話には乗っていないという状況でございます。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） 今の教育次長の御答弁ですと、教育委員会としては、決しててんびんにかけて二つの交渉を並行して進めておるのではない。南側の、以前から区長さんを交えて、地域の関係者を交えて交渉を進められている 1 点をしっかりとやっていこうということによろしいんですね。

そうであれば、もう一つのお話があった池というのは、どちらからどのような経緯で、もしかしたら、地域の方からこういう土地もありますよ。もし向こうが交渉が難航するようであればというようなことでいただいたのか、いろんな経緯が考えられますが、この経緯は今お聞きすることではないかと思しますので、そこまで深く追及をいたしません、どちらにしても、先ほどの教育次長のお話ですと、地権者にも好意的に、前向きなお話し合いが進められているのであれば、やはりてんびんにかけることも必要かもわかりません。安い整備費で、当然今回は用地の取得費、物件補償等も出るのであるかと思いますので、足元を見られるようなことであっても、ほかにはないんやで、わしんとこしかないんやで、もう少し何とかならんかなということじゃなしに、適切な価格でしっかりと御協力をいただくんだという気持ちで、誠心誠意地権者の方には接していただき、早い段階で、まずはその予算をどうつけるのか。先ほどモグラウンドよりも先に優先順位として他の学校の整備費が必要であろうということで、今回の予算の計上の見送りをしたということですね。来年度は必ず予算計上をしていただけるものと思いますが、前交渉として、地権者の方とは少なくとも予算がついた 4 月、5 月にはしっかりと動けるように、意思の疎通をしっかりと図っていただいて、やることは予算がついていない中でも今できることがあろうと思います。仮に予算がついてからどちらにしましょうか、どうしましょかやっておりますと、先ほど申し上げたように、下手したら 4 年先の整備、完成になろうかと思えます。

今、テニスコートがなくなるのではということであろうと思います。このテニスコートは市民のテニスコート、あわせて、もちろん穂積中学校の児童が、テニス部の子供たちが使うというような中で、現在多くの方が利用されております。次の 2 点目でまた詳しく御質問をさせていただきますが、このテニスコートがなくなるのであれば、中学校の子供たちが少なくとも部活ですので、これは教育の一環でございます。決しておろそかにできるものではありませんし、子供たちが中学校の 3 年間で部活を通じて得るものが多くございますし、その環境の充実は大切であろうと思います。

仮に、テニスコートは一たんはなくなる中ですが、南の候補地に前もってつくられてから今

のグラウンドの穂積中学校の整備をされるということだと思いますが、そこを簡単に、次の2点目で御質問をしますので、お聞かせだけください。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 現在のテニスコートですが、これは学校のテニスコートじゃなくして、市民テニスコート、社会体育施設ということでございます。先ほど言いました穂積中学校のグラウンドの面積が足りないということですが、ほかの中学校2校につきましては、学校のグラウンドの中にテニスコートがあるという状態です。穂積中学校につきましてはグラウンドの中にはテニスコートがなくて、市民テニスコートを利用しているということで、テニスコートの面積が4,405平米、駐車場が2,195平米ございます。駐車場は別としましても、ある意味穂積中学校の部活で優先しておりますので、グラウンド用地としてカウントできるんじゃないかということ若干思うところでございます。

このテニスコートをどうするかということですが、実は穂積中学校の改修前から、市民テニスコートを移設して、部活だけのテニスコートにしてということで、候補地を穂積北中学校、糸貫グラウンド、大月グラウンドといろいろ模索をしまいましたが、いろんな意見を聞きまして現在のところがいいと、他へ動かすのはどうかという意見が圧倒的にございました。そこで、私どもが今思っておりますのは、穂積の現在のところにテニスコートを移設、南の用地が取得できれば先に南へつくって、そして壊す、これが順序だと思っております。もし用地が取得できなければ、駐車場をなくしてもテニスコートを南へ動かしてグラウンドを広げたいというのが、実はこの1,000坪の話が出てくる前はこういう計画をしておったところですが、地権者の御理解をいただきましたので、計画を変更して、できれば南西へ持っていきたい、先につくりたい。そこで、何面つくるかというのも、現在の検討段階でございますが、そういったふうに進めたいと、まだ具体的な計画ではないですが、思いを持っているところでございます。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） ありがとうございました。

どちらにしても、今お伺いするように、テニスコートが四千何平米ございます。これを入れますと、中学校の子供たちだけが利用しているのではございませんが、先ほどの基準面積は満たすということで、その部分がしっかりと子供たちに、また保護者に、また地域の方に御理解をいただく大切な部分であろうと思います。

今、私が聞く限りでは、やはり保護者の皆さんから、穂積中学校のグラウンドはほかの2校と比べるとともに狭くて、運動会やいろんな球技の大会を開く、また部活で野球をするに当たり大変狭いというようなお話を聞く中で、もっともっと狭くなっちゃったねえというよう

なお話をいただきます。皆さんにおいては、当然適切な規模のグラウンドでないという御認識であろうかと思しますので、今御答弁をいただきましたとおり、文部科学省が定めておる基準面積は十分満たしてはいるが、ただし、決して満たしていればいいものではございません。子供には過剰とは言いませんが、それなりのふさわしい環境の中でいろんなことを学んでいただくことが大切であろうと思しますので、市民テニスコートをつくった中で整備計画を進めるということですので、テニスコートはあくまでもテニスコートを利用される中学生、また愛好者である市民の皆様の利便性と、そして安全性をしっかりと御考慮していただいた中で、中途半端な施設にならないように、今市民コートが5面あるで、5面でいいわというような発想は捨てていただいた中で、財政、財源、また市民の中でどれほどの方がテニスを今されているのかを、また、今後テニスコートを利用される方の動向を考えていただき、瑞穂市においては少子・高齢化ではございません。少なくとも多くの子供たちが他の地域から転校され、多子・高齢化の特性ある瑞穂市でございます。また、高齢者の皆様においても、団塊の世代の方が多く、第二の人生を歩まれる中、今後テニスは愛好者がふえるのであろうと、素人である私でも考えられるところがございます。しっかりとその部分を考えていただき、ベストな建設費の選定と規模、そして、何より市民のテニスコートが早急に完成されることを望み、また強く求めて、一つ目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、二つ目に、文化が香り、スポーツに親しむさわやかなまちをつくるための施策と課題についてに移らせていただきます。

今申し上げたように、日本各地では、少子・高齢化が著しく進んでいると言われる昨今ではございますが、私たちの瑞穂市においては例外であり、先ほど申し上げたように、多子・高齢化がここ数年、10年、15年というスパンで進むのであろうという予測の中で、今、瑞穂市における文化・スポーツ施設の使用状況を数字的なものではなく、行政側の主観と客観的な立場から、どのような利用がされているか、現状をお聞かせください。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 文化・スポーツ施設の利用状況につきましては、数字的には回答させていただきました資料のとおりでございますが、限られた施設の中で調整をいたしまして施設の有効利用を図っているところでございますが、体育施設につきましては整備がおくれていると認識をいたしております。御承知のように、平成24年には清流ぎふ国体が開催され、瑞穂市ではボウリングの競技会場となっておりますが、一般の競技につきましては施設が整っていないということで、開催をすることができません。教育委員会といたしましては、何か一つ正式な競技ができる会場、施設が欲しいと思っているところがございます。

また、体育協会からは、総合体育館、総合運動場、野球場、テニスコートなど、施設整備、建設の要望をいただいておりますが、財政的に大変厳しい状況でございます。いましばらく我

慢をいただき、当面は学校教育施設を整備していきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） ありがとうございます。

今、教育次長の御答弁の中で、数字的な御回答は前もっていただいております。数字的には施設がふえることで規模が大きくなったり、ふえることがなかったら、当然利用できる人数は限られますので、今お話があった譲り合いの精神の中で皆様には利用していただいておりますということで、数字は確かにここ数年は大きな変動はございません。ただし、譲り合いの中で使っていただくことは、確かに地域社会を形成する中で、当然スポーツ・文化施設を利用する上でのことだけでなく、日常生活においても大切でございますので、そのようなことを使っただけのは大変結構とは存じますが、悪く言えば早い者順であり、強い者順の施設の取り合いがされているようなこともお聞きします。といいますのは、当然野球においても、テニスにおいても、サッカーにおいてもいろんな団体がございます。スポーツ少年団を初め社会人の団体、また世代を超えた愛好者による団体等、大きな組織から小さな組織まで複数の組織がございます。そのような中で、個人的にちょっと野球をやってみたいなあ、仲間が見つかったら野球をやってみたいなあ、サッカーをやってみたいなあ、スポーツを時間ができたで女房とやってみたいなあというような方は施設が取りにくい。利用することが難しいというのが、今市民の皆さんからお聞きする声の一つでもございます。

過剰な施設の整備を進めてくださいと申し上げているのではございません。今お聞きしますと、財政・財源が厳しい折ですので、体育協会からはいろんな御要望を聞く中で、諸団体から御要望を聞く中で、なかなか難しいのが現状でございますという御答弁でございましたが、少なくとも、この瑞穂市の他の町とは違う特異性を、先ほども申し上げる、まだまだ今後体力を、また当地に親しむ時間をこれから過ごす子供たちがふえてくる。また、御高齢の方が他の町と同じようにふえる中で、今、他の市や町より瑞穂市がスポーツ施設・文化施設が過剰な中で整備され、皆さんに利用していただける環境が整っているのであれば、私はまだまだふえるのであっても、これ以上のことは財政面を考えると難しいのでということで、よく理解ができますし、市民の皆様にお伝えもできます。

瑞穂市は、他の町と比べてスポーツ・文化施設、どのような整備の現状か。どのような御認識があられるか、お聞かせください。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） まず、文化施設につきましては、他の市町と同程度、あるいはそれ以上の施設であると思っております。市民センター、あるいは巢南公民館、そして何よりも総

合センターがございます。そして、今進めております地域コミュニティーセンター、こういった施設も文化の拠点となる施設ということで思っております。スポーツ施設につきましては、本当にお恥ずかしいと思っておりますが、これはという施設、そして数も少ないと思っております。

先ほど施設の利用について強い者勝ちとかということを言われましたが、限られた施設ですので、私どもは一定の基準としまして、市の大会、市民何々大会とかというものをまず第1優先、その次にスポーツ少年団、その次に体育協会ということで、優先順位を決めさせていただいております。議員が言われるように、個人での申し込みにつきましてはどうしても後回しになってしまうという状況でございます。利用の曜日、時間というのが限られておるといふか、集中しますので、なかなか調整というのは難しいということで、泣く泣くやめていただくというところも現在出ているという状況でございます。施設につきましては、これから整備をもっとしていかなければならないと思っております。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） ありがとうございます。

私は、先ほどより文化については一言も申し上げておらんと思います。まさしく今、教育次長が言われたように、瑞穂市においては、文化に親しむ環境は他の町と比べても決して見劣りがしない、まだまだ逆にそれ以上の施設が整備されているのかなあと考える中でございますので、あえて文化のことは文化協会の皆様にもしっかりとその文化を構築、また今後の市民の皆様へつなぐお役割をしっかりとさせていただいておりますので、一言も申し上げてなかったのは今の御答弁のとおりでございます。

今、所管である教育委員会の次長も御認識の中で、スポーツ施設は他の町と比べても恥ずかしいほど劣っておるといふ御認識でございます。そうであれば、財政も足らん、財源もない、でも整備の必要性はわかっておる。どうすればいいんですか。そうであれば、その整備を賄うための財源を考えることが必要かと思っております。

先日の一般質問でも、他の議員の方から税収を確保するための考え方を問う質問もございました。私も3月の議会の折に、今後、他力本願で税収を、市民の皆様から出てくるものだけをお願いののではなく、税収を生むような取り組みをしっかりと、今あるまちづくりの企画財政をしっかりと根本的に見直す中で、改革が今こそ必要なときではないかということをお話しさせていただいたところでございます。しっかりと財源を生めるようなことを考えることが、スポーツ施設を充実する整備につなげることになるとの結論ということになりますので、皆さんの瑞穂市でございます。市民の皆様が、この瑞穂市がほかの市町と比べても決して恥じることがないまちになるようなことを考えていかなければならないと思っております。

もう1点でございますが、多目的な広場であります生津のふれあい広場であります。この広

場はいろんな多目的な利用ができる整備の仕方がされていると思います。いい意味で言えば、多目的というのは多くの方がいろんな使い方ができるよということでございますが、悪く言えば何も整備がしていないというようなとり方ができます。要は、専門的なスポーツができるようなグラウンドではないということですね。ここは、ここ数年は野球であったり、サッカーであったりというスポーツがされているように思いますが、野球をするのであれば、北に隣接する工場等に少なくともボール等が入り込まないような安全性、当然ボールが入ればネットを越すような形もあると思います。土曜、日曜日に多く利用をされますので、会社が休みであればどなたもおられません。かといって取りに行かないわけにもいきませんので、保護者が取りに行っているのが現状でございます。そのようなことを考えますと、最低限の整備が必要であり、またそのようなことは決して大きな財源を必要としないので、今近々にできる整備の一つかと思いますが、いかがお考えか、お聞かせください。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 確かに生津のふれあい広場につきましては、利用率が悪いということをお聞きしております。今議員が言われましたように、野球あるいはサッカーができるよということですが、私もこういったことも考えておるところでございます。そのためには、野球ですとマウンドをつくらなくちゃいけない、それからネット、こういったものもつくらなければいけないということですが、現在そういったものを検討しておりますので、今すぐやりますとここで答えると一番いいんですけども、いろんなことがありますので、検討をいたしておるところですということでお理解願いたいと思います。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） 要望も当然必要であろうと思いますので、質問を含めて行政の考え方を伺う中で要望をさせていただきます。当然行政の答弁されることが、ああ同感や、まさしくそのとおりだと思ふのであれば要望もできません。そういう意味で、御質問をした中で、これは要望ができるということで要望させていただいておりますので、御理解ください。

それでは、今次長の方から、すぐにお約束はできませんということでございますが、少なくとも近いうちには、今お約束がいただけなくてもそんなに整備費がかかるものでございませぬ。次長の方で最終的ないつであるかということをお聞かせいただけないのであれば、市長の方に同じ御質問をさせていただきます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、森議員の方から文化が香り、スポーツに親しむさわやかなまちづくりをいたしますという関係から、スポーツ施設の関係の御質問いただいております。

御案内のとおり、行政を私ども進めさせていただくに当たりまして、行政はやはり近未来を透察するといえますか、少なくとも5年、10年先を見越しながら、現下の課題、何があるかというところ、その課題を的確に把握しながら、いろいろ進めさせていただいておるところでございます。そのことにおきましては、議会の皆さんとも御相談を申し上げて、いろいろ今進めさせていただいておるところでございます。

そんな中におきまして、スポーツ施設がいうところでございます。今いろいろ御指摘もいただいておりますが、生津のふれあい広場におきましては、はっきり申し上げまして、合併をいたしましたその一番初めの事業、合併特例債16億5,000万円の借金をしまして、旧穂積町のときに取得されております。これを洗い直ししまして、合併特例債で16億5,000万円かけまして充実。そして、さらにその後3億円ぐらい、市としまして、南側を増設いたしましたところで約20億ぐらい、合併してから投資をいたしておるところでございます。

そういう中におきましてこの瑞穂市、何といいましても先ほどからお話がございますように、人口が一番岐阜県でも増加率が高い、子供さん方もふえておるわけでございます、私ども行政を進めるにつきまして、現下の課題は、やはり教育施設を充実させまして、そちらの優先順序を決めまして今進めさせていただいております。そういう中におきましての、こういったスポーツ施設でございます。

ところが、こういったあれも私どもとしまして、公式の試合ができる施設が一つもないというところでございます、何とかしたいなというところで、総合グラウンドか、そういったものをやりたいなと思っておったところでございますが、あのリーマンショックで21年、22年の税が減収をいたしております。こういう関係もありまして、計画いたしておりましたのが、急遽予算計上ができなかったという経緯もあるわけでございます。そういう中での御質問でございます。

生津の広場におきましては、もう少し多目的に野球等々ができるように、来年度こういった整備をしていきたいということで、先ほども次長の方から検討を加えておると申し上げましたが、そのとおりでございます、そういう計画をいたしております。これは文教委員会の皆さんにもよく御相談を申し上げ、最終的には議会の全協等にもお話を申し上げまして、最もいい形で多目的で利用のできるような整備を考えているところでございますので、よろしく御理解をいただきますようお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6番（森 治久君） ありがとうございます。

今市長より、少なくとも来年度には整備をしていきたいという御答弁をいただきましたので、しっかりとこのお約束を守っていただけるように、先ほども財政が厳しいので、また先送りと

というようなことがないように、少なくとも文化が香り、スポーツに親しむさわやかなまちをつくるための小ぢな施策であるかもわからないが、進めていただくということでお願いをさせていただきます。

最後に、この「文化」という中には、決して習字であったり、華道であったり、茶道であったりというものだけではございません。私が最近聞くところによりますと、子供たちがかかわる中で、また多くの市民がかかわる中で、今総務課の方で取りまとめの所管があると思います多くの防災無線を使った活動が周知の方法ですね。啓発であったり、啓蒙であったり、お知らせ等が防災無線を使った中でされております。文化というものは、先ほど申し上げるような何かをつくる、何かを書く、何かに親しむことだけが文化ではございません。瑞穂独特の文化であるものを何かつくるのは決して難しいことではございません。一つは、この防災無線を使った瑞穂独特の文化ですね。それは、先般より地域の方よりアイデアをいただく中で、またその地域の方が行政と話し合いをする中で、何か一つのいい方向性が見つかったようなこともお聞きをしております。この点について、現状でお話しただけの部分があればお聞かせください。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 広報無線、あるいはFM放送ですね、FMわっちを使った、実は子供たち自身による交通安全、そして防犯の呼びかけをしていく。例えば交通安全運動の期間とか、長期休業といったときに広報無線、FMわっちを使って子供たち自身が皆さんに呼びかけて、そして市民の見守り意識の高揚、あるいは子供たち自身が自覚をするというようなことで、これを今度の夏休みからという思いで、現在進めておるところでございます。以上です。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今防犯の関係で、防災無線を使って市民に呼びかけということで、教育委員会と私どもタイアップしまして、この夏休みの期間中に呼びかけができるように、今企画・立案をしております。本来、防災無線というのは災害時に活用する手段ではございますけれども、毎日時報等も流し、または不明者等があるときも活用させていただいておりますが、すべてが災害時にはきちんと伝達ができるようにというふうに考えておりますし、今後とも交通安全、防犯、その他につきましても、できる限り有効に活用できる部分は活用してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 森治久君。

6 番（森 治久君） ありがとうございます。

今広報無線、防災無線をいろんな意味で、まさしく今どこの町でも、この瑞穂市においても、市民主体の、市民が参加する中で、市民が参画するまちづくりということがうたわれて、また

推進されようと努力をされているのが今の現状で、どの自治体でもございます。そのような中で、今他の町でもやっていることではあるかもしれませんが、この瑞穂市においても、今両部長が御答弁いただいたとおり、子供たちがみずから自己意識を高めるためには、大人であったり、ましてや行政の形式的な言葉ではなく、子供自身の言葉で地域に、またみずからの仲間である子供たち自身に、安全に気をつける、約束事を守るということを発することは大変すばらしいことであろうと思いますし、その活動の取り組みが地域の市民の皆様にもその共通認識をしっかりと持っていただける大きな手段になるのではないかと期待をしております。

小学校が7校ございます。中学校を合わせると10校ございます。どの範囲で取り組みをされるのかを、またこの御意見をいただいた、アイデアをいただいた市民の方の何を望んで、何を思ってこのアイデアをいただいたのかをしっかりと精査され、子供たちの、また市民ができる部分では前面に立つ形でのまちづくりを今後も推進していただきたいと思っております。

最後に、先ほどからお約束していただいております、御答弁をいただいております。スポーツ施設においては、穂積中学校のグラウンド整備においては、市民テニスコートの整備においては、23年度の予算にしっかりと計上していただき、市民の強いニーズ、そして何よりも市民憲章にうたわれる「文化が香り、スポーツに親しむさわやかなまちづくり」という憲章がしっかりと市民の方にも御理解をいただけるような、そして市民みずから進んだ取り組みをしていただけるような環境を行政が導いていただきたいと思っております。

23年度という数字をいただきましたので、しっかりとその部分を念頭に、今後の行政を進めていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（小川勝範君） 以上で森治久君の質問を終わります。

次に、7番 棚橋敏明君の発言を許可します。

棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 傍聴席の皆様、早朝よりお出かけいただきまして、どうもありがとうございます。議席番号7番、棚橋敏明でございます。

ただいま小川議長より質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

瑞穂市は、ほかの市町と比較しまして若い人が多いということで非常に高齢化率が低いと言われております。それがためかわかりませんが、高齢化率が低いと言われていたがため、つつい高齢者の方々が生活する場所、そして生活道路といったものに対する配慮が非常におくれているように思います。表向きは高齢化率が確かに低いかもしれませんが、しかし、朝日大学の学生さん、そして新婚世帯の方々、穂積を通過点、また瑞穂を通過点としてお住まいになられる方、こういったことによって非常に高齢化率が低いように思われるだけであって、従来からの住宅地ではかなり高齢化が進んでおります。若い人がいっぱいいると言われていた穂積駅周辺、実際は、結構高齢の方々がたくさんおられます。ところが、道路はそのような作りでは

ないような気がいたします。

それで、私、本日は1番目としまして、穂積駅周辺の環境整備について、そして2番目として、穂積庁舎・巢南庁舎の効率について、3番目として、都市計画道路北方多度線、もと縦貫道ですね、こちらの道路とその接続道路について、この3点について質問させていただきます。これよりは、質問席より質問させていただきます。

駅周辺で、ここ最近よく交通事故の現場、また実況見分ですかね、そういったものをよく見かけるんですが、現実的に駅周辺でどのような交通事故が起きているか。ある程度承知しておられることが役所の方にございましたら、御報告ください。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、棚橋議員の御質問にお答えをいたします。

交通安全のソフト事業につきましては、総務課の方で実施をしております、交通安全施設の整備等につきましては、私どもと都市整備部とがタイアップをしまして、交通安全施設整備に努めておるといふ状況でございます。

今現在、御質問のありました穂積駅のマンボのあたりでの交通事故ということでございますけれども、北方警察署にお尋ねをしたところ、駅北の交差点では、平成21年度に物損事故が5件起きております。駅の南側では1件の人身事故、それから八百屋さんの交差点では5件の物損事故が起きているという回答をいただいております。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 今の御報告ですと、車と車が5件、5件の10件、それから人が絡んでおられる事故も起こっておると。これは実際問題、私もあのかいわいをよく通るんですが、道路をつくられたときは自動車道路ということをつくってこられた。先ほど申し上げたとおり、非常に御高齢の方がつえをついて歩いておられるとか、特にまた八百次さんという御高齢の方々が非常に買いやすい商店がございます。それと同時に、その八百次商店さんの前は5差路になっております。それで、どうも道路の形態、また道路のニーズが変わってきたように思うんですね。穂積駅から真っすぐ、郵便局の横を抜けていく道、これは非常にいい道になりました。これは本当に安全な道、歩道の方も多少よくなりました。でも、ここじゃなくて、マンボから真っすぐ南北へ抜ける道、これはますますその両隣、ドアを開ければ道路、そのようなもともとが商店のおうちです。それと同時に、その内側に住んでおられる方々、これはほとんどが住宅でございます。ですから、かなり御高齢の方が多いです。これは何もこの穂積に限ったことではありません。例えば東京に行ってもそうだと思います。例えば渋谷、五反田、どこでも表はお店、だけど一歩中に入ったらどこも住宅地なんですね。それで高齢の方々がそこを歩いておられる。それと同じで、非常に狭い道路を車はばんばん、以前にもこれを質問させていただ

きましたが、北方多度線の方が、北進、南進、これも車線の変更によりましてどんどんどんどん皆さんがマンボを抜けようとされる。ですから、非常に危険な状態ですね。ですから、今の御報告でしたら、人身事故は1件のみという御報告です。でも、今これに気がついて、今これをやっていかなかったら、私はもっともっと危険が増していくと思います。過去にも何回も何回も、駅周辺は危ないから改革しなきゃいけないよと言われて、ところが格好のいいものはできたかもしれません。でも、本当に安全なものが出てきたのかどうか、非常に危険を感じます。

その中で、具体的になぜそれが障害になっているかをちょっと聞きたいんですけども、マンボの北側、そして南側、どうしてここに信号機がつけられないのか。それと同時に八百次商店さんの前、これ5差路か6差路、非常に変形の交差点でございます。なぜここにも信号機がつけられないのか。恐らく道路の幅とかいろんな問題があるのかなとは思いますが、ちょっと御答弁をお願いいたしたいです。よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） なぜ信号機がつかないかということでございますけれども、まず信号機が大体どのような条件でつけられるかということになりますけれども、これは非常に残念なことではありますけれども、やはり人身事故や物損事故がある程度発生し、危険のある交差点、これはだれしもそういうふうかなと思いますけれども、まずそれが第1点でございます。そして、主要道路と従の道路との交通量のバランス、大きい道路と横を横断する道路との交通量のバランス、そしてある程度の道路幅員ということも必要かなということです。そして、隣接の信号機との距離、その他歩道橋や地下道との関係と、幾つか条件が出てこようかと思いません。

確かに、昔から穂積駅の周辺につきましては、駅をつくるときにもっと道路を広げたらどうだという話がありましたけれども、瑞穂市内は東海道、JRの方が堤のような感じで走っておりますので、あれを抜くということは非常に大変な工事でございますし、また下をくぐってトンネルをつくるということになりますと、かなりの人にどいていただかなくちゃならないということ、それは皆さんも十分御存じだと思います。

そうした中で、どうして交通信号機がつかないかということですが、先ほどの状況からいきますと、どうしても見通しの悪い、そして道路幅員が十分でない、そうした道路構造上の問題が幾つかあるかと思えます。ただし、私どもが思いますのは、先ほど議員がおっしゃったとおり、今現在、高齢者が非常にふえています。先ほどの人口の分析につきましては、議員さんがよく承知してみえると思えますが、瑞穂市はどちらかというとアパートが多くて、便利ですので出入りが多いと。その数字にごまかされまして、実を言いますと、高齢化が一番低いという状況でございますが、多分この穂積駅の周辺が一番高齢化が進んでいる地帯だと思

っております。ですので、そうした分析を踏まえて今後どうしていくかということは、都市整備部の方と道路の構造上の問題等も踏まえて十分検討していくべきであると思っております。そして、今非常に危険な場所であることは十分承知でございますが、皆さんがそれを十分認識して気をつけてみえるので、たまたま交通事故が少ないというだけだと思っておりますので、今後とも十分注意しながら、都市整備部と調整をしまいたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7 番（棚橋敏明君） 非常に分析をよくしていただいていると思いますし、本当に新しい部長は物すごく熱心にそういったことをやっていただけそうだなあと期待を込めているんですけど、本当にありがたいなと思います。執行部の皆様方にも一度あそこを歩いていただいたら本当にわかると思うんですね。さらにそれから、皆さんに考えていただきたいのが、恐らく10年後はもっともっと鉄道の利用者がふえると思います。そうしたら、今例えば格好よく噴水がございます。そういった噴水も置けないぐらいになってくるかもしれません。そういった長い長い目で見て、もう一度あの駅周辺を考えてみていただきたいんです。

命は大切です。例えば先ほど人身事故、これが例えば亡くなった方ということだったら、そのお1人がですね。失礼な言い方かもしれませんが、信号がついたのかもしれないということになったら、非常にこれは命をばかにしていることだと思います。やはり命は絶対大切です。命は平等ですし、本当に大切だと思ってください。また、その方が仮におけがで済んだとしても、御高齢でそのけががこれから何年も続く、なかなか治癒できないけがだとしたら、これはまた大変なことだと思います。ですから、一つの人身事故というんじゃなしに、大きな切り口、これで改革が進められるんだということで、あの地域の改善・改革をやっていただきたいと思っております。

それと、それに付随しまして、ちょっともう一つ、二つお聞きしたいんですが、立派なバスターミナルがございますね。このバスターミナルというのは、今現在どの程度の利用度になっているんでしょうか。大野町のパナソニック系の工場が閉鎖になりまして、それから以降の利用率、それと同時に、そこで仮に利用率が減ったとしても、ほかのことでこんなにふえているんですよとか、今現在のバスターミナルの利用率といいますか、利用状況、こちらの御報告をいただけたらありがたいです。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 現在あります駅南のバスターミナルの関係ですが、先ほど言われましたように、ナショナルからの関係が撤退しましたので、台数は減っておりますが、北方からのバス、それからリオワールドからのバス、いろんな市内のみずほバスが入っております。

地域の公共交通会議というところでも要望がありまして、バスターミナルの利用・活用については強い要望が出ております。市の方としまして、できるだけその辺の利便性を図っていきたくて考えておりますが、終着駅、今おりるところはあそこにしておりますので、これを穂積駅に簡単にするわけにはいきません。これは運輸局の認可が必要になってきますので、こういうことも考えながら整備をしていきたいと思っておりますが、できれば今のバスターミナルを待機場所にして、駅で乗降ができるような形、今、朝日大学だけがあそこで乗りおりをしております。その辺のことも考えまして、何とか今の混雑度、特に送迎の個人車が多うございますので、その辺ともバランスをとりながら、バスとの関係も整備をしていきたいということで、地域交通会議の方へも提案してございます。この辺でまた協議を進めていきたいと考えております。以上でございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7 番（棚橋敏明君） 今部長の方から報告がありましたように、将来はバスターミナルをバスの待機所にする。そして、乗りおりは駅の中の恐らくロータリーかもしれませんが、そこでするようにするという御答弁をいただきまして、本当にありがたいなと思っております。やはり利便性は高まると思いますし、ただ、今現在、そのいろいろな法律的なこととか、そこまでいくにはまだ時間がかかると思いますが、それまでもバスターミナルがこちらにありますよと看板にしても、余りにも小さな看板しかございません。もっともっと広報というか、皆さんにわかるようにすべきじゃなかったのかなあとと思います。それと、これから恐らくそのように駅の方を整備して、駅で乗りおりができるようにされるということであれば、しっかりと御研究の上、進めていただきたいなと思っております。

それから、あともう一つ、そのバスターミナルに関しまして、以前こちらで広瀬捨男議員さんが御質問なされたときに、駅南公民館の方も一応そういったターミナル機能を備えたようなところで使いたいという御答弁があったように思いますが、それはどのように駅で乗りおりができるようになった場合に活用なさる御計画でしょうか、お答えくださいませ。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 駅南にございます旧の駅南公民館ですが、これについては、市の土地ではございますが、取り壊しができていない状況でございます。取り壊しができるような状況になりましたら、活用については十分検討をしたいと思っております。以上でございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7 番（棚橋敏明君） どうもありがとうございました。

最近、大垣駅に行きましたら、すごく大垣駅が変わったんですね。大垣駅の南側、昔の正面玄関でございますね。こちら側は確かに以前とは変わりましたが、それ以降はそう大差はないんですが、駅の北側はすごく変わりました。それと、岐阜駅はもう大きく大きくさま変わりました。

それで、遠くの方に「瑞穂市ってどこにあるの」と聞かれますと、「いやあ、西岐阜駅の隣だよ」と答えてもだれもわかりません。でも、今は西岐阜駅があって隣だけれども、以前は岐阜駅と大垣駅の間だよと答えますと、だれもがわかってくれました。ほとんどの方が理解してくれました。穂積という駅、そこが瑞穂市の玄関口になったんだよと申しますと、ほとんどの方が理解してくれます。それぐらい穂積駅というのは重要なポイントでもあります。また、瑞穂市の一番の表玄関でございます。それで、例えば岐阜駅、それから大垣駅、最近ちょっと西岐阜駅も改善するような話をちらっと聞いたことがございます。どこまで西岐阜駅のことを定かか私もわかりませんが、ただし、岐阜駅及び大垣駅に対しては、すごく改善されています。恐らくは県の方からいろんな助成とか補助とか、そういったものがあるんじゃないかなと思います。そういったことについて、これは県とタイアップして、駅前再開発とか、また駅の開発とか、そういったことができるものなのかどうなのか。以前、市長さんがよく西の方に駅をつくれなにかということで、いろいろお調べになっておられたことがあると思うんですが、そういったことも踏まえた上で、穂積駅を県の方からの補助金がもらえたりとか、国の方からもらえたりとか、そういったことが何かできることがなかるうか。ちょっと私が知らないことがありましたら、お教えいただくとありがたいんですが、よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 駅前の再開発事業につきましては、岐阜駅、大垣駅、いろいろやっておられます。瑞穂市の中でも、過去には地権者を集めて駅前開発ができないかということで会議が開かれたようでございます。今の整備としては駅前開発、ちょうど県道も入ってきております。県道整備につきましては、駅前開発にあわせて県の方の補助、それから交付金等にもいろいろな社会一括交付金とか、いろいろなことで制度が変わってきております。こういう制度を利用して整備が可能だと思っておりますが、その前に地権者の皆様方との話し合いが必要ではないかと思っております。議員の皆様方にも御協力をお願いしてまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま棚橋議員から、駅周辺の道路の関係でいろいろ御質問をいただいております。

そんな中におきまして、特に駅の関係も踏まえての御質問でございます。実は瑞穂市には過去から三つの、旧穂積町の方でございますけれども、宝がある。こういうことは御案内のと

おりです。一つには穂積駅でございます。もう一つには多くの1級河川がございます。この河川は、はっきり申し上げまして、先人がこの水で苦しい闘いをしておるわけでございますが、この河川をうまく利用すること。三つ目は、この町の中に大学がある。約3,000名近い人が集まる場所でございます。三つの宝があるというところでございます。これをいかにうまく利用したまちづくりをするかというところでございますが、今御質問をいただいております駅の関係でございます。

この周辺の整備におきましては、今、都市整備部長の方からお答えをさせていただいたとおりでございます。できればこの駅の周辺の開発は、市が開発をしようとしたら、ミニの最低限区画整理といえますか、やはりどれだけかの面積を決めまして区画整理事業、これには県道も町道も入っておりますので、この駅周辺開発ということで、国土交通省のそういう補助メニューもございます。こういうものも踏まえて開発をすればできないことはないわけですが、今回、政権が民主党にかわっております。23年度から一括交付金という形で、四つぐらいのメニューに分けて、いろいろメニューがあるわけでございます。その中で、市が優先順位を決めまして、うまく利用してやれる方法もあるわけでございます。ところが、こういう事業をやるとうまくと、やはり少なくとも市もこの中に何らかの形である程度の土地の所有をしておれば、そこへこれをやりますとなりますと、どうしても道路拡幅からいろいろあるわけございまして、その一部は外へ出ていただかなくてはいけない、そういう関係で市の公共の土地の確保もしてやらないとなかなか難しいところでございます。そういうものも踏まえて、今後の課題でございます。

今、現況あいう形でございます。道路の関係。本当に事故のないようにするのであれば、一方通行ということも考えられるわけでございます。これは地域の皆さんに御賛同いただければ、相当交通の流れも変わってくるわけでございますが、岐阜におきましても、大垣におきましても、町の中へ入りましたらほとんどが一方通行になっております。そういうことも考えられるところございまして、先ほど来から申し上げておりますように、合併しまして7年目でございます。このまちの課題が余りにも私に言わせたらあり過ぎるというところございまして、その優先順位がはっきり言って問題になるわけでございます。これも何が一番大事かということは議会の皆さんも御承知のことございまして、今進めておりますのは、やはりまちづくりは人づくりでございます。教育施設、こういった関係だけはおくれることのないように整備をしないといけない。そういう中で順序を追って進めていきたいというところでございます。

これも今後、議会の皆さんとも十分お話をし、私どもは本当に過去と違いまして、皆さんの意見を聞きながら、本当にもっともっと議会とも全協、いろんなところでお話を申し上げて、他の市町の先進地のこういったミニの開発されておるところもございます。そういうところも

見ながら、皆さんと知恵を出し合って、そしてよりよいまちづくりをしていかななくてはいい、このように考えておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君に申し上げます。細かい質問が 8 問ありますので、順次スムーズにやっていただきたい。

棚橋敏明君。

7 番（棚橋敏明君） 駅周辺というこの環境整備には二つの特殊な要素があると思います。まず、駅のための利便性、そして、その地域の方々の高齢化に対する安全の確保、この二つのどうしても大事なニーズがございます。これをやっていくために、今御答弁いただきましたことを取りまとめますと、マンガ、それから八百次商店さんの前、ここに関してはもうしばらく時間を下さいと。そして、いま一つ全面的なことを考えてみますという御答弁をいただいたと思います。

それと、駅のバスターミナル及び駅で待機する車の問題とかそういったことに関しまして、バスは穂積駅より発着すると、待機するのはバスターミナル、そこを待機場所として利用すると、このように御答弁いただいたと認識しております。このようにしていただけただけでもまず一歩前進じゃなからうかなと思いますので、まずそれをやっていただくことが第一、よろしくお願いしまして、その次の質問に入らせていただきます。

今この瑞穂市役所の庁舎は、こちらにございます本庁舎、穂積庁舎ですね。それと、巢南にございます巢南庁舎の二つがございます。これ合併前でいいますと穂積町役場、そして巢南町役場、こういった形でございまして、どちらも立派な建物でございます。特に巢南の役所の建物は非常に見ばえもする格好いい建物、ですから大事にしたいという気持ちもあったのかもしれませんが、今ほとんどこちらの方でやっていることと向こうの方でやっていることをきれいに二つに分けてやっておられます。総務関係のお仕事、それから福祉関係のお仕事、それから税務関係のお仕事は穂積の庁舎。そして産業、都市整備、それから教育委員会とか、それから文書発行は巢南でもできるんですが、そのように大まかで言いましたら二つに分けておられます。ただし、市民税が個人の方は 13.7% の減収、それから法人関係が 26.3% の減収が予想されると伺ったことがございます。果たして今、この二つの庁舎、例えば巢南の方に穂積に来てよということをお願いしたら、ガソリン代がかかります、時間もかかります。本当にこのような配置でいいのでしょうか。

合併してもう既に数年、いい悪い、ある程度検証もできているんじゃないでしょうか。それと同時に、実際問題、巢南の庁舎、恐らくは相当な水道光熱費も使っておられると思います。何もすべて一元化しようとは私も思いません。ただども、まず皆様方のいただける税金が少な

くなる。そうしたら、当然厳しい税金の取り立てにならざるを得ない。それをする前に、役所の方も襟を正したらいかがかんと思うんです。それと同時に、こちらにもたくさんのお部屋があいています。これを市民の方々が見られたらどう思われますか。そういったことについてちょっとお尋ねしたいんですが、どなたか。このように一元化とは申しませんが、再度見直しを図ってみたいいかがかんと思いますが、このことにつきまして御答弁をいただけるとありがたいです。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 合併しましてから、まだ庁舎をどのように効率的に運用するかというところまではなかなかいっておらないというのが事実でございます。

今、穂積庁舎の方も幾つかの会議室があいておるということを言われました部分がありますがけれども、確かに100%稼働ということはなかなか難しゅうございます。

今現在、こちらの穂積庁舎につきましては、御存じのように旧のこの第1庁舎、そしてこの隣の第2庁舎、そして、元の消防署の方の第3庁舎がございますけれども、この第1庁舎、第2庁舎につきましては、事務室、議場、会議室、機械室等がございます。実を言いますと1階は機械室になっております。ここを建築した当時、やっぱり水が一番心配だということで、1階はほとんどが機械室、更衣室ということでございますので、実際にこちらの庁舎を使っているのは2階、3階でございます。そのような構造になっております。

そして、こちらの穂積庁舎につきましては、会議室が実際に使えるのは三つほどございまして、職員はすべてパソコンでこの穂積庁舎も巢南庁舎も、どの会議室がいつ使われているかということが今一目で見られるようになっておりますので、その画面を見て申し込みをしておるといふ状況でございます。

そして、使用状況の中にはどうしても長い期間とらざるを得ない会議がございます。確定申告やら国勢調査のときの大きな統計調査並びに予算査定とか、どうしてもある程度の期間はとらざるを得ない部分もあるかと思います。ですので、そういう使用の方法を除きますと、なかなかこちらの穂積庁舎はあいていないというのが事実でございます。全体的に見てみますと、また後ほど巢南庁舎の方は市民部長の方から説明をさせていただきますけれども、それぞれの建物が、こちらについては大体40年、向こうについてはまだそんなにたっていないという状況もありますので、今すぐというのはなかなか難しいかと思いますが、長期的には十分検討せざるを得ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 続きまして、巢南庁舎の方の利用状況ということで御報告させていただきたいと思いますが、当然に公有財産である庁舎は、それなりの機能を備えて配置されている状況でございますが、3階建てでございまして、1階につきましては先

ほど御案内いただきましたように、巢南庁舎管理部、さらには環境水道部、都市整備部の事務室、さらに住民の方々の相談室、更衣室、機械室、倉庫、食堂というような配置になっております。会議室としましては8名と12名用の2部屋、それと公室といった形で16名が入れますが、1部屋が配置されております。これらの会議室、公室は、第1庁舎とか関係各種の委員会など会議に利用されておられまして、これも年間でパソコン等で管理しておりますが、利用につきましては、年間1階部分で361回という会議室の利用となっております。

次に2階でございますが、ここは主に教育委員会の事務室、さらに書庫と機会室、電算室等が配置されておりますけれども、会議室としましては16人と20人用の2部屋、それと大会議室108名の収容人員でございますが、1部屋でございます。これらの会議室につきましては、教育委員会の関係の相談室、研究会などに利用されておられまして、特に大会議室につきましては各種団体の総会とか、職員の研修、さらに長期で確保する確定申告の時点で利用させていただきまして、年間で449回というようになってきております。

次に3階部分につきましては、みずほ公共サービスの事務所、さらに書庫とか相談室、ここにも機械室がございますが、そのほかに会議室が20人用と14人、27人用の3室が配置されております。これらの会議室につきましても、議会関係の委員会とか教育委員会、民生委員会などの各種団体役員さんに御利用いただいております、年間で86回御利用がございます。この3階の三つの会議室につきましても、常時利用の状況ではないものの、今申しましたように、年間延べで896回という利用がなされている状況でございますが、今後におきましても他の利用も含め、効率的・効果的な活用に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 柵橋敏明君。

7番（柵橋敏明君） 今伺いますと、非常に利用しておられるということで驚いたというか、ありがたいというか、現実的に私自身誤解があったのかもしれませんが、何かもっと人はまばらで、こんなことに使わなくてもいいのになあとおったりしてました。それと同時に、例えば穂積の庁舎は昔の水害の関係で、水害をたびたび経験したということで、1階はすぐに移動できるもの及び先ほど部長から説明がありましたとおり機械室、そういったことになっていたりして、確かに1階はそれはそれなりに重要だということもわかります。

ただ、この穂積庁舎の1階の西側、東側、こちらに公用車の駐車場がございます。それから、空き缶、ペットボトルのポイントの機械ですね。そういったものも設置しておられます。でも、本当を言えば、ああいった1階のあのスペースというのは非常に大事ないい場所として使えるんじゃないかなと私は思います。これから御高齢の方が多くなってきて、階段が昇りづらい、上下の移動はなかなかしにくいということになりましたら、この西側の駐車場、そし

て東側の駐車場、それもちょうど中に食い込むようにつくってございます。これを再度利用するようなことを考えていただくとか、今は水害も、確かにゲリラ豪雨がございましてから非常に怖いものではございます。ただし、今はパソコンですので、データをどこで管理するか。水害の被害に遭わないところへデータは送り込んでしまう。だから、1階はそのようなオフィスとして使って、例えば2階にはある程度そのデータを蓄積する。そうすると、水害の被害も少なく済む。そういったことをやって考えられる時代のところへ来ていると思うんですね。そういうこともいま一度考えていただいて、もう一度巢南及び穂積、両方のレイアウトを考えてみていただきたいと思います。それが、また市民の方々にとってみたら、非常に利便性が高くなるわけですから。

例えばせんだって申し上げました税金の納付でもそうですね。2階まで行って納付しなきゃならないんじゃないしに、例えば1階で納付ができる。極端なことを言ったら、ハンバーガーの店へ行ったらドライブスルーと申しますかね、あれでぱっとパンが買える。それと同じように、税金でも、例えば軽自動車税ぐらいだったらドライブスルーで、極端なことを言ったら納付ができる。やっぱり今皆さん共働きですから、利便性というのは物すごく必要だと思います。いま一度そういったことで考えてみていただくのも一つじゃなかろうかなと思います。恐らく今お伺いしてもそのような策はまだ何もできていないと思いますが、ありましたら御報告いただきたいと思いますが、何かございますか。お願いします。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今突然何か新しい策はと言われましたが、確かに今すぐはなかなか浮かびませんが、時代は急変してきておまして、多分仕事のやり方もすべてがまるっきり変わる時代に入ろうとしておりますので、それらも含めて一から考え直すということも非常に大事なかなと思います。ただただ、あの課をこっちへ持っていく、この課を1階に持っていくということではなくして、仕事のやり方、職員がどれだけ要るのかということも含めて、できる限り経費を節減し、その部分を皆さんのサービスに回すということが一番基本だと思っておりますので、そのあたりも含めてまた検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方から総括的にお答えさせていただきます。

今、穂積庁舎と巢南庁舎に分かれておるところでございます。穂積庁舎は、先ほどから御答弁を申し上げておりますように、築45年でございます。増設もされております。大体人口3万人の予定で建てられております。巢南の方におきましては、ちょうど築23年でございます。これ人口2万人を想定しております。そこで合併があったわけでございます。現在5万1,000人、御案内のとおりでございます。

そういう中で庁舎が二つに分かれております。もちろん合併は行政の効率化を図るため、そして人員の削減もしながら、こういった合併を進めてきておるところでございます。そういう中で、施設の利用を有効にというところでございますが、この問題につきましては、きょう堀武議員の方からも、特にこの穂積庁舎の使い方について、社会福祉協議会を初めとして、いろんな関係で御指摘をいただいております。この1階のことにつきまして、1階のすべてが使えますと相当入るわけでございます。ところが、大きな想像のできないような水害に備えて現在の構造になっているところでございますので、無理だということでございます。

そんな中で、まだまだ二つを一つにすると、やはり人口もふえるところでございますので、考えられません。少なくともこれから15年か、この庁舎が60年ぐらいたったら、そこら辺のところと考えられるんじゃないかということを思うところでございます。お隣の本巢なんかは三つに分かれております。ところが、ここはまだ二つで距離も近いというところでございます。そこら辺も御理解いただいて、そういう中でそれぞれの施設、部屋が十分に市民の皆さんにも御利用をしていただけるような稼働率のある方法を考えてまいりたいと、このように思っております。よろしく願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（小川勝範君） 棚橋君に申し上げます。残り時間20分、あと4問質問がありますよ。全部やってください。

〔7番議員挙手〕

棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 市長、そして早瀬部長、ありがとうございました。

前向きにとにかく効率よく考えてみえるということで、ありがたいお言葉をちょうだいしまして、ありがとうございます。

それでは、都市計画道路北方多度線の質問に入らせていただきます。

本巢市、瑞穂市を南北に貫く主要道路北方多度線、元縦貫道ですね。瑞穂市内におきまして今ナンバー2の道路だと思います。ナンバー1が国道21号線、ナンバー2が北方多度線、利用度は物すごくふえてきたと思いますね。プラントシックスさんへの犀川の大きい橋、あれができてから一挙に交通量がふえました。ただし、それに対する接続道路が余りにも未熟でございます。昨日も松野藤四郎議員の方から御質問がありましたとおり、それに連なる道路の側溝でもそうです。もう高くなったり低くなったり、非常に利便性は悪い。それと同時に非常に危険もある。その中で、一つ、二つ取り上げて御質問させていただきます。

まず南新堀川橋、そして南中川橋、ここから北上していきます。祖父江地区から穂積地区へ入る急なカーブがございます。それと同時に、割と急な坂になっております。これはどうしても坂の距離を短くしようという計画だったと思うんですが、ですから、ある程度ちょっと急な

坂になっております。ですから、非常な加速が車に行われます。加速が行われて下ってきたところで急なカーブ、それでなおかつそこでスピードを遮る信号機とかは何もなし。ですから、朝日大学までは急激なスピードで走ってきます。その住民の方々は、かなり御高齢の方が多いです。どうやってこの道路を横断したらいいんやろうと思うぐらいの状況でございます。この部分に関しまして、何か改善策をお持ちでないでしょうか。お尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） お答えいたします。

朝日大学より南につきましては市街化調整区域でもございます。道路横断者も北方多度線の瑞穂市役所付近での利用形態とは若干違っておるかと思っております。また、東西に交差します市道も今後の整備状況によりましては変わってくるかと思っております。交通量の大幅な増加が見込まれるようでしたら、それは考えなければなりません。しかしながら、現在状況を見てみますと、それに必要な条件をまだまだ満たしていないのではないかと考えておりました、優先順位としましては若干低いのではないかと考えております。しかしながら、今議員御指摘の区間の中で、朝日大学の正面入り口に設置されております横断歩道がございますけれども、これにつきましては、現時点で1日の道路横断者が最も多い場所であると認識しております。学生を初めとしまして学校関係者、それと通院の方々などの利用の安全確保という観点からも、現地の状況を精査させていただきまして、道路管理者である県及び警察等と連携をとって検討してまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7番（棚橋敏明君） 今名前が出ました朝日大学ですね。ちょうどこのことにつきまして、その北側、従来からの道路がございます。こちらにかかる柳一色橋という橋がございます。何度も何度も今までこの橋がどうしても集中的にたくさんの方が通られる。学校の始まる時、そして部活の終わったとき、それから部活の人たちは2列、3列、4列、5列で橋を渡られます。何度も何度もこれの改善・改良をお願いしてまいりました。でも、一向に進んだ気配はございません。その後、今どこまでこのことに対してましてお調べになられ、このような計画をつくれたよとか、何かございましたら御報告ください。お願いいたします。

議長（小川勝範君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） お答えします。

昨年、柳一色橋周辺の概略設計を実施させていただきました。検討課題としましては、橋梁部分が大変重要となります。現在かかっております橋を利用しての拡幅は中川橋を渡ります関係で、河川管理者である県への協議はもちろん必要でございますけれども、橋台掘削時の影響線がございまして、このために長期間通行どめになるというようなことも予想されます。この

ため、既設とは独立した歩道橋を設置していきたいというふうに検討しております。また、この橋の設置に当たりましては、既設橋の路面の高さ、それと新設しようとしております歩道橋の路面の高さに差が生じないようにといった配慮に加えまして、自転車・歩行者道の利用状況、東西取りつけ部分の用地の利用形態、周辺住宅への影響、さらには施行性の難易度など、いろんな観点から総合的に判断していきたいと思っております。また、この整備を進めるためには、近接する方々の土地に対しましても若干影響が出てまいるかと思っております。

なお、事業の実施につきましては他の事業の進捗状況、その他経済状況など総合的に判断させていただき、判断してまいりたいと考えております。以上です。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7 番（棚橋敏明君） 経済状況というお言葉がございましたが、日にち的には全く決まらんと。そのうちある程度予算がつけられるようになったらやろうやないかという程度のことでしょうか。

議長（小川勝範君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） 事業の実施につきましては、現在概略設計を行っておりますので、それをまとめまして、それがまとまれば次への段階に進んでいくということでございますので、それほど遠いというような認識はないかと思っております。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 棚橋敏明君。

7 番（棚橋敏明君） なかなか期日を言ってくれといってもそれは難しいことですが、とにかく事故が起こったらもう何ともならないわけですから、それと同時に、やはり学生さんたちのモラルの問題もあるかもしれません。でも、車対人という事故の場合はどうしても車の方が不利にならざるを得ませんので、早急とにかく何とかしてくださいませ。そうじゃないと、地元の運転される方々も高齢化して、その方々があの道路を田植えのときなんか、またどんなときでもそうですが、軽トラでびゅんびゅん走らざるを得ない道路なんですね。ですから、生活道路であり、通学道路であり、また自動車道でもある非常に複雑な橋でございます。そういったことをかんがみていただきまして、少しでも早く実行していただけるよう、よろしく願います。

続きまして、この役所のかいわいの歩道ですね。今まではそんなに気がつかなかったんですけども、この市役所の南側の道路、桜が植わっている昔の堤防のところですね。これがすごくすばらしい道路にさせていただきました。この道路がよくなったがために、役所の西側、何というひどい歩道ですか、これ。もう傾いているわ、へこんでいるわ、段差はあるわ。これ、何という道路かな、何という歩道かなと思います。そこへ持ってきて、北行き何車線、南行き何

車線で込むわ、込むわ。一体どういう道路計画で、特にきょうはその中の歩道について聞きたいんですけども、この西側何とかならんものですか、市役所の西側。こちら辺の歩道をいかがお考えなのか、ちょっとお答えくださいませ。

議長（小川勝範君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） 国道21号より北の歩道につきましては、今ほどおっしゃいましたように1.5メートルと大変狭うございます。道路の路面の高さに対しまして、歩道の路面を若干高くしました、マウンドアップ形式によりまして歩行者の安全を確保しておりますけれども、県道沿いの各施設、あるいは各店舗等への出入りのために、おっしゃられるように各所で切り下げが行われております。その結果、歩道が波打っている状況は議員が御指摘されるとおりでございます。車いす、あるいは御高齢者の方々には大変御不便な状況になっていると認識はしてございます。

抜本的な解消方法につきましては、歩道の拡幅に加えまして、歩道のフラット化を図ることになりますけれども、道路用地を広げますことは極めて困難であることは御推察いただけるかなと思っております。その中で、現在対処できる方法として考えておりますのは、沿道公共施設の後退によりまして歩道空間を確保するというものでございます。平成18年度から平成20年度に整備しました別府保育所付近では2メートル後退させていただきまして、歩道空間を確保しております。今年度も、市役所西側でございますが、同様に2メートル後退しまして歩道空間を確保したいというふうに考えております。今後も道路管理者である県と連携を密にしまして、より安全で快適な歩道空間を確保できるよう努めてまいりたいと思っております。以上です。

〔7番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 柵橋敏明君。

7番（柵橋敏明君） 非常に安全な市役所周辺になるような気持ちがいいたします。それで、私が今気がついたことだけ、縦貫道、そしてその接続道路についてお尋ねしたんですけど、また整備部長の方で、いやこんなこともやろうと今思っているんだよとか、何かお気づきの上、なおかつ自発的にこんなふうにしてやろうと思っているようなことがございましたら、御報告をお願いいたします。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 今調整監が言いましたとおり、市役所のすぐ隣は前から問題になっていましたので、整備を行いたいと思っておりますし、この前も道路整備審議会の方でもいろいろ問題になっています。北方多度線の3車と1車ですね。こういう問題も含めまして歩道の関係、これも問題になっていますので、これも県の方と十分協議して何らかの方法を考えていきたいと思っておりますが、今の現状では、拡幅はこんなに家が張りついていますので、莫大

な費用がかかります。そうすると、先ほど話がありましたように、マンボの方へ、ほかの道路へ逃げるということも考えられます。こういうことも十分考えながら、ほかの道路、従道路になりますね、こういう道路の整備についても、市の方で検討をしていきたいと考えております。以上でございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 柵橋敏明君。

7 番（柵橋敏明君） どうもありがとうございました。

本当にきょうは中身のしっかりした回答をいただきました。ただし、回答だけでなしに、とにかく進めていただかなければ何の改善・改良になりません。それと同時に、一番最初に一つだけ戻りますが、一人の方が人身事故に遭ったということ、これが死亡でなくてよかったと思うんじゃないし、絶対死亡させちゃいけないんだと、そのような交通事故を発生させちゃいけないんだという御認識に立っていただいて、改善・改良を進めていっていただきたい。

それと同時に、これだけ本当に税金、財政が厳しい折、何を節約したらいいのか。また逆に市民の方々に、私たちも一生懸命節約しているんです、だから申しわけないんだけど税金払ってくださいよと言えるようなやり方にしてください。無駄遣いしておって税金払ってくださいと言えないですよ。とにかく私らも節約します。だから、皆さんどうか税金、気楽な窓口にしました、どうぞ来てください、払いに来てください、このような市にしてください。どうかよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で柵橋敏明君の質問を終わります。

議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。なお、11時15分から再開をいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

8 番 広瀬武雄君の一般質問を許可します。

広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） 議席番号 8 番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、以下 5 点について質問をさせていただきます。

その第 1 番目は、穂積中学校グラウンド拡張計画について、2 番目が、婚活支援事業取り組みについて、3 番目が、社会福祉協議会の休日対応について、4 番目は、MR ワクチン接種状況と今後の対応について、5 番目が、商工会実施のプレミアム商品券の利用状況等についてでございます。

以下、各項目の質問につきましては、質問席より質問をさせていただきますので、よろしく

お願いいたします。

なお、本日は大勢の皆様にご傍聴いただいておりますことを、この場をかりまして厚く御礼申し上げます。

それでは、第1問目の質問をさせていただきます。

この質問につきましては、皆様既に御存じのとおり、朝一番で御質問いただいた項目と同項目でございますので、ある程度割愛させていただきながら質問をさせていただきたいと思いますが、重なっております部分につきましては御容赦いただきたいと思います。

穂積中学校の新築校舎につきましては、本年3月25日に完成し、4月3日に新校舎竣工式が挙行されましたことは既に皆様御承知のとおりかと思っております。

しかしながら、一方において、その校舎が新築されたがためにグラウンドが手狭となり、毎日の体育の授業を初めとして、クラブ活動においても満足な対応ができず、生徒はもちろんのこと、教職員もそのやりくり大変苦労しているとのことでございます。

例えば体育の授業は、4クラス程度までは何とかできるそうですが、それ以上のクラスが重なる場合は体育館と運動場とに分けてやらざるを得ないという現状でございます。

さらに部活におきましては、バスケットボール、バレーボール、バドミントン等は体育館でローテーションを組みながら練習させておるものの、今の狭くなったグラウンドにおきましては陸上とソフトボールしかできず、野球とサッカーは稲里の市のグラウンドを借りて練習させているとのことでございます。しかも、稲里の市のグラウンドにつきましては、学校から移動せざるを得なく、その時間がかかり、時間的なロスも伴っているというところでございます。

また、9月に予定されておりますわかたけ祭につきましても、十分な設営ができず、生徒たちが思いどおりの実力を発揮することすらできそうにないという学校当局のお話でございます。

そのように、多種多様な悩みを抱えながら学校運営がなされておるわけでありまして、結果として、現在の在校生が犠牲になっているという現状かと思われまます。

豊かな人間性をはぐくむための教育環境としては、まことに不十分な状況に置かれており、父兄からもOBからも、また同窓会組織からも不満が出ております。

また、別な角度から眺めてみますと、文科省の中学校設置基準の第3章第7条におきまして、中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上、適切なものでなければならないとうたわれております。

そこで、質問いたしますが、このグラウンドが安全上、管理上、適切なものになっていると思われておるのかどうか、林次長に答弁を求めます。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 穂積中学校のグラウンドにつきましては、新校舎建設によってますます狭くなったということで、適切ではない、迷惑をかけていると認識をいたしております。

以上です。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） 第 8 条については、校舎及び運動場の面積は、別表に定める面積以上とするという、いわゆる設置基準になっておりますが、ただし、教育上支障がない場合はこの限りでないとうたわれております。

そこで、質問をいたしますが、現状のグラウンドは教育上支障がないとお考えか、あるとお考えか、御答弁願います。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 先ほども申しましたが、教育上、子供たちの健全なる心身、肉体の育成のために支障があるということは考えておりますが、特別な理由としては、テニスコートが隣接して、一体として利用できているということかなと思っております。以上です。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） であるならば、なぜ今年度予算にグラウンド拡張等に伴う土地購入予定に伴う鑑定費、並びに移転補償調査費等が予算計上されなかったのか、答弁願います。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 実は私ども、今年度の事業ヒアリング、あるいは当初予算に計上したいということで査定に上げさせていただきましたが、先ほども申しましたように、教育施設、先にどうしてやらなければならない施設整備ということ、幼稚園、あるいは巢南中学校等がございますので、そちらを優先させていただいたということでございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） しかし、朝の質問にもございましたように、21年度予算におきましては、中学校建設費として16億7,800万の予算計上がされ、我々議会でも承認させていただいたところとなっております。しかしながら、入札の結果、9億8,700万、消費税込みで10億3,600万になりますが、安い価格で落札され、差し引き約6億の予算が、単純に言えば浮いたという考え方が我々の認識でございます。そういう点からかんがみましても、少なくともその6億分は、グラウンド拡張計画のもと、今年度予算に当然計上されるものと考えておりましたのに、まことに残念でなりません。教育委員会からも、校舎の南西の土地1,000坪の購入に伴う鑑定費、並びに移転補償費の調査費用を予算折衝したが、今おっしゃっていただきましたように、それをはねられたということでございます。

その辺のところは、財務担当部長であります奥田部長から御答弁いただけないかと思いま

すが、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、広瀬武雄議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今御指摘のように、予算査定を踏まえまして新年度予算は成立しておりますわけですが、結果として6億というお話も今ございましたが、その時点では、予算の段階で歳出歳入等計算をした段階ではこの余剰金というのは見込めておりませんでした。したがって、今年度予算150億3,900万円の当初予算でございますが、その中には盛り込まれなかったということでございます。

その後の経緯についてはいろいろあると思いますが、ただ予算に計上されていないものについては、余ったからということで執行するという事は検討はされておられません。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） その予算が仮に計上されておれば、すぐ鑑定に入れて、移転補償費の調査もできて、それを確定し、すぐ地主との折衝に入れて、購入もできていたと推測できるわけでございます。したがって、本年度中に拡張工事にも入れたのではないかと。テニスコートの問題も含めまして、いつグラウンドが拡張していただけるかどうか不明確な状況に置かれているのはまことに遺憾であり、補正予算をもってしても、早期に鑑定費と移転補償調査費をつけていただきたい。願わくば、土地購入資金約3億円だそうでございますが、これも含めて補正予算として提案されることを強く求めるものでございます。

なぜならば、その土地約1,000坪は、けさほどの質問の中にも若干出てまいりましたが、地元区長のお骨折りによりまして、既に全員の折衝がほぼできているという結果になっております。しかしながら、鑑定費、移転補償調査費が予算計上されなかったがために、それぞれの地主にもう一度断りに歩いたということを知り及んでおります。これは長引けば、再度交渉に入ったとしても、スムーズに交渉できるかどうか大変不安を伴うものでございます。なぜならば、ある民間の一個人の方から、この土地交渉はおれに任せてくれないかというような変な動きもあるそうでございます。

いずれにいたしましても、この予算上、いわゆるグラウンドの整備計画にまさる、優先しなければならないものがあるというふうにはけさから御答弁いただいておりますけれども、子供たちが安心して学校生活を送れる環境づくりは何にも増して最優先される課題であることは御承知のとおりでございます。また、それが子供たちや保護者、地域住民の願いでもあることは事実でございます。穂積中学校整備計画にのっとり、早期に土地の鑑定評価、移転補償費の調査を済ませ、土地の購入に入られることを切に望むものでありますが、最後に、市長の所信を伺

いたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、穂積中学校の運動場拡張について御質問をいただいておりますので
ございます。

穂積中学校の建設に当たりましては、実は私、過去、瑞穂市の市議会議員を3年間務めさせて
いただきました。このことの中で、実は学校関係の耐震はすべて終了してある。建てかえと
いうことも全く私は引き継ぎの中でも聞いておりません、はっきり申し上げまして。そういう
中で、急遽よく聞きましたら、耐震にも対応できない。建てかえなくてはいけない。これを、
前の市長は、もう済んでおると、こういうことでございまして、12名の旧の方は全部聞いてお
られるわけでございます。私としまして、本当に思わぬ予算の関係でございます。

そういう中でも、やはり重要性がございますので、耐震が対応できないということであれば、
これはやらなくてはいけないということで、急遽この建設をしたようなことございまして、
私が就任させていただいた当初、全く中学校の建設は入っておらなかったわけでございます。
そんな中で大きな予算の計上ございまして、できればそういうことがなければ、運動場も早
く聞いておれば、そちらの方へ早くできたのではないかと考えておりますが、思いもよらない
学校の建てかえという、私が予測もしなかった事業でございます。先ほどから申し上げており
ますように、教育施設は最も大事でございます。そういう中で予算計上していただいた。そう
いう中でのことございまして、来年度におきましては建築ということで進めておりますので、
不用になったものは議会にお諮りして、それを減額補正させていただきます。そのときに、議
会の方から、なぜ減額するんだという強い要望があれば、そこで考えることもできたところで
ございます。どうかそこら辺も御理解いただきまして、今御指摘をいただいておりますことにおき
ましては、森議員からもいただいております。私も狭いということは感じております。先ほど
から、次長の方からお答えをさせていただき、来年度見させていただくと、こういうことでお
答えをさせていただいておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願い
を申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） ただいまの市長の答弁の中には、全く知らなかったというようなお話が
ございましたことに対しましては、私からも同情申し上げるところはありますが、いわゆる穂
積中学校の総合的な校舎建てかえを含めて、トータル的な計画が手薄であったのではないかと。
こんなふうな感覚も持ち合わせるところでございますが、今現在は、トータル的なそういう計
画がきちんとなされておるのかどうか、再度、教育委員会の方にお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 建設につきましては、計画どおり行っておりますが、このグラウンド拡張につきましては、昨年末に南の用地1,000坪という話が、思わぬ協力をいただいたので、そこからなっておりますが、急遽予定が変わったというところでございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） この質問は、これ以上続けましてもほぼ前進がないと考えるので、次の質問に入らせていただきたいと思います。

2 番目の質問は、婚活支援事業取り組みについてでございます。

御存じのように、我が国におきましては、未婚者や晩婚者の増加や夫婦が持つ子供の数の減少によって少子・高齢化社会が一層進む傾向にある中、結婚するための活動、いわゆる婚活の支援事業に取り組む地方自治体がふえております。

その地域に住んで、出会いを求めている結婚適齢期の男女に対して、出会いに的を絞ってイベントを主催したり、役所に結婚相談所を設けたり、ずばりお見合いの場を設定したり等々の婚活支援事業の内容、その地域の事情によってさまざまでありますけれども、全国の地方自治体の半数以上が対応しておりますことは事実でございます。

そのような中、我が国の出産に影響を及ぼすと言われております晩婚化につきましては、2008年の男性の初婚年齢が30.2歳、女性は28.5歳と出ております。男女とも毎年その年齢は上昇傾向にあるわけですが、今や地方自治体の行政部門を初め、民間企業等や地域社会も結婚や出産という日本の家族の形成をいかに支援していくかに本格的に取り組むべき時期に来ていると考えざるを得ないのであります。

ちなみに当瑞穂市の合計特殊出生率を見ますと、これは国勢調査時点でしかデータが出ておりませんが、平成17年という約5年前のデータでございますが、1.58と、全国平均の1.37より若干高いものの、出生実人数、実際生まれてくる皆さんの人数は、平成16年が626人、平成18年が648人、平成20年が646人と、実際生まれている実人数は横ばい傾向でございます。瑞穂市の人口は増加しているものの、出生実人数がふえているわけではなく、転入者が多く、しかも子供を連れて転入してくる人が多いと分析せざるを得ません。

また、瑞穂市全体の未婚率は、男性が35.8%、2,388人、女性は25.7%の1,716人おられます。さらに25歳から39歳までに限定した年齢を絞り込んでみますと、男性は43.6%、女性は29.8%と、結構高い数値となっております。

そういう中にありまして、当市においては、常日ごろから家庭と育児が両立しやすい環境づくり、地域社会での子育て支援、保育所の充実・強化など、次世代育成支援策に向けて、各種の施策を積極的に推進していただいているところでありますが、さらなる市民サービスの一環として、次世代を担う若者の良縁につながるような男女の出会いの場を市民に提供する婚活支

援事業に地方自治体の果たすべき役割は、これから本腰を入れて取り組むべき情勢下にあると考えますが、担当部の御答弁をお願いいたします。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、広瀬武雄議員の御質問にお答えします。

広瀬武雄議員におかれましては、かなりこの件に関して分析をしていらっしゃるということがよくわかりました。その中で、同じことを繰り返すと思いますけれども、御承知おき願いたいと思います。

まず、国の少子化対策基本法の附則でございますけれども、そこで、「少子化は社会におけるさまざまなシステムや人々の価値観とかがかわる」というふうに記載されております。また、ここが今の問題点になってくると思いますけれども、「結婚や社会は個人の決定に基づくものである」とも記載されております。「家庭や子育てに夢を持ち、かつ次代の世界を担う子供たちを生み育てる者が真に誇りと喜びを感じることができる社会を実現し、少子化の進展に歯どめをかけることが今我々に強く求められる」とも述べております。

その中ででございますけれども、瑞穂市の現状としましては、少し古いんでございますけれども、平成17年度の国勢調査で瑞穂市の有配偶率を調べてみますと、やはり一番高いのが35歳から39歳の75.3%、これ男性でございますけれども、次に30歳から34歳が62.6%になっております。それから女性においては、やはり一番高いのが35歳から39歳の81.6%、次に30歳から34歳が75.4%になっております。これは国とか県とかと比較しますと、ちょっと数字まで述べませんけれども、瑞穂市は非常に高いことがわかっております。

それから、先ほど述べられましたけれども、瑞穂市の合計特殊出生率でございますけれども、これは1人の女性が一生に産む子供の数として示しておりますけれども、平成20年度で1.60、それから平成19年度で1.52となっております。これは、国・県と比べますとやはり高い数字になっております。

また、さらに瑞穂市における年齢の構成率を見ますと、子育て世代であります30歳代でございますけれども、男女ともやはり最も多く、合計特殊出生率をかみ合わせますと、人口の増加が多いと読み取れます。

実際にちょっと分析をしてみました、ゼロ歳から17歳までのお子様でございますけれども、平成19年度から申し上げますと9,762人、平成20年度が9,903人、平成21年度が1万45人となっております、増加が多いというふうになっております。

以上の状況を踏まえまして、御承知のとおり瑞穂市次世代育成支援行動計画、これ後期計画でございますけれども、基本理念を「瑞穂未来の子供たち21 生きる力の循環するまちへ」と題して、その中で、児童とその保護者にスポットを当てて、子育て環境を充実した重要な計画をつくっております。この計画の中では、広瀬議員御指摘の婚活に関する取り組みについては

記載されておられません。

それからまた、瑞穂市においては平成22年3月に瑞穂市男女共同参画基本計画を策定しておりますけれども、この中においても、やはり婚活の問題については記載されておられません。

ただ、こういう状況の中で、今、商工会の女性部におかれましては毎月第2火曜日に結婚相談が実施されておまして、また昨年4月には、「すてきな出会い・交流の場」ということで、結婚相談事業が実施されております。

それからまた、こととしてございますけど、近々瑞穂市の広報紙で商工会主催の相談内容が記載される予定をしております。

また、去年でございますけれども、市の広報紙でも、県において主催されました岐阜県結婚支援セミナーが開催されておまして、それについてもお知らせをしている中でございますけれども、やはり先ほども若い人が瑞穂市においてのお住まいが人生の通過点になっていないかという御指摘もございましたけれども、そのようなことにならないように、子育ての支援とか、保育所、幼稚園、学校についての施策も十分考えていかなきゃいけないと考えております。

そういう中で、今後もやはりこの問題については、人口の増加の変化とか、構造の変化、それから社会環境、財政状況なども十分把握しまして、瑞穂市においても婚活支援の問題について考えていかなければならないと考えておりますので、御承知をお願いします。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） ただいまの答弁の中にもございましたように、次世代育成支援の方向性ですね。それを定めていただいている本も私は手元に持っておりますが、おっしゃっていただきますように、その中には婚活に触れておられません。しかしながら、なぜ触れていないのかが疑問でございました。したがって、現状、瑞穂市は人口もふえ、出生率もそんなに悪くないという現実はあるほど理解はできますものの、まさに今、部長がおっしゃられましたその計画の基本的な方向づけの基本理念の中に、人口推計については、瑞穂市といえども今後減少傾向は予想されると、こういうふううたっておりますね。

したがって、これは瑞穂市に限らず、どこの市町においても、今ふえていても、将来は減るだろうと。今、瑞穂市は子供がふえて、小学校、幼稚園、あるいは保育所の教室が足りない。さまざまな問題を抱えながら、そこに予算を相当つぎ込んでおる、その事実は間違いないわけでございますけれども、私が申し上げたいのは、生まれてしまった方々に対する支援も非常に大切ではございますが、今後生んでいただくこうとする皆様方に手を差し伸べてあげるの、ある意味では行政の役割ではないかと。現実には結婚するという事は、本人の幸せをつくるものでありますし、本人の活力、あるいは家族全体の幸せ、あるいはその地域の幸せ、親の幸せ、心配事の解消につながるものと考えるところでございます。

あるいはまた、結婚適齢期の方々のみならず、大変失礼とは存じますが、運悪く離婚されてしまった人たちにも婚活事業で支援するというのも一つの方法ではないかと。なぜならば、その方々が仮にそのままであれば、将来生活保護者がふえるということにつながりますし、はたまた将来の独居老人の増加ということにもつながり、社会保障費の抑制にもつながっていくわけでありますので、積極的な対応を求めるものでございます。

ちなみにこの近隣の他市町におきましては、先ほど部長のお話にもございましたように、岐阜県でも当然やっておりますが、お隣の岐阜市、それから羽島市、各務原市、山県市、あるいは海津市、垂井町、安八町、池田町、関市と、ほとんどの市町が婚活支援事業を行っております。したがって、今、瑞穂市は人口がふえている。あるいはさまざまな現象があつて、そこで油断しておれば、やがては著しい人口が減少する傾向値を予測できないわけでもございせんので、ぜひともひとつ婚活支援事業に積極的に対応していただくようによろしく願いをしたいということで、市長のお考えをちょっとお聞かせいただければかと思ひます。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、婚活の問題につきまして御質問をいただいております。

日本の一番大きな課題は、国の財政再建と、何といひましても少子化によりまして人口が減っていくこと、国が衰退していくことです。これが私は一番大きな課題だと。40年先には9,000万人、45年先には9,000万人を割る統計が出ておるところでございます。

そんな中におきましての御質問でございますが、今いろいろ御指摘がございましたように、本当に市としても真剣に考えていかなくてはいけないということをつくづく考えておるところでございます。

結婚をしていない男性の90%は、結婚したいという願望は持っておられるようでございます。女性でも70%、そのチャンスがないというところでございます。そういう中におきまして、議員御指摘のこういう支援をすることは、行政にとりまして、今後進めなくてはいけないなということを考えております。市としましても真剣に考えてまいりたい、そのことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

私も、岐阜市、あるいは近隣の市町に出向きまして、この件につきましていろいろと面談をしてみましたが、そんなに予算がかかる事業ではございません。例えば岐阜市に聞いてみますと、80万くらいの予算で対応していると。もちろんイベントをやるともう少しかかるようでございますが、というようなことなどなど考えてみますと、そんなに大きな予算も要らない

ことで幸せづくりに貢献できるならば、ぜひひとつ行政の手を差し伸べてやっていただきたいと、かように思うところがございます、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次は、社会福祉協議会の休日対応について質問をさせていただきます。

社会福祉協議会は、御存じのとおり地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉法に基づきまして社会福祉法人が設立されていることは御承知のとおりでございます。住みなれた地域で健やかに暮らしたいというすべての人に共通の願いをかなえるために、住民一人ひとりの福祉、あるいはみんなが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して、地域の皆様と力を合わせて活動してまいりたいと。いろいろな社会福祉協議会の資料を見てもみると、そのようにうたわれております。

毎年の事業計画をじっくり見てみますと、非常に大きなさまざまな事業を計画され、また実行されておられますことに心から敬意を表するところがございますが、その中で、特に福祉機器の貸し出し事業、その中でも車いすに限りまして質問をさせていただきます。

ある市民の方から、土日・祝日にどうしても車いすを急に借りたい事情が発生したと。電話してみますと、福祉協議会はすべてお休みであると。だれも対応できない。しかし、お隣の総合センターの受付窓口は開いておりまして、二、三名の方が働いておられると。結局、その方は対応がいただけなかったために、岐阜市内の業者三、四社に電話をして、何とか有料で借りることができたとのことございました。

社協の使命は、住民が安心して暮らすことのできる地域づくりであるとうたっておられますが、その点だけをとらえてみますと、そうっていないのではないのでしょうか。いわゆるこの件を行政側に問いかけるのは甚だ適切でない部分もあるかもわかりませんが、担当部の御答弁を願います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、広瀬議員の、社会福祉協議会の休日対応、貸し出しについてお答えしたいと思います。

先ほど述べられましたけれども、この事業は、瑞穂市社会福祉協議会の地域福祉事業の中で社会福祉協議会独自の貸し出しの事業でございます。その点、御了承願いたいと思います。

何を貸しているかとお聞きしましたところ、福祉車両と、それから備品の貸し出し、これは疑似体験セットなどもあるそうで、高齢者の症状に応じて、例えば白内障とか、耳が聞こえにくいとか、腰が曲がるなどの体験をできるもので、これは学校の方に貸し出しがあるとお聞きしております。それから、先ほど議員が申されましたように、3番目として、福祉機器の日常生活用具の貸し出しとして、車いすとかベッド、エアマットとか、電動四輪車などがあるとお聞きしました。

その中で、車いすでございますけれども、社協としましては、これは無料で、一時的な貸し

出し、例えば入退院に御利用になるとか、旅行でお出かけになるときなどの一時的な貸し出しで、長期としても3ヵ月まででということで、3ヵ月以上になれば介護保険の方で対応をお願いしたいというふうにお聞きしました。

これらの休日の対応でございますけれども、事前に申し込みがあれば社協の職員が休日に出てきて、職員が貸し出しの対応をしているとお聞きしております。実績としては、平成21年度の休日の貸し出しとして、車両として10件、機器で2件というふうにお聞きしました。

今後、緊急な対応ということですが、じゃあどういふふうにされるのですかとお聞きしましたところ、やはり機械というのは、その人の体の状態とか、それから、そういうものについていろいろ御説明をしなければいけない。安全性もございますので、なかなか急な貸し出しについて、例えば先ほど御指摘がありましたけど、総合センターの職員が当たることは、やはり安全性とか、それから注意なんかもきちっとしなきゃいけないということで、それは大変難しいことだということをお返事いただいております。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） ただいまの部長の答弁は当然のことでございますが、社会福祉協議会のさまざまな福祉機器を貸し出す資料にも書かれております。しかしながら、今おっしゃっていただきますように、事前に申し込みをした人のみに休日に対応しているということですが、私が申し上げたいのは、事前にわかっておれば、急に貸し出しをお願いするようなことはないわけでありまして、急に本当に緊急を要するような場合は、各家庭に車いすがある家庭も若干あるかもわかりませんが、例えば玄関先から自分の自家用車に運ぶときに、車いすに乗せて、車まで運んで、病院につけば、病院の車いすが借りられるわけですね。あるいは開業医の玄関まで到着すれば、それは借りられるわけですが、そのつなぎとして、ほんのわずかの二、三十分、借りられないかという事例を市民から聞いたわけでございます。

それから、今、部長がおっしゃっていただきましたように、機器ですので、事故が起きたらまずいんで、いろいろ説明もしなきゃならんということは当然のことかも知れませんが、そのリスクを超越して手を貸すというのも福祉のあるべき姿ではないかと、かように考えておるところでございます。

もちろんそういう意味では、市庁舎にも日直者がおりますし、先ほど申しましたように、総合センターの受付に管理公社の職員がずうっとおっていただきます。そういう方に事前に書いたもので御説明いただいております。三、四台の、いわゆるサイズが合う合わないの問題もありますが、合わなくてもいいんです、短時間ですから。だから、そういうものを準備しておいて、緊急時に備えるという体制が必要ではないかと。重ねて、かように申し上げるところでございます。

場合によっては、社会福祉協議会の職員の方が日曜出勤、平日出勤との交代制で対応するということだって一方法ではないかと。それが本当の福祉に貢献できる社会福祉協議会ではないかと、このように考えるところでございます。

なお、この福祉協議会の理事を担当していただいております副市長に意見を求めたいところでございますが、なぜか朝から空席でございます。かわりまして、大変恐縮ですが市長に御答弁を願えないかと思えます。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、今、広瀬議員からいろいろ御要望をいただいておりますけど、この件に関しては、先ほども述べましたけれども社会福祉協議会の独自の事業でございますので、その点、御了承願いたいと思えますので、お願いします。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） 先ほどの部長の答弁を得て、質問に上げることがを忘れましたが、今、自主事業なんですね。だから、委託事業じゃないからという意味だと思うんですが、委託事業じゃなくても、行政側と社会福祉協議会とのかかわりは日常茶飯事あるはずでございます。そこで仕分けして、自主事業だから行政は手を差し伸べないというのではなくて、また別な方法で、何とかこの方策をお考えいただきたいと、こう申し上げておるところでございますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

時間の都合もでございますので、次の質問に移らせていただきます。

MR ワクチン接種状況と今後の対策について質問させていただきます。

まずもって、最近、日本全国を眺めてみますと、あまり病気がはやっていないので、予防接種はもう必要ないのではという声を耳にすることがございますが、実は予防接種という方法で国民が抵抗力をつけているからこそ病気の流行が抑えられていることを今さらながら再認識する必要があると考えるところでございます。

そこで、さまざまなワクチンがあります中で、昨日もワクチンの質問が出ておりましたが、今回はMR ワクチンに絞りまして質問をさせていただきます。

MR という聞きなれない言葉でございますが、これは麻疹（はしか）と風疹（三日ばしか）の英語の頭文字をとってMR ワクチンという混合ワクチン予防接種でございます。したがって、MR ワクチンは、2006年（平成18年）から予防効果の高い2回接種が義務づけられまして、平成20年度から5年間は主に中学生・高校生、13歳から18歳を対象にした追加接種が義務づけられております。しかも、国はその接種率95%を目指すように指導しておりますが、当瑞穂市のMR ワクチンの接種状況はどのようになっているか、まずもって御答弁願いたいと思えます。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいま、MRワクチンの接種状況ということでございまして、経過的には、議員御指摘のとおりでございます。

2回を定期接種として、予防接種法第2条で定める発生及び蔓延を予防する目的の1類疾病として位置づけられております。

そこで、当市の平成21年度の接種率につきましては、定期接種である1期、2期でございますが、1期につきましては93.9%、第2期につきましては95.5%、暫定的に20年から5年間実施する3期につきましては89.4%、第4期につきましては83.8%となっておりまして。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） ということは、瑞穂市の接種率は国が定めている指針にはまだ到達していないというふうに考えられるわけですが、どのような具体的な方策をもって、第3期、第4期の未接種者を追いかけて勧奨しているか、再度御答弁願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） これは定期接種で、市が当然に義務的に接種を行っているものでございますが、まず第1期接種につきましては、出生時やら乳幼児健診、またその相談の機会を通しまして接種勧奨を進めまして、第2期、3期、4期におきましては、年度途中におきましても未接種者に勧奨通知をして接種の勧奨を個別に行っております。

さらに、市の幼稚園児と中学1年生生徒におきましては、文部科学省通知による、幼稚園における未接種者、既罹患者の確認調査の実施と予防接種勧奨を行っておりまして、今後とも教育委員会との連携をとりながら、さらに接種率の向上に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 一生懸命御努力されていることには敬意を表したいと思います。

具体的に、例えば他の市町の情報によりますと、予防接種台帳を有効に管理して、住所、氏名、あるいは予防接種日などを記載した台帳を活用して、年齢別ワクチンの正確な接種率を集計し、その接種率向上に努めておるといった情報が入っておるところでございますが、当瑞穂市についても、そのような手法をもってやられているかどうか、再度御答弁願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 御指摘のとおり、管理台帳というのはシステム化されまして、電算で管理させていただいております。今申しましたように未接種者等も把握が十分可能でございますので、それで個別に通知を差し上げて、勧奨している状況でございます。

す。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

なぜ私がこのような、MRワクチンにこだわるかと申しますと、実は我々も年齢的にはしかとか日本脳炎という病気は非常に小さいころから聞きなれた病気でございます。ところが、はしかから脳炎になった人たちは、もう人工呼吸器をつけることくらいしか対症方法がないと。ワクチンさえ打っておけば予防できたのに、かかってしまったからは、もう死ぬのを待つより仕方がないという事例が数多くの病院であるとのことでございます。

麻疹、すなわちはしかはすごく重い病気でございます。撲滅する方法は予防接種だけでございます。95%以上を国が目指しておりますのも、そういう意味合いから指針が出ているものと考えるところでございます。いろいろな手法をとって御努力いただいておりますものの、さらなる直接勧奨をするなどの方法で対処されまして、一人残らずMRワクチンが接種できることを願うところでございます。

また、この麻疹（はしか）は、患者のせきなどを通じまして飛沫感染いたします。感染力が非常に強く、10日から12日間の潜伏後に高熱や発疹などを発症しまして、特效薬は全くないと。肺炎や脳炎などの合併症で命を落とす場合も大変多くあります。ことしは、5月7日現在でございますが、全国で168例が、いわゆるMRワクチンを接種していなかったがために脳炎になってお亡くなりになった方々がいらっしゃるというデータも出ておるところでございますので、どうぞひとつ担当部におかれましては、積極的に真剣にこのMRワクチンの接種にかかわっていただくよう、重ねてお願いをいたします。

次に、時間の都合もございまして、第5番目の質問に移らせていただきます。

商工会のプレミアム商品券の利用状況とその結果につきまして、質問をさせていただきます。

まずもって、非常に話題性の多い今回の商工会のプレミアム商品券でございましたが、どのような状況で終了したのか、その実態を報告、発表願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御質問のプレミアム商品券の発行につきましては、商品券の流通総額は1億7,508万7,000円でございます。換金額は1億7,467万円です。商品流通総額に対する換金率は99.76%、商品券の期限終了後の換金が5万3,100円ございました。未換金の金額が35万8,000円残っております。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） ただいまの発表によりますと、ほぼ全部の消化ができたということかと

考えております。

再度質問いたしますが、いわゆる利用された、あるいはその商品券を持ち込まれた商工業者ですね。それが、いわゆる地元商店街へ持ち込まれた割合、あるいは量販店、例えば大型店舗ですね。具体的な名前は申し上げませんが、瑞穂市内にある大型店舗で利用された割合等々はどうようになっておりますでしょうか。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） おおむね8割が量販店での利用でございます。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） ということは、このプレミアム商品券事業ですね。商工会が行っている事業、瑞穂市も絡んでおるわけでございますが、その目的とするところは、いろいろ多岐にわたりますけれども、地元商店街の活性化に役立つというところにも一つの思いがあったと思います。そういう点で、今の部長からの発表によりますと、地元商店街は、逆に言うと20%ということで、じゃあ利用できる店舗がなかったのかといいますが、そうでもないと思いますね。だから、常日ごろから量販店に買い物に行かれる方々が、大体今の数字でわかりますように、自然体でも80%はあるという解釈もできないわけではございませんが、すなわちこのプレミアム商品券事業の目的は、先ほど申しましたように市民に1割のプレミアムを与えるという意味では、何かお年玉みたいな部分もあるわけでございますが、本当の目的は、商店街の活性化だと。しかも、地元商店街の活性化だと、このように思うところでございます。

経済危機対策事業の一環として2,043万の補助金が予算計上されまして、その補助事業として推進されたわけでございますけれども、最初の目的と違った結果が出ているということは甚だ遺憾な姿ではないかと。すなわち、その取り扱いを始める前からの段階で、すなわち企画段階から間違っているとは申しませんが、ずれていたのではないかと。もう少し市もかかわっているいろいろと協議を重ねるべきではなかったかなと、こんなふうに思うところでございまして、補助金問題が今や、当瑞穂市におきましてもいろいろな形でクローズアップされておるわけございまして、この補助金事業にかかわらず、他の事業についても、もっともっと慎重に、真剣に補助金を使う事業については対応されるべきではないかと、このように考えるところでございますが、もう一度その辺のところの御答弁を願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） プレミアム商品券の発行につきましては、瑞穂市のプレミアム商品券発行委員会、市の方も絡んでおりますが、ここで数回いろいろ検討しました結果、他市町との関係、こういうものも検討しました。今後このような機会がありましたら、今回の事業で

の改善点を十分検討して、参考にしまして、より効果のある商品券の発行を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（小川勝範君） 広瀬武雄君。

8 番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

これをもちまして、私の通告どおりの質問事項 5 項目を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で広瀬武雄君の一般質問を終わります。

なお、傍聴者の方、午前中御苦労さまでございました。また、午後も傍聴にぜひお出かけをいただきたいと思えます。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

なお、午後は 1 時 30 分から再開をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

休憩 午後 0 時 16 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

10 番 広瀬捨男君の一般質問を許可いたします。

広瀬捨男君。

10 番（広瀬捨男君） 議席番号 10 番 広瀬捨男でございます。

多数の傍聴者の皆さん、高席ではございますが、ありがとうございます。

議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づき、側溝清掃等について、2 点目が、別府字堤内四之町道路新設工事について、3 点目、穂積・リオワールド線の障害者運賃等割引について、以上 3 点について、執行部の意見をお伺いいたします。

以上、質問席にて行いますので、よろしくお願い申し上げます。

まず初めに、側溝清掃等についてお尋ねをいたします。

側溝や水路の清掃は、核家族化や高齢化等により作業が不得手な方が多くなり、さらに重いふたといいますと大体 47 キロから 60 キロくらいのもがあると思いますが、その取り扱いについては危険を伴い、大変苦慮しているわけでございます。

第 1 点として、側溝清掃の外注化ですが、市は現在、道路を横断する側溝などの危険な箇所及び先ほど言いました重いふたの箇所については原則的には対応し、外注化されているわけでございます。しかし、近隣の自治体では、側溝の清掃を外注化するという市町が増加の傾向のようでございます。

平成 19 年 3 月議会定例会での質問に対し、近隣では、岐阜市は下水道も完備され、全部が外注化で対応されているようでございます。そして、その他、下水道整備をされた周辺市はおお

むね外注化で対応されているようだという返事でした。ちなみに本巢市は、糸貫町においては、御存じのように合併前より外注化が行われております。そういう経緯もありまして、地域で自治会でやっているところもありますが、だんだん外注化に向かうと。北方町の場合は、御案内のように下水道も整備されておりますので、町で対応しているという執行部の回答でございました。

市は、現在の細部、あるいは今後について、いかがお考えか、お尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御質問のとおり、瑞穂市でも高齢化が大変進んでおります。清掃活動について、地域で苦慮してみえる状況は十分に理解をしておりますが、瑞穂市の側溝は、先ほど言われましたように家庭雑排水が流入しておりまして、汚泥の堆積等が多く見受けられますので、定期的に清掃が必要になっております。悪臭がしたり、いろんなことがございます。

全域を定期的に外注して清掃するには多額の費用が必要となってきますし、地域のコミュニティーの形成を図るためにも、清掃活動について御理解、御協力をお願いしたいと考えています。

なお、先ほど言われましたように、道路の横断部分などにつきまして、清掃が困難な箇所については、御連絡をいただければ市で対応していきたいと考えています。

このような状況ですので、市では、地域での側溝清掃に伴うふた上げ機、それから搬出用のダンプ等の手配等も行っておりますので、住みよいまちづくりを形成していくためにも、引き続き地域の皆様の御協力をお願いしたいと思っております。

先ほどの下水の話ではないですけれども、環境整備が行われて、雨水排水だけになれば市の方でやれるような形になってくるかと思いますが、現状では皆様の御協力をお願いしたいと思っております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 確かに今、部長の回答を得たんですが、先ほど申し上げましたように、全体の流れとしては、市の場合、下水は多少瑞穂市はおくれているんですが、だんだん5年に一回とか、3年に一回でいいということで、市で行われるところがございますが、私は先ほど、前の一般質問のときの現状を話したわけですが、市の方で、県内だとか、周辺市町村の道路の側溝について、どのような状況かということをお調べ願ったことがあれば、御報告をお願いします。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 周辺市町の状況でございますが、先ほど言われましたように、

岐阜市は基本的には市で清掃を行っております。5年から7年で市内全域をやっております。それと、周辺部で一部まとまっている自治会の方は、自治会の方で清掃していただいているという形です。本巣市につきましては、先ほど議員言われましたように、糸貫町では自治会ごとにローテーションで清掃をしております。これは合併前ですが。真正町につきましては、基本的には地元、要望があれば、一部市でやっておるそうです。本巣市は基本的には地元ということで、ただ本巣市の方も瑞穂市と一緒に、市での清掃の要望が増加している傾向にあるそうです。北方町につきましては、下水道加入率が70%を超えた自治会については、町の方で清掃を実施しておるそうです。現在、44自治会がございまして、13の自治会のみ地元で清掃を試みえるという状況です。大垣市さんにつきましては、基本的には地元で清掃を試みえます。一部市の中で、ここも下水がかなり進んでおりますので、幹線道路、それから高齢化が進んだ地域、それから市街地については市の方で対応しているということでございます。大垣市についても、年々要望が増加しているという状況でございます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 現状を今お聞きしたんですが、私の聞いたより多少ふえていると思いますが、おおむねは合っているわけですが、御承知のように、側溝とか水路というものは、本来やはりボランティアとして私たちも参加するということで、安全な水路等については協力すべきだと思いますが、きのうも一般質問で西岡一成議員が言われましたように、幅の広い水路等では事故等もあつたりして大変だと思いますが、本来市が管理するというので、この間、部長にも話していたんですが、だとすれば、いかに住民が安全なところでもやりやすいような方向、あるいはますをとところどころにつくって、そこをグレーチングにして、そこを時々整備すれば、あとはいいだとか、そんなような施策についてはいかにお考えか。といいますのは、分譲地等で2,000平米とか1,000平米が開発されるときは、ほとんどが市の側溝へ来るときに大きいますが指導されていると思います。その点について、集落によってはなかなかそこまできていないところもあるかと思しますので、清掃が簡便というか、やりやすいような方法についての市の考え方についてお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 道路側溝の方ですが、一応基本的には、先ほど言われましたように、開発区域については、砂だめがつくってございます。15センチぐらいの砂だめがつくってございます。古い側溝につきましては、早く流した方がいいというようなこともありまして、砂だめがつくっていないところもございます。

それで、最近やっておりますのは、御存じのように、駅前の周辺につきましては、今まで10メートルに1カ所グレーチングがありました。それで、もう少し短いスパンにして、グレーチ

ングをふやしたり、一部自治会の方で費用負担されて、グレーチングを10メートルから5メートルに変えてみえる地域もございます。こういうところについては、いろいろ市の方も援助したりなんかをしております。そんな形で、まず大きな側溝で作業のしにくいものについてはそんな形でできないかなという要望も来ておりますので、これについては一度検討を図っていきたいと思っておりますし、砂だめがどうしても必要なところについては、施工できるところとできないところがあるかと思えます。宅地が建ったりなんかしますと、ますをつくるといってもなかなか大変ですので、施工できるところについては、そういうことも含めて、今後検討していきたいと思っておりますので、よろしく願います。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 今、考え方をお聞きしたんですが、砂だめって本当に必要だと思うんです。グレーチングの5メートル置きというのも本当にいいことだとは思いますが、そこで流して取るということになりますと、ずうっと長く流していくということは、やはり水も使いますし、大変だと思いますので、砂だめについては早急に全体的な、経費も多少かかるかと思うんですが、早急に考えていただきたい。なぜなら、先ほど言いましたように、側溝清掃とか水路、安全なところは別ですけども、やはり市が行うというのが原則、管理するというのは当然のことだと思いますので、早急にそういう施策を考えていただきたいと思えます。

次に、集落の場合、道が狭いもんですから、側溝のふたの上を自動車を通るということがあるわけですが、消音型でないもんですから、夜など安眠妨害だという苦情も多くございます。この件については、平成18年9月議会定例会において質問した際に、新設の道路は四、五年前から、近年ゴム板とコンクリートふたが一体となった消音型のふたが開発されたので使用しております。既設の側溝の消音型への改良計画については、ふたの老朽化を見ながら導入を図っていきたいとの回答でございました。

その後の進捗状況で、数字でまとめてあるものがあれば、それとか、今後どういうふうに計画していくかということについてお尋ねをいたします。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 先ほど言われましたように、現在新設の道路改良等につきまして、道路側溝を敷設する場合については、ふたの仕様につきましては防音型を使用するよう設計書の方で明記して整備を行っております。延長等につきましてはちょっと把握してございません。申しわけございません。

また、既設の道路側溝につきましては、市内でいろいろ騒音の苦情等もございます。それから、ふたの厚みやなんかいろいろサイズが違います。その辺につきまして、苦情のあったところについては、随時ゴムを当てたり、一部は固定したりなんかしております。埋め殺しの

ところも出てきますが、そんな形で騒音については対応しているという状況です。

今後ともそういうところがありましたら、補修を行っていききたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 今お聞きしたんですが、ゴム板等も自治会で要求をしていただいて、かえたことが数年前にあるんですが、例えば、ことし4月なら4月に掃除したとしますね。そのときはみんなしてきれいに敷いたとします。明くる年、今言った砂だめがないもんで、またそこはよくたまるもんで、上げると、もうなかなかきれいにならないということで、接着は当然しないんですが、敷くだけということで、市の方でゴムのテープになったものをいただいても、なかなかぐあいよくいかない。外注でやっていただいたのも、平成10年ごろ二、三あったかと思いますが、試験的に。業者の方に外注していただいて、少しきれいにして、つけてもらったんだけど、それもあまりよくなく、多少はいいんですが、やはり二度三度と上げたりすると大体外れるということですので、いずれにしても計画的に計画を立てると言ってみえたんですから、そういう点は苦情だけじゃなくして、市として予算も要りますので、音のするところは自動車で通ってもらえればわかりますので、ひどいところから逐次やっていっていただきたいと思いますが、その点について、回答してください。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 市内には、側溝、かなりの量があります。特にこのあたり、旧の集落の中はセンターに側溝があったり、いろんなことがしておりますので、すべてが計画的にやればいいんですが、なかなかそちらへの投資が落ちついていない状況ですので、まだ側溝整備もされていないところもございます。それと、古くなった側溝もございます。そういうところの入れかえ等もしていく必要がございますので、その辺もいろいろ考えながら、修繕補修の方を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 市長にお尋ねするんですが、予算の関係もあると思いますが、厳しい状況でございますが、先ほど部長にもお願いしたように、音がするところは通ればわかると思いますので、ひどいところだけでも、できたら5年とか、短い期間で、消音型のふたにかえていただけたらと思うんですが、その点について、市長にお尋ねします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま広瀬議員から、側溝の清掃を初めとしまして、側溝のふたの関係ですね。ふたの上を車が通りますと相当な音がするというので、消音型のふたの設置をし

たらという御質問でございます。それぞれ都市整備部長の方からお答えをさせていただいておるところでございます。

午前的一般質問におきましても、きのうの一般質問におきましても、要望事項は本当に多く、課題も多いわけでございます。少しでも課題解決するために、そういったことにおきましても計画を煮詰めながら、前向きに検討してまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 部長もですが、市長に特に前向きな回答をいただきましたので、やはり音のひどいところだけはぜひ早急に計画を立てていただきたいと思います。

次に、別府字堤内四之町道路新設工事についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、昭和62年当時、県道でありました県道大垣・穂積・岐阜線の歩道設置計画がされました。この土地の所有者Aさんは、アパートがそのところでありまして、駐車場が削られて、苦慮されておりました。当時の穂積町長 松野友氏が、昭和60年2月15日、Aさんあてに、穂積町大字別府四之町道路新設工事、別紙表示箇所については昭和60年度施工することを確約しますという確約書が提出をされているわけでございます。

そこで、執行部にお尋ねしますが、その写しというか、原書というか、お手元にありましたら、確認をしていただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 昭和60年2月15日付の確約書については、コピーが手元にあります。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） といいますのは、私ずうっと以前にこのことを言いましたときに、ある部長から、本紙はどこにあるんだということがございまして、本紙をAさんからお借りしまして持っていたことがあります。そのコピーがあるという理解でよろしいでしょうか。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） そのとおりです。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） それで、続くわけですが、考え方なんです、非常に年数がたっておるわけですね。それで、本人も非常に苦慮されて、待ちに待って、私がまだ議員にならせていただくちょっと前だったんですが、平成6年の5月17日、Aさんが当時の穂積町長に対して、

この県道の拡幅工事に対する上申書といいますか、そんなものが出ていると思いますが、お手元になりましたら、要旨で結構ですので、読み上げていただけたらありがたいんですが。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 平成6年5月17日付の穂積町長あての申立書につきましては、これ、出所がちょっと明らかでないですし、市の方に今コピーはございますが、出どころがはっきりしておりません。市の方へ出ていたかどうかということもちょっと確認がとれておりません。一応申立書については、申し立てというか、損害賠償に対する要望書という形でございます。Aさんから、穂積町を乙として、文書中、そういうことであるんな要望が出ております。損害賠償の金額も明記されまして、月額幾らという形で要求をすとか、個人名も書いてありますが、いろいろな要望が来ております。ちょっと読み上げは控えさせていただきます。よろしくをお願いします。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 公の場で名前はいいんですが、だれから来ておるということは書いてあるんじゃないですか。名前を言ってもらわなくても結構ですけど。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 当然出先の名前は書いてございます。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 何回もこれ、やらせていただいておりますが、今後の計画、いわゆる25年たっているわけですね。私、二つ聞きたいんですが、公文書ですわね、初め発しているのは。公文書で、回答が地権者が云々とか、確かに地権者は大事なんですが、その当時、松野友町長さんのときに、もう買収も一部しかかたりもしているんです。それが、それ以後ほとんどやられていないということで、本人も本当に困ってみえるわけですが、そんなことは考えられないと私も思うんですが、その点について、具体的に言いますと、地図を出せばいいんですが、そのアパート、県道があって、アパートが両側にあるんですが、それで、その南側に水路があるわけやね。それが今の水路の新設ということで、いわゆる背割り道路というものなんですが、たしか、この前質問させていただいたときにお聞きしたんですが、水路幅が2.5メートルの余あると思いますので、やる気があれば、入り口の方はその当時了解された方もあるかと聞いておりますので、そこまでは、例えば1メートルずつとしても、片方だけでも2.54か2.55かと思いますが、それに1メートルありゃあ3.5、短いので、それだけあれば十分かと思うんですが、地権者の同意ということがあるんですが、その辺についての今後の考え方、進め方、余りにも長いもんですから、部長として回答してください。

議長（小川勝範君） 福富部長。

都市整備部長（福富保文君） 今後の進め方という話でございますが、平成13年に地元説明会を開催させていただきまして、当初6メートルの予定をしていたのが、4.54、両側に1メートルずつ拡幅ということで計画をしました。ところが、所有権移転等、一部契約に応じていただけた方もあるようですが、地権者もその当時と変わってございます。転売とかなんかされました。それから、アパートにつきましても、水路いっばいに建っているところもございまして、一部取り壊されたところもございまして、それで、平成14年には地域の関係者の皆様との話し合いの中で、今現状は水路ですので、地権者の土地利用や、あと、どうしても素掘り水路ですので環境が悪いということで、暫定的に水路整備を平成14年度に行って、現在に至っております。こんなことですので、道路整備につきましては以前より要望も出ていますし、先ほどの確約書も出ております。整備を計画しておりますが、本当に地権者の合意、筆界の確定、そういうものが確定できれば、実施していきたいというふうに思っておりますし、地元の関係者も、区長さんを初めいろいろ努力をしていただいて、この別府の地域につきましては、昨年一部、これも予定に入っていたところですが、完了を見ております。そんな形で、できるところから整備をしていきたいというふうに考えておりますが、最近もこの地域で一部開発の計画もありますので、こういうものにあわせて、整備ができるところ、いろいろな権利関係が発生しておりますので、こういうものは除いて、できるところについて、できるような形で、地元とも調整して進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 確かに部長の言われるのはわかるんですが、先ほど言いましたように、余りにも長いということで、本当に一部、どのような購入になっているか、ちょっと定かじゃないんですが、そういうことも整理されつつ、そうしているうちに地権者が変わったり、お亡くなりになったりということになりますので、そういう点は本当に、部長に言って申しわけないです。まだ部長になられて、そんなに長くないので申しわけないんですが、私は言うところがありませんし、地元の人、本人だけじゃなくして、近くに私も土地があるんですが、本当にあそこは複断面するときも、もったいないからということで、松野さんの公文書も出ていますからということで、あれ複断面やらなかったんです。3年もやっていなかった。それが急遽やられて、そのときに、ある役場の職員が見えて、大したことじゃないからやりますわということだったんですが、それだって無駄金だと思うんです。

そのときだって、今思えば、本人にはお願いしたんですが、水路だけそこまでやってみてくださいと。そして、賛成するところがあるんだからということを行いましたんですが、そうい

う形で、皆さんから見てもらっても、誠意があってやっているなど。確かに役所が公文書を出せば、やっぱりいいんだなというようなことを、これ悪い見本になっちゃっていると思いますので、そういう点は、部長とか課長、特にお願いしたいと思いますし、よろしくをお願いします。

それから、市長の考え方をちょっとお願いします。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 今、旧穂積町時代、当時約束をされたことがまだできていないというところからの御質問でございます。新市になりまして、さらに7年が経過いたしております。そういう中でございまして、私ども、過去の件でもお約束してあることはやはり進めなくてはいけないなということは認識いたしておりますが、部長の方からいろいろお答えをさせていただいておりますが、一番のことは、地域の皆さんの御同意がいただければ、私どもとしましては、お約束されておることでございますので、取り組んでまいりたい、このように思っておりますのでございます。いずれにしましても、旧の町の解決していない問題はこれだけではございません。相当な数がございます。今、職員、本当にそういったことを問題解決しながら、新市の問題について取り組んでおるところでございます。その点も御理解いただきまして、特に2012年（平成24年）にはぎふ清流国体がございます。これに向けまして、瑞穂市におきましては、きょうも一般質問をいろいろいただいておりますが、スポーツ施設、公式の施設は一つもないわけございまして、そういう中におきまして、民間のグラウンド、ボーリングの施設がございます。ボーリング大会が実は瑞穂市の受け持ちになっておるわけでございます。それを市として受けて、全国からお集まりの皆さんをお迎えして、対応しなくてはいけない。その関連の横の道がたくさんございます。そこら辺の肝心な道路でさえ、まだできておらん状況でございます。そういった優先度もございます。そんなところでございますので、どうかひとつ、お約束されておることでございますのでさせていただきますが、何といたしましても地域の地権者のおまとめがいただければというところでございます。その点、御理解をいただきますようよろしくお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 確かに市長が言われることはよくわかりますが、この前、平成6年の内容をちょっと読んでもらいたかったんですが、本人、Aさんが出された文なんですけど、御存じのように、当時、県道の山側というか、北側に、主に中学生のために歩道ができたということもありますし、そういう点では安全になっていると思いますので、そのときでも、やはり部長は内容は言われなかったんですが、当時、本人、Aさんは駐車場がなくなるから困ったということで、代替として道路が出たわけですね、背割り道路が。それは今現実にはないもので、アパートを一つ壊して、そこへ行けるようにしてあるんですが、なかなかいろんな点で問題が

あるもので、2.54メートルはあるんですから、入り口の人ほどの程度進んでいるかわかりませんが、そこまで到達するのも不可能ではないと思うんです。水路だけはずうっとやれますので、そういう点では、先ほどの市長のいろんな答弁もあるんですが、約束してあるということは念頭に置いていただいておりますので、早急に事務方として一生懸命前向きに検討していただきたいと思っておりますし、地権者といっても、私も向こうの西の方にあるんですが、正直言って一堂に会するとか、やり方についてはとやかく言いませんが、あまり積極的じゃないと私は思うんです。松野友町長のやられたところは、本当に一生懸命やってみえたということは、一、二回全員会議もやられたし、個々にもされましたので、そういう点はすばらしいところがあると思っておりますが、あとの人がどうとは言いませんけれども、担当部長にしっかりお願いしたいと思っております。市長も当然のことですが、よろしく願いいたします。

最後に、穂積・リオワールド線の障がい者等の運賃割引についてお尋ねをします。

穂積・リオワールド線は岐阜バスの一般旅客定期運行路線でありました。皆様御存じのように、平成16年5月1日の瑞穂市誕生に伴うバス路線の見直しということで、みずほバスと同じように未就学児は無料とし、子供から高齢者までだれもが1乗車ワンコインということで、100円の運賃体系が発足し、多くの住民の皆様が大変喜ばれているわけでございます。

しかし、ちまたに承るところによりますと、岐阜バスから国土交通省中部運輸局に運賃改定の申請があり、その中で、身体障がい者等の料金は普通料金の5割引きとされているようで、平成16年3月2日付で認可されたと伺いました。

委託者である市としてはどのようにお考えか。その経緯等があれば、お聞かせ願いたいと思っております。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、広瀬捨男議員の方から、リオワールド線の経緯についてということで少しお話がございました。せっかくでございますので、瑞穂市内のバス路線を御案内差し上げてから、今の質問の方にお答えをしたいと思います。

公共交通に関しましては、一応総務部の総務課の方で所管をしております。瑞穂市内には、今現在7本のバス路線がございます。1本は、朝日大学へ行っているスクールバスでございます。これは穂積駅から朝日大学まで。これは経費を朝日大学さんが負担しておられますので、穂積駅から朝日大学まではどなたも無料で乗れるというバス路線でございます。

そして、岐阜バスの一般路線ということですね。これは美江寺・穂積線といいまして、巢南庁舎から岐阜市内へ走っている路線でございます。これは岐阜バスの一般路線でございます。そして、大野・穂積線です。これは大野町から北方町へ入って、穂積駅へ入ってまいります。この2路線は岐阜バスの一般の路線でございます。

そして、今ございました穂積・リオワールド線は、合併する前は当然これも岐阜バスの路線

ということで、少しリオワールドさんの方が経費を出してみえると思いますけれども、これも一般の路線でございます。

そのほかの本田・馬場線、一色・十七条線、鷺田・船木線につきましては、私どもが負担金を岐阜バスさんの方へお願いしまして、運行を依頼しておるコミュニティバス路線ということでございます。

ですので、本田・馬場線、一色・十七条線、鷺田・船木線と穂積・リオワールド線は少し性格が違いますけれども、それぞれ瑞穂市が岐阜バスさんの方に依頼をして運行しておるという状況でございます。

それで、こうした質問の発端でございますが、実を言いますと、まだつい最近なんですけど、通常であれば、このような御質問があるということはそんなにはないかと思いますが、穂積・リオワールド線を利用してみえる方の中で、障がい者割引がないのかという単純な疑問だったということでございます。それで、運輸局の方へ問い合わせがあったわけで、運輸局の方はずっと書類を見ていた中で、身体障がい者なり子供は半額になるととれる文言があるそうです。それは非常に難しい文言でございまして、決して容易に子供や障がい者が半分になるというふうなことではないということを聞いております。

それまでは、私どもも岐阜バスの方も運輸局の方も実態と状況がどうなっているかということもはっきりわからずということでありまして、そうした中での御質問の中で調査をした結果、やはり岐阜バスが運輸局へ申請する際、障がい者、子供の料金に対して半額となる文言が入っておるという状況でございますので、基本的には単純なミスのようにございます。岐阜バスの方も今それを確認したという状況でございます。

先ほど議員さんからございましたように、この岐阜バスの穂積・リオワールド線は平成16年5月1日、瑞穂市はその1年前に合併をしたんですけれども、合併をした後のバス路線の見直しの際に、みずほバスと同じく、未就学児、幼稚園、保育所の子供を除いて、子供から高齢者までだれもが1乗車100円の運賃体系でスタートしたということでございます。みずほバスは大人も子供も1人1回100円、どこで乗ってもどこでおいても1回100円ということで、気軽な100円、ワンコインということでスタートしております。

それで、穂積・リオワールド線についてもこのときに、一般路線ではありますけれども、負担金を差し上げて、ほとんどこの穂積・リオワールド線は私どもの市内を走っておるという状況でございます。

少しずれますけれども、利用者の方はといいますと、この穂積・リオワールド線は1乗車当たり大体10人が乗っておられます。その次が本田・馬場線で、大体1車当たり8人が乗っておられます。つまり市内ではこの穂積・リオワールド線が一番利用者が多いという路線になっております。

ということで、今現在、そうした誤りがあったということが発覚したばかりで、岐阜バスにおいても、今後どのように対応するかという対応策を今検討しておりますので、またこの検討策ができ次第、また皆さんにお知らせをするという格好で、きちんと私どもと岐阜バスの方で責任を持って皆さんにお知らせをし、対応したいと思っておりますので、よろしく願います。

なお、今後でございますけれども、やはり100円、ワンコインの乗車というものでございませぬけれども、本来、これはほづみバスですね。平成11年ぐらいだと思いますけれども、このころ、通常の路線バスが経営が非常に難しいということでかなり廃線されました。この瑞穂市内でも、穂積の21号線のバス路線等もすべて廃止をされて、残ったのが、本当に美江寺・穂積線、唯一この路線だけが残ったと言ってもいいと思いますけど、あとの路線はすべて廃止をされたということで、各市町が自分とこのまちで運行しようではないかということで始まったのがこのコミュニティバスでございます。そのころはワンコインで、どこで乗ってもということで、山県市、各務原市、瑞穂市と、この近辺の市町村もこういうような格好で進めておるようでございます。

この100円というものは、もし子供の料金や障害者の半額料金を加味して決めていることや、今現在ですけれども、大体他の市町村ですと、大人の場合、最低160円、または市内近接200円でございますので、引き続き私ども市としましても、現在の100円、ワンコインで今までと同じように乗っていただきたいと思っておりますので、今回のことにつきましては、早急に岐阜バスと私どもで責任持って対応させてもらい、またその対応策につきましては市民の皆さんにお知らせをするという格好で進めてまいりたいと思っておりますが、今後につきましても、ワンコインでぜひ市民に愛されるバスでありたいと。私どももPRしていきたいと思っておりますので、どうか皆さんも大いに乗っていただきまして、このバス路線がなくなるのを防ぐという視点でかわいがってやってほしいと思っております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 今お聞きしたんですが、ちょっとずれているような気がするんです。といいますのは、部長も御存じのように、バス自体が今までの一般のものとそのままですね。そうすると、一般の場合だと、障がい者とか子供さんは一般の料金の2分の1だとか、定期券が買えるとか、回数券がある。いろんな仕方はあるんですが、そういうことができるということで、わからない人でもあるわけです。そういう点では、今の部長の言い方は、御存じのように18年10月以降は規制緩和があって地域公共交通会議が発足いたしましたので、総務部長もそのメンバーじゃなかろうかと思うんですが、それで決定した場合は行政官庁の方も通すということですね。けれど、当時は全然違うんですね。やはりだれもわからない。ほとんどの人が知

らなくて、クレームをつけた人の中にも知らなかったよという人があるんです。その人がいろいろちまたの声、行政官庁に聞いたら、申請が出ておるよというようなこともあったりして、部長のあれとちょっと違うと思うんですが、岐阜バスの方も、恐らく私が一般質問させてもらって、部長は勉強家ですから、すぐ連絡をとってお話をしてみえらと思うんですが、行政官庁から岐阜バスへということはないと思いますので、こちらの方が委託者ですので、やはりリードしてあげて、今後はこういうふうにするべきじゃないかというようなことはまだ行われていないかどうか、ちょっとお尋ねします。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今の御質問は、障がい者の方は半額にすべきだろうということ、最終的にはそういうことではないかなあとは思いますが。

それで、公共交通会議といいまして、一般の市民の方も含めて、公共交通体制をどうしようかという会議が法的に位置づけられました。以前まではそういうことはなくて、市町村と事業者と話し合いをして、皆さんにPRをするという状況の時代でございます。

それで、その前進であるほづみバス等につきましては、市町村が自分とこで運営してもいいですし、こうしてバス事業者に依頼をしてもいいという状況でございまして、当時からワンコインで走らせるということで皆さんにお願いをし、皆さんに多く利用していただいたということでございます。

今、議員さんが言われるように、通常であれば障がい者や子供は半額であると。私たちも、収入が十分であれば、ぜひそうしてあげて、できることならば市の負担金をふやせばいいんじゃないかということでございますけれども、お気づきかどうかわかりませんが、去年の10月1日、全県下どこもかもバス事業者はかなり減便されました。その本当の原因はというと、県の補助金が一気に減りましたので、事業者というのは基本的にすべて赤字ですので、黒字というのは岐阜市内の一部、多分先ほどの美江寺・穂積線もですが、現実には合渡、鏡島へ入ってからのお客は非常に多いということは聞いておりますけれども、昔から美江寺から走っておりますので、このバス路線は多分廃止はされないと思います。皆さんがぜひ利用していただかないと廃止になる可能性も出てきます。県の補助金が廃止されることによって、少なくなったということは、通常は利用者が少ないということ、当然廃止してもいいということでございます。県の補助金といっても皆さんの税金ですし、県の補助金が少なくなれば、当然私たちの税金でございまして、バスを走らせるか走らせないかは、市が決めることじゃなくして、皆さんが決めて走らせるものと思っておりますので、私どもとしても、個人的には障がい者を何とかということはあるかもしれませんが、できればワンコインで皆さんに気軽に乗っていただくということで、引き続き運営をしていきたいと思っております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） そうすると、話が戻りますが、一般の話じゃなくて、穂積・リオワールド線に絞りたいと思いますが、このことについて、本会議場では言いにくいんでしょうけれども、何らかの措置はするというような傾向でしょうか、岐阜バスの方は。具体的には結構ですけど。

議長（小川勝範君） 早瀬部長。

総務部長（早瀬俊一君） このリオワールド線も含めまして、ほかの便もそうですけれども、再度手続上について確認をさせていただいて、岐阜バスの方と私どもで誠心誠意対応するという事で聞いておりますが、まだ本当に議員さんから御指摘があってから時間がないので、毎日のように岐阜バスの方も足を運んでおるという状況でございますので、御理解をいただきたいと思います。

〔10番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 広瀬捨男君。

10番（広瀬捨男君） 部長は熱心な方だから一生懸命やっておってもらえると思うんですが、たまたま私のところへ投書した方が、関係箇所の電話番号から担当から書いてあったんです。それを聞くのもと思って、そこに東京の方ですけど、ちょっと知り合いがおることを知っていましたので、ちょっと担当じゃないんだけど聞きましたら、やはりそういうふうに一般路線から切りかえをした。周知が非常に難しいですね。現在わからない人も多いと思うんです、瑞穂市としてはわかるとしても。実際に乗っておるのは瑞穂市以外の人も乗っているかもわかりませんわね。市の方も関係するかどうかわかりませんが、岐阜バスが温かい処置をすれば、ましてのこと、今後のことは別なんです。今後のことは別ですけど、その方に、ちょっと後輩に聞いてみましたら、私、英語とかそういうことはあまりあれなんですけど、ハートフルとか何とか言っていましたけど、やはり心のこもった、物じゃなくて、真心があれば、岐阜バスも動いてもらえるだろうし、市としても一般路線を切りかえて、住民のためにやってこられたんだから、瑞穂市のPRにもなり、あるいは岐阜バスのPRにもなるので、今後も続けていかれる方がベターじゃないかという、天の声ではないんですが、そういう声もございましたので、日にちが短いことは短いんですけど、関係の箇所、よくバスとも打ち合わせをしていただいて、だれが聞いても、ああやっぱり岐阜バスも瑞穂市も立派だったんだなあというようなことになるように、ぜひ努力していただきますことを切に要望いたしまして、一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で広瀬捨男君の一般質問を終了いたします。

次に、12番 小寺徹君の一般質問を許可いたします。

小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 議席番号12番、日本共産党瑞穂市議団、小寺徹でございます。

2点にわたって一般質問をさせていただきます。

まず第1点目は、年金差し押さえに対する不服申し立てについて、2点目は、瑞穂市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例の提案に至るまでの経過について、質問させていただきます。

質問は、質問席でさせていただきます。

第1点目の年金差し押さえに対する不服申し立てについて質問いたします。

3月の議会で、年金の差し押さえという行為が瑞穂市で行われ、それについて質問をさせていただきました。

差し押さえられた方の状況を若干報告しますと、縫製業をしてみえた方が3年前に脳梗塞で半身不随になられ、営業ができなくなってしまって、障害者年金を受給することになったと。作業所と住居を建てて、行っていたわけですが、まだ借金が残っていて、営業ができなくなって、年金だけでは返せなくなったということで競売になって、住居もなくなり、大垣市へ転居したという経過の方でございます。

その方が、2月の段階で、2月15日に障害者年金が入るということで銀行へ預金を引き出しに行き、さらにそのお金で、大垣市に在住ですから、大垣市へ国民年金を払いに行こうと思ったら、年金が全部差し押さえられて、預金はゼロになってしまったと、そういう状況が発生をしたわけでございます。

そういうような状況が今全国あちこちであって、5月14日に総務省自治税務局の企画係長さんと、全国組織の商業団体である全商連、自治体の労働組合である自治労連等、またそういう被害に遭った方たちが合わさって交渉を行いました。その交渉の中で、担当された総務省の企画係長さんは、こういう税の徴収に対して、どういう心構えでやるべきかということについて回答をしております。

瑞穂市の現在の徴収体制が、その総務省の企画係長の答弁とどうなのかということを検証させていただきますと思います。

まず第1点に、企画係長が答弁しているのは、生活に困っているなど事情があれば、そういう点に配慮しながら徴収していかなければならない。差し押さえ財産の禁止、生活困窮や災害、病気などの事情については減免、徴収猶予が用意されている。滞納処分により著しく生活が困窮するなど、すべて丸裸になってしまうようなおそれがある場合は、個々の方々の状況をよく判断した上で滞納処分の執行をしなければならないと述べています。

質問ですが、例えばAさんにしておきますが、先ほどのAさんの場合、障害者年金が差し押さえられたということで、Aさんの生活事情をどこまで調査して、差し押さえ執行したのか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいまの小寺議員の税の徴収に係る不服申し立てという件でございますが、先ほど述べさせていただきましたとおり、生活状況等を確認するのは当然のことございまして、差し押さえ等の滞納処分は最終段階と。その段階での解決方法と御理解をいただきたいと思います。何度も繰り返し申し上げておりますが、ここに至るまでには、事前に督促状、催告書、さらに差し押さえ予告通知、事前通知とか、最終決定ということで、段階的に、最後の方の重い内容になりますと書留等の郵便として送らせていただいておりますが、そういう呼びかけに対して何ら対応がない場合、その結果、やむを得ず差し押さえという結果になるうかと思っております。催告文等が到達したときに速やかに御相談をいただきたい。御質問の方についてはちょっと特定できませんが、文書等を受け取られた段階で何らかの反応というか、対応をしていただけたらなあというふうに思っております。どちらにしても生活の実態調査をする必要があります。その一環として、財産調査ということで預金調査等をさせていただく場合もありますが、ぜひこのような、非常に苦しいとかいう方につきましては御相談いただきたいと思っております。それがあって初めて、御指摘いただきました徴収猶予、さらには執行停止とか、いろんな措置が講じられるものと思っております。

参考にでございますが、今現在、22年度、既に住民税、固定資産税、軽自動車賦課決定がされております。もう既に今の生活状態が大変えらいので、分納にしてほしいとかいう方が税務課の方に相当数おいでいただいております。こんな状況もございますので、ぜひお困りになられたときは御相談をいただきたいというふうに考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 市としては、督促状とか、いろいろ予告をして、通知を何遍も送っておると。しかし、返事がないという中で差し押さえに至ったということでございます。

きのうの国民健康保険の状況の中でも、なかなか会えないと。だから、資格証明書にしたということが言われておりました。この方の場合は、大垣へ転居されている。督促状をどうも送っていたんですけども、御主人はそれを見て、市役所の督促状がどんどん来ると家内が心配するもので処分してしまったということを書いてみえて、最後、差し押さえられて、そういうことをだんなに話したら、言っておったという話でございます。

そのときに、もう一つ踏み込んで、市役所は面談をして、その人の生活状況を調べるということをして、確認をするということをやられたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 多くの場合は自宅まで臨戸訪問とかしているわけですが、その前には、電話等で面談できるようにという折衝もするわけですが、中には全く会え

ない、電話等も出られない、面談が一切できないという状況がちょくちょく発生しております。その場合に、初めてその状況を確認、財産として何かあるのか、いろんなことがないのかということで、一つの手段として対応させていただいておる部分はありますが、個別の調査、搜索というところまでなかなかできないという方もお見えになるというのが実態でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 瑞穂市の税、国保税も同じですが、どうもきのうからの答弁を聞いておりますと、本当に個別にその人の生活状況をつかんで、本当にその人が生活に困窮したから払えんのか、横着で払わんのかという判断をせんといかんわけですね。要するに横着で払わん人たちについては差し押さえはきっぱりとやっていくということで、生活が苦しい人については、この総務省の方が言っているように、しっかり調べて、減免や猶予、さらには執行停止もするということが原則だということでございますから、そこら辺がこのAさんの場合はしっかり把握せずにおるのではないかと思うわけですね。障害者年金だということはわかっていたんですか、どうですか。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 今の御質問の、年金として振り込まれた部分の年金の種類ですね。それまでの内容はチェックしておりません。あくまで入金された段階で金銭債権として入った。それに対する預金の払い戻し請求権を差し押さえるというような考え方でしておりますし、実際の中身までは把握はできておりませんが現状でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 3月の議会の論議の中でも、年金は法律で差し押さえが禁止されておると。しかし、年金が一たん預金通帳へ入ってしまうと、それは現金に変わり、年金から変質するということによって差し押さえできるという答弁でございましたけれども、年金として銀行へ振り込まれたら、それは使う方の人は年金として生活に充てるということですから、変わるわけですね。それを差し押さえられたら生活に困ってしまうということは当然出てくると思うんです。そこら辺の状況をしっかりつかんで執行行為を行う必要があるのではないかと、私を私は思うわけでございます。

さらに総務省の方が言っているのは、各地方団体について、個々の滞納者の方の事情を踏まえて、生活に困窮されるような方については、徴収猶予ですとか、減免ですとか、あるいは差し押さえ、執行停止ということをきちんと対応していくべきですと、こういうことを言っているんですね。

そういう点で、Aさんと話をされて、障害者年金を受給されていると。アパートに住んでい

ると。要するに半身不随で介護も必要だということをはっきりしてきた場合に、実際差し押さえできますか。事情がわからないもんですから、銀行の窓口で差し押さえちゃうという行為になるのだと思うんですね。

私は、このような実態の状況の場合は差し押さえの執行停止、総務省の人が言ってみえた停止ができるのではないかと思うんですが、どうか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいまの差し押さえの執行停止をするという行為でございますが、一応税法上とか、国税徴収法等の関係、いろいろ取り扱いがありますが、どちらにしても、それを実行するに当たっては本人様の実態といえますか、生活状況をまずつかむ必要があるかと思えます。先ほどおっしゃられたように、奥さんのお気持ちを御主人が考えられて、いろんな文書等を処分されて、全く奥さんは知らなかったということになりますと、私ども、その内容がつかみ切れない。その実態すらつかめないという状況での結果がこういう結果になってきているんじゃないかなと思います。

さらに、それを換価するのをやめるとか、そういう手も措置としてはあるわけですけど、それもこういう実態だからということで申し出をいただかないと、換価の方に走っていってしまう。預金債権、金銭債権である預金につきましては、徴税吏員が現場で即現金化する、換価してしまう。そこで完結するというような方法がとられますので、差し押さえ通知を送った段階で、いろいろな御相談をいただけたらというふうに考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 今の瑞穂市の徴収体制の差し押さえ執行については、本人と面談し、その本人の生活状況をしっかりつかむ。そして、納税の意思があるかどうかをしっかり確認し、納税の意思があっても生活困窮で納められないという方はいろいろ相談に乗る。減免したり、相談に乗ってやっていくということで、差し押さえ執行については、面談をして、その状況を必ずつかむということが必要だと思うんです。それがどうも十分やられていない。これはきのうの国保の資格証明書の状況もそうでございます。そういう徴収体制をぜひ確立するという方向で、ぜひひとつこれから徴収体制を検討していただきたいと思うんですが、部長、どう考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 御指摘のとおりでございますし、当然に調査を進めて、それを前提として対応させていただく、そういう所存でございますし、憲法25条の生存権の問題等も十分承知しておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思えますし、今後の徴収体制も適切な方法をさらに検討していきたい、そんなふうに考えておりますので、御理解を

よろしくお願いいいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 今、回答の中でも憲法25条の生存権の問題が出ました。質問書の3番目に書いておきましたけれども、この問題でも、総務省の人がしっかり言っておるんですね。

「最低限の生活保障をするのは、憲法上保障された権利であり、最低生活の保障は、負担の公平を上回るもの。負担の公平性が原則だが、最低生活の保障という観点から、執行停止だとか、負担の減免など、いろいろ配慮されるべきだ」、このように総務省の企画係長は言ってみえます。

3月の議会のときも、私、この問題を質問いたしました。前段には、憲法の25条は尊重する必要があるけど、「しかしながら、大多数の市民の方々が期限内に納付していただいている。これらの市民の方々との負担の公平の確立のためにも、その職務を果たそうとしていることでございます」という答弁を伊藤部長がしてみえます。

総務省の方は、憲法を重視し、憲法の立場でやるということを上においているんですけども、伊藤部長は、生活権を下においておるんじゃないかということ、私はあの答弁を聞いて感じたわけですが、再度この辺の位置づけについて、どのように考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 御指摘いただきましたが、先ほど申しましたように、憲法25条に規定されております生存権も十分承知しております。それで、その趣旨を踏まえながら、納税者の方の実情を把握して、さらにその徴収方法を適切に取り扱っていきたいと考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 最後にまた、こういうことも言ってみえるんですね。「人間の顔をした徴収、心ある徴収に心がけなければならない」ということを企画係長は言ってみえます。まさにそうだと思うんですね。

そういう点で、市長にお伺いしますが、今の瑞穂市の税の徴収体制、具体的なAさんの場合の状況も今まで質疑をしてきましたが、その質疑を聞かれて、この総務省の係長の立場で今の瑞穂市の徴収体制はなっておるのかどうか、また改善すべき点があると思ってみえるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 差し押さえに関連しまして、いろいろ小寺議員から御質問いただいてお

るところでございます。

税の徴収の御質問に対しまして、伊藤部長の方から御答弁をさせていただいております。いつも申し上げておるところでございますが、それぞれの部長が答弁をさせていただいております。私、すべて調整をさせていただいて答弁をさせていただいております。その点は御理解をいただきたいと思っております。けれども、決して私ども、冷たく、本当に生存権を認めんような、そんな徴収は決してしたくありませんし、するつもりもありません。最低限法の許す範囲内でさせていただいております。そういうことも御理解をいただきまして、御指摘をるるいただいておりますが、少しでもそういったことのないように、この徴収に当たりましては心してまいりたい、このように思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。私の答えとさせていただきます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） この方が、差し押さえの結果、国民健康保険を大垣市役所へ払えなくなったということで、この辺の経過を大垣市の職員に話された。年金を差し押さえられてしまったという話をされたら、瑞穂市はそこまでやるんですかとびっくりしていたということでございます。他市町の職員もびっくりしておられる状況であるということもひとつ頭に入れてほしいと思っております。

この方が、どうも腹の虫がおさまらんということで、4月7日にこの差し押さえに対する異議申し立てをされました。異議申し立ての理由は、ちょっと報告させていただきますと、平成22年2月14日時点で残高は983円でした。翌2月15日に厚生年金、障害者年金が13万2,016円入金されました。瑞穂市長は、通常私の預金にほとんど残金がないこと。偶数月の15日に年金が振り込まれること。この2点の承知をしており、したがって、2月15日の朝一番、9時15分に私の預金を差し押さえました。確かに瑞穂市長が差し押さえたのは私の普通預金ですが、振り込まれる前にも差し押さえることができましたから、年金が振り込まれたのを待って差し押さえたのは明らかです。したがって、この行為は、事実上私の年金を差し押さえたと言わざるを得ません。年金の差し押さえは法律で禁止されており、瑞穂市長の行われた処分は違法ですということで、異議申し立てをされました。

この異議申し立てに対して、いつ、だれが審査をされたのか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 審査はいつなされたのかということでございますが、不服申し立てに係る内容は、地方税法19条関係に規定されております。それに特に定めのない場合は、行政不服審査法で規定する。それを適用するということになっているわけですが、ちょっと建前で御報告だけさせていただきますが、その行政不服審査法の第3条の中に、まず1

点は、審査請求、異議申し立て、2種類がございます。ここで御質問いただいたのは、審査請求ということになると、審査請求というのは、行政官庁がある場合、さらに他の行政庁に審査を申し出ることができる場合、法律で定めてある場合、瑞穂市でいいますと、固定資産評価審査委員会に固定資産の評価、これが間違っておる、不服があるという場合には審査請求ということになります。今回の賦課決定、滞納処分につきましては、処分庁、審査というのはすべて瑞穂市になりますので、上級官庁はないという結果になりまして、異議申し立ての取り扱いとしております。審査請求というのは、そういうことで、法律に定められた場合とか、自動車税を、処分された自動車税事務所長の処分に対して不服申し立てがあれば、知事に出すとか、そういうことはありますが、異議申し立てという取り扱いとなっていておりますので、異議申し立てを出していただきますと、市みずからがその申し立ての内容、それらに基づいて、法的に正しかったのか、なした行為がよかったのかということで、自分なりに調査して決定を下すという行為で今回の場合はさせていただいております。その部分は、処分庁である市が申し立てを受理して、30日以内に結果を出せと。滞納処分に関しては60日以内に出しなさいよという行政不服審査法第6条、異議申し立てに係る部分で規定しておりますので、その内容で対応しております。

その内容につきましては、個人を特定するような内容になっておりますので、内容的にはちょっと差し控えさせていただきたいと思いますが、内容的には異議申し立てというふうな対応で、市がみずから決定をさせていただいております。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 市が審査して決定をするということですから、税務課内で差し押さえを執行した職員が、その異議申し立てについて、また審議をするということですか、お尋ねします。

議長（小川勝範君） 伊藤部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 審議、調査はすべて内部でやるということになりますけれども、その後の措置ですね。訴え等の措置も後で出てきますが、対応もすることができますので、前段階として内部で決定をします。決定通知書を出すということで進めております。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） その人が異議申し立てして、また同じ執行者が審議して、裁定を下すというのは、どうも不服審査法の総則によりますと、この法律は、行政庁の違法な、または不法な処分を、他の公権力の行使に当たる行為に関して、国民に対して広く行政庁に対する不服

申し立ての道を開くことによって、簡易、迅速に手続をとって、国民の権利・利益を救済するというようなことが書いてあるんですけども、実際には全然そういう体制になっていないということだと思っんですね。

さらにもう一つ、本人の出席を求めて、生活状況とか、執行した状況の中でどうやったかということは、本人から事情聴取して、それも参考にして決定したのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 審議と調査について、本人さんの出席を求めて口頭陳述をいただくというような手法につきましては、先ほど申しましたように、審査申し出の段階に適用されます。異議申し立てになりますと、審査請求とちょっと手続が変わりますので、実際は本人様の陳述をいただくという行為は異議申し立ての場合はしてありません。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） この審査の決定は、却下という結果が本人のところに行ったということを知っています。実際上、不服審査を出しても救済になっていない。法律的に不備な点もあると思いますけれども、さらに不服をしっかりと審議するには、行政不服審査法に基づく裁判をしなければならんという状況になっておるわけですね。裁判というと、年金を差し押さえられて、生活もできるかできんか、ぎりぎりの状況で裁判というのは大変な状況でございます。そういう点では、今の不服審査制度というのは、その人の立場に立って助けるということになっていないということが言えると思いますので、この辺は、法律改正の問題もあるかもしれませんが、これからこういう問題が出てくると思いますので、行政の中でも、こういう住民からの不服審査請求が出た場合に、どう公正に審議をして、その住民の立場に立って助けるかという審議をする委員会等もつくるような、そういうようなことも検討する必要があるのじゃないかと私は思うのでございますが、どのように考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） 一連の滞納処分から、ただいまの行政不服審査法の関連、さらにその処分の取り消しを求める訴訟といいますか、行政事件訴訟法という一連の流れになってくるんですが、そこら辺をまず活用せざるを得ないかなと思います。内部で審査する段階で、さらに詳細に、慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） この質問のまとめとして、そういう滞納をしてみえる方、国保も税金も同じですけども、その人の生活状況をしっかりと調査し、本人と面談して、その人が納税

の意思があるかどうかを確認し、そして処分を決定するという方向で、ぜひ徴収体制と執行についてはやってほしいということを強く要望して、終わりたいと思います。

2点目の質問に入ります。

瑞穂市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例の提案に至るまでの経過について質問をいたします。

市長は、この問題の提案説明について、個別外部監査についてはことしの3月の定例議会において提案をさせていただいたところですが、さらに監査機能を増し、財政運営の透明化を図る意味から、包括外部監査について実施すべきとの指摘に対して、私が6月議会に条例を提案させていただくと回答したと述べています。

お尋ねしますが、個別外部監査のどこが不十分で、さらになぜ外部監査が必要と指摘されたのか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、小寺議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

その前に、簡単にでございますけれども、監査の制度について、ちょっと御説明申し上げてから、お答え申し上げようと思います。

市町村の監査につきましては、今現在、監査委員さんがお2人お見えになります。今、御質問に上がられました小寺議員さんと、もうお1人の方が、経歴としては税務署長を経験された立派な税理士さんが私どもの監査委員さんということで、私どもの地方行政の監査をいただいております。

なお、平成9年の地方自治法の改正によりまして外部監査制度というのが設けられました。なぜ外部監査制度が設けられたかといいますと、ちょうどこのころ、各県とか市町村でいろいろな不正事案がございまして、そうした事案が監査委員の中でチェックできなかったということで、国の方が外部監査というものを入れまして、一部地方自治法を改正いたしました。

簡単に申しますと、公認会計士さんとか、弁護士さんなどの力をかりて、当然今までの監査委員さん、私どもの市ですと2人ですけれども、そうした人の力をおかりして、一部監査をしてもらったらどうかという制度が外部監査制度です。ですので、外部監査制度につきましては、県、そして政令市とか中核市は法律でやりなさいということになっておりますが、市町村は基本的には条例でやるかやらないかを決めるということになっております。

それで、包括外部監査という言葉と、個別外部監査という言葉が出ましたが、包括外部監査といいますのは、毎年度、先ほど言った専門の方と私どもが契約をして、特定の項目を監査してもらい、監査委員さんの補完を一部するというのが包括外部監査人の仕事でございます。あくまで監査制度の一番もとは監査委員さんお2人でございまして、あくまで補完をするというのが外部監査制度でございまして、また、先ほどの個別外部監査となりますと、監査の請求が

五つほどありますけれども、そういう請求があったときに、基本的には監査委員じゃなくて、先ほど言ったような外部の監査人さんの力をかりるとというのが個別外部監査でございます。

それで、私どもも、この3月にそうした個別外部監査ですね、一般に監査があったときにはそうした人たちの力をかりるのもいいんじゃないかということで条例を提出させていただきました。これについては、全国でも100幾つの地方自治体がございます。

一方で、今、個別外部監査は何が不十分かということでございますが、先ほど申しましたように、五つほど監査請求の方法がございます。それらの監査請求の手続を踏まえて、監査をしていただくという手続が必要になるかと思えます。逆に言えば、監査委員さんがそうした専門の人の力をかりてやろうとするときには、この個別外部監査制度というのは非常にいい監査制度ではございますけれども、また一方、先ほど申しましたように、包括外部監査は、毎年度何らかの目的を決めて監査をするということでございます。今の2人の監査委員さんも十分監査をいただいているところですが、監査にやり過ぎはないということを言われますと、これもどうにもなりません。

今現在、私どもも大きな問題を抱えていることは絶対には思っておりませんが、事務手続上とか、いろんな問題は多々あるかと思えますけれども、監査にやり過ぎはないと言われると、そういうことはないということで、包括外部監査を導入してはどうかということで、今回条例を上げさせていただいたわけでございます。

県内では、岐阜県とか岐阜市は地方自治法上決まっておりますので毎年度受けておられますけれども、そのほかの市町村では今のところ、この県内ではございません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 個別外部監査は、要するにそのときにこういうことをやろうということが請求があったら個別外部監査をやると。包括外部監査というのは、毎年定期的にテーマを設けて、外部監査委員と契約をして、約1,000万くらいかかって外部監査をやるということでございます。

私の意見としては、この瑞穂市が条例で可決した個別外部監査で十分対応できるんじゃないかという意見を持っております。個別外部監査はいろいろ議会の議決が必要だというようなことで、ハードルが高いという御意見もございますけれども、しかし、この個別監査条例の第2条の5項では、住民監査請求があれば、監査委員が判断して個別外部監査ができるという項がありますから、これを活用すれば、幾らでも個別外部監査ができるということで、ハードルは高くないと思うのでございます。

事案があるぞと。これは臭いぞ、危ないぞというところは、住民監査請求をして、個別外部

監査なり、私たちの監査でもいいんですけど、やれるという状況があるのですから、あえてここで1,000万円の予算を組んで毎年包括外部監査をやるという必要はないんじゃないかという意見を持っておるところでございます。

もう一つ聞きますが、この提案の中で、この問題について、監査委員の御意見も拝聴しながら真摯な検討をいたしました。包括外部監査は現行監査制度を補完するものでありますが、現行の監査制度について、まだなすべきことがあるとの監査委員の御意見を受けたところでございますと。ちょっとよく意味がとれん内容ですけれども、現行監査制度を補完するものであるが、現行の監査制度について、まだなすべきことがあるという監査委員の御意見、これはもうちょっと具体的に、代表監査委員の方がどういう意見を言われたのか、お答え願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 監査の結果につきまして、細かいことにつきましては、ホームページに一部載せておりますので、また皆様ごらんになればよろしいかと思ますし、岐阜県とか岐阜市のホームページを開きますと、外部監査の結果が載っております。

監査委員さんの指摘事項がいろいろありますけれども、その中には、細かい事務手続とか、いろいろありますので、決して大きな間違いがあるということではございませんけれども、やはり事務の中にはいろいろ指摘事項が出てまいります。監査委員さんの指摘事項は多岐にわたっており、その指摘事項を実行し、その過程をも見届けるところまで今現在は来ておるということを現在の監査委員さんは認識しておられますし、今現在の監査事務局体制、また指摘事項をしっかりと改善していただくのがまずもってやるべきことではないかということ今現在の監査委員さんはおっしゃっておられると思っております。

私も、直接お会いしてお話をしたわけではございませんけれども、そのようなことで聞いておりますので、お知らせをいたします。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） 私も代表監査委員の方と話をしておりますし、執行部との話のときもちょっと入ったこともございますが、そういう中で、今の瑞穂市の監査制度をさらに強化するには、監査委員会を独立させて、監査事務局長、それから監査の事務局を設けて、しっかりと実務の面でもやっていく。また、監査の指摘事項についても、すぐそのことを指摘しながら改善させていく。そういう監査事務局の体制を強化することが必要だということを提起しておるところでございます。

この包括外部監査を導入せよということを書いてみえる議員の方も、このことは必要だということを書いてみえるんですね。そこでは意見が一致をするわけでございます。

この経過の中で、6月の議会の議案が準備される中で、25日に議運が開かれ、そのときの議案の中には、包括外部監査というのは条例提案としてなかったと。6月1日の本会議のその日に追加提案として出てきたという経過がございます。この1週間の経過に何があったかと。このことをはっきりさせる必要があると思うんですね。要するに、財政運営の透明化を図るというために包括監査制度を設けるのなら、行政の中の透明化も必要だと思うんですね。条例をつくるのに、どういう経過の中でつくられたかということもはっきりさせないかんじじゃないかと私は思います。

そういう点で、一つ私の知っておる内容を指摘して、確認したいと思います。

28日に監査委員の研修がありました。私と代表監査委員と事務局が研修に行きました。その研修の昼食のときに代表監査委員のところへ電話が入って、監査事務局体制を強化する。そのために、監査委員も今の出勤状況よりもっと出勤をして監査をしてほしいということがありました。それは一遍相談をしようということで、31日に代表監査委員と私が行きまして、どうなるのかなあと。どういう事務局体制の提案が出てくるのかなあとということで行きましたら、まあの話はなくなったということで、包括監査の条例を出すことになったということでございます。こういう経過の中で、何があったのか。

市長にお尋ねしますが、25日の議運のときには、その提案がされていない。追加提案で出された。なぜ追加提案になったのか。そのところを説明願いたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） この関係におきましては、事務方、私を含めまして、副市長、また教育長、各部長も交えております。副市長の方からお答えをさせていただきます。よろしく願います。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 実は研修会の当日だったというふうに思います。この件について市長といろいろお話をさせていただいておりました。包括外部監査の条例を提出するかしないかということについていろいろな角度から検討しておりました。その中の一環として、事務局の体制の強化も一つ話題になっておりました。それから、強化をすることによって、監査日数をふやしてはどうかという話も中にありました。そういったいろいろな意味の中で、包括外部監査を導入することについて、どのようにして体制を整えていこうかということがございました。

もう1点、その中には、今、監査委員さんの執務の報酬でございますけれども、年額40万円というふうに表記をされております。これも新聞紙上で御存じかと思いますが、年額報酬というのはあまり芳しくない表現ですので、日額とかというふうに改正してはどうかと、こういう話も中にありました。

そういった意味で、総合的に判断をさせていただいた中で、監査委員さんの意向を少し聞いて

てみたいということでございましたので、監査委員さんが、実はその当日、研修会であったかどうかということとはちょっと予定がわかりませんでした。お昼のときの時間だったというふうに思っておりますが、意向をお聞きしたという経緯でございます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 小寺徹君。

12番（小寺 徹君） これは、28日の電話をされる前までは、包括外部監査条例というのは提案せずに、事務局体制を強化して、監査制度を強化すると。そういう方向でいこうとしておいて、その外部監査制度を強化するには、監査委員の勤務日数のこともあるもんでということ。事前の打診だったはず。それが、土日間にひっくり返って、まあいいよと。何もなしよと。もとどおりでいいよということですから、これは本当に監査制度、監査をしっかりとやるための包括監査制度導入か、監査制度強化という問題かどうかというのは非常に怪しい状況であると私は思うんですね。

そういう点も含んで、私はこれは、経過の中に問題があるという点を指摘しながら、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で小寺徹君の一般質問を終了いたします。

議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。なお、再開は3時30分からといたします。

休憩 午後3時22分

再開 午後3時30分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

17番 若園五朗君の一般質問の発言を許可します。

若園五朗君。

17番（若園五朗君） 議長の発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

議席番号17番、新生クラブ、若園五朗です。

質問事項1．平成22年度の税の賦課状況について、2番、行政財政改革大綱プランについて、3．子ども手当の支給状況について、4．シルバー人材センターの育成について。

1番から、質問席より質問させていただきます。

平成22年度の税の賦課状況について。

住民税、固定資産税、軽自動車税の状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいまの御質問の住民税、固定資産税、軽自動車税の賦課状況ということでございますが、固定資産税は4月、軽自動車税が5月、6月に住民税を賦課決定して、皆様方に送付させていただいておる状況でございます。

その結果につきまして、今後変動はありますが、おおむねの数字を述べさせていただきます。

と思います。

まず個人市民税におきましては、21年度の賦課状況、調定額となりますが、27億8,300万、22年度におきましては、今現在で24億5,600万円、比較しまして、金額でおおむね3億2,700万円の減、率にしますと11.78%の減となっております。当初予算で下がるだろうということを想定しておりましたが、若干ではあります結果的にはよくなっているということで、11.78%の減でございます。

続きまして、固定資産税でございますが、21年度が31億6,800万円、22年度が31億7,300万円ということで、金額にしますと500万円ほどの増、ほぼ現年並みということで、率で0.18%の増でございます。

続きまして、軽自動車税ですが、8,190万円が21年度でございまして、22年度では8,430万円、240万ほどの増、率にしまして3.04%ということで、ほかにも法人市民税、交付金、さらにはたばこ税という税がございますが、これについてはまだ確定しておりませんが、おおむねの21年度対比でいきますと、全体では5%の減ぐらいになるのではないかと、賦課額ですが。金額的には3億数千万のマイナスというふうな賦課状況になろうかと今現段階では判断しておりますので、よろしく願いいたします。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 続きまして、賦課状況でございますけれども、これらの税の徴収率を見込んで試算すると当初予算との比較はどのような状況になっているか。概算でよろしいんですが、資料があれば示していただきたいと思います。当初予算より予算確保できるのかどうか、その増減額、あるいはその率ですね、その辺どうかお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） ただいま申されましたように、あくまで概算、徴収率もこれから結果でどうなるかわかりませんが、過去の徴収率を見込んで算定した結果を出しましたので、御報告させていただきます。

まず個人市民税でございますが、現年の当初予算は22億4,400万円でございます。それに対して、収納見込みとしましては23億8,800万円を予定しておりますが、率にしますと6.41%の増、1億4,400万円ほどの増になろうかと思っております。これにつきましては、当初予算では前年対比13.7%ほどの減収になるだろうと見込んでおりましたが、個人市民税におきまして、特別徴収、給与所得者の方がかなり普通徴収、離職等によって下がるのではないかとというふうに思っておりましたが、それほどの切りかえがなかったような結果となっております。ここで差が若干出てくるのは、やはり特別徴収というのは徴収率が非常にいい、99.数%ある。さらに普通徴収の場合は92%から3%になりますので、その差額等もございまして、予算比では若

干の伸びを示したということでございます。

法人市民税でございますけれども、これにつきましても地財計画等では29.9%のマイナスになるだろうということで、それを想定して算定しましたが、2億2,900万の当初予算に対して、21年度の決算状況から推察するとともに、前年度比、同月を見ると、21年度の状況とほぼ近い状況でいけるのではないかとということで、前年並みを見込んでおります。

さらに固定資産税でございますが、31億800万円の予算に対しまして、見込みは31億3,200万円ということで、これも当初予算どおりの見込みでございますが、2,400万円ほどの増額になるのではないかと。率にしまして0.77%の増となっております。

交付金につきましては、これは県の方から来るお金ですので、同額というふうに見ております。

続きまして、軽自動車税でございますが、7,800万円の予算でございます。これに対して4.87%の伸びで、おおむね8,180万円になるかと。約380万円ほどの増。これもほぼ見込みどおりかなという収入であります。これの実績においては、軽四輪乗用自動車、年間では200台ほど今ふえている状況にありますので、このような状況になると思います。

たばこ税については、21年度と同じであろうという想定はしております。たばこの値上げ、反対にたばこ控えの方もあろうかと思っておりますので、これは確定ではございませんが、おおむね予算どおりでいけるのではないかとというふうに考えております。

全体をトータルで見込みますと約3.49%、約2億円程度の増額が当初予算より見込めるのではないかと判断をしておりますが、何分にも今後の課税の賦課状況というのは変動がございますので、すみませんが、今の段階としてはそういう予算比の結果となっております。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） きのうの庄田議員の質問と重複するところがございますが、内容が重ならないように質問させていただき、答弁をお願いしたいと思います。

おおむね予算額は確保できるようでございますが、今後においては大きな増額補正は見込めない状況だと考えられますが、限られた税の徴収対策を十分されるということでございますけれども、その徴収対策の要綱の作成、あるいは内部的にどのような体制、プロジェクトでやられるか、徴収の合理化の整備について答弁をお願いしたいと思います。簡潔にお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 伊藤部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（伊藤脩祠君） きのうの庄田議員さんへの御答弁でも若干触れさせていただいておりますが、やはり経済の疲弊による所得低下とか、バブル経済の後遺症など

によって、課税の額の減少、また貧困とか、納税モラルの低下等により滞納額が非常に増加してきている。一般財源に不足が生じて、財政を圧迫している状況でございますので、住民サービスの低下を招きかねない状態にあるということで、非常に厳しいものがある。

その中で、このプロジェクトを立ち上げて、具体的には瑞穂市市税等収納対策推進プロジェクトチーム設置要綱というものを6月1日に設置させていただきました。その要綱の目的としては、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の収納率向上及び滞納額の縮減に向けた取り組みを推進し、市民の負担の公平性を確保するためにこのプロジェクトチームを設置するという目的で立ち上げております。

これにつきましては、滞納処分に関することから、債権の情報収集の共有をすることか、滞納状況を把握し収納率向上の推進に資することか、納税意識の啓発を行うとかいうことを事務として掲げておりまして、市民部に所属しております税務課と医療保険課でチームを今回は編成しております。その統括部長ということで、市民部長が当たる。さらに副統括で税務課長、医療保険課長、さらにチーム員として徴収職員が当たるというふうな委嘱を市長から受けております。

具体的には、きのうも若干触れさせてもらいましたが、やはり未納のある納税者の方、中には国保もありますよ、市民税もある、固定資産税もあるという方、今までそれぞれ別々の徴収体制でやっていたんですが、細かいことを言いますと、午前中に税務課が取りに来たで、昼から国保のお金は払えないわという事例もないとは言えないんですね。それを、御相談を受けながら、租税体系一体管理して、納税者の方の納めやすい環境をつくろうではないかという、まず第一歩、そのあたりから進めていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 今後とも徴収率、あるいは適正な課税をされまして、努力されることをお願いし、次の質問に移らせていただきます。

その次、2番、行政財政改革大綱の中で財政運営を今後どのように考えているのか、お尋ねします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、若園議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、伊藤市民部長から22年度の税収の調定額等のお話がありましたんですが、当初予算では、税収全体で59億4,400万円ほどを見ておったわけですが、今お話を聞いたところでは61億2,300万ぐらいというような話で、増加してきているということで、こういうことを考えますと、多少景気は変動しているかなという思いはしますんですが、御承知のように経済状況は非常にグ

ローバル化しております、昨今の状況を見ますと、先を見通すことはなかなか難しいというふうを考えております。

日本経済の好不況は世界経済に組み込まれております、日本単独の経済見通しだけでは先を読むことはなかなかできないということでございます。さきのギリシャの経済危機がハンガリーにも及んだ。そうした状況が日本の株価にも影響しまして、EU等の経済不安を呼んでいる。そういった状況の中で円高が進みました。円高が進みますと、日本経済は輸出が主力でございますので、どうしても円高が経済状況に響くという状況があります。

とは言いながらも、市の将来計画をどのように考えるかということでございますが、今、御指摘のありました行政改革大綱というものを市では策定しております。

傍聴の方もお見えでございますので、ちょっと脱線をしますが、そもそも瑞穂市が平成15年5月1日に合併する以前に合併協議会というのがありまして、合併協議会で新市建設計画というのがつくられております。その新市建設計画をベースにしながら、平成18年度でございますが、第1次総合計画というのが自治法の規定でつくってあるわけでございますが、その総合計画を実施するに当たって、実施計画をつくっておると。その一方で、行政を効率的に運営し、なおかつ税の効率的な運用が求められてくるということで、コスト削減ということが求められるわけでございますが、そういったことを踏まえて、国が平成12年だったと思っておりますが、行政改革大綱というのを定めまして、これは内閣府で、閣議決定されたんですが、国も地方自治体も行政コストの削減を目指そうということになりまして、それを受けて、瑞穂市では平成18年に行政改革大綱というのをつくっております、その実施計画に当たるものが集中改革プランということでつくられております。

この策定の経緯には、市民の方にも入っていただきまして行政改革推進委員会という機関があるわけでございますが、そこで内容等をチェックしていただいて、進んできたわけでございます。

その中で、いかに行政コストを下げるかということと、税収等、歳入をどのように確保していくかということが書かれておるわけでございますが、税収については、ちょっと突っ込んだお話をさせていただきますと、平成19年度に三位一体改革というのがあったわけでございますが、そのときに税源移譲がなされまして、当時、約66億5,000万円の税収があったわけでございます、瑞穂市に。それが20年度のリーマンショックで59億円ということで減額をしまして、実に8億円ぐらい減額しておるわけでございますが、こういった状況の中で、どのように運営していくかということ踏まえると、大綱も、第1次の内容ではちょっと陳腐化しているということもありまして、ことし、第2次大綱を今つくろうとしております。この6月21日に行革審を開きまして、素案をお示しするわけでございますが、その中でも、いろいろと議会の中でも御指摘いただいております補助金の見直しとか、それから庄田議員からも御指摘いただい

おりました税外収入の確保を図れないかというような御指摘、あるいはことし、固定資産も改定をされたんですが、施設の使用料等、いわゆる受益者負担の原則にのっとって、適正な金額かどうかということ踏まえながら検討をしていこうと、そういったことをやろうと思っておりますが、それに当たりまして、行革審にお諮りをして、こういう方向で考えておりますがということとを諮問させていただきたいというふうに思っております。

そんな形で、財政については、入りを図る方策と、それから歳出を抑制する手だてを今後検討してまいりますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 今回、3月定例会でも行政改革大綱プラン、そして集中改革プランの質問をさせていただいたんですが、6月に入れば、それなりに事務局の方の準備体制ができたということで、6月21日に第1回の行政改革推進委員会が開催され、第2次の大綱プラン、そして大綱ができ、進んでいくと思っておりますが、推進委員会を6月1日にやられまして、今後のスケジュールはどのようになるか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田部長。

企画部長（奥田尚道君） 審議会は、6月21日に諮問をさせていただきまして、それから、日程等、その審議会の中でお決めいただいて、答申をいただけるところまで持っていきたいというふうに考えておりますが、それがまとまってくるのを待つのではなく、既に庁舎内でいろいろ事務を進めております。先ほど市民部長が申しました徴収プロジェクトもその一つでございますが、補助金に関しても、補助金は企画財政課を事務局にしまして、プロジェクトを立ち上げようとしておりますし、あとは広告等の収入を検討する場ということで、秘書広報課を事務局にしてプロジェクトを立ち上げようとしております。そういったことを庁舎内横断的に検討しながらやっていく予定でございます。

それで、補助金については、なかなか相手もあることではございますが、審議会の方から、よかったです僕らも入ってもいいよというようなお話も現委員さんからいただいている経緯もあるわけですね。去年の11月の会議のときにそういったお話もいただきました。場合によっては、なかなか職員ではいわゆる事業仕分け的なことをしづらい面がある場合は、審議会の委員の皆さんにも入っていただいて、最終的な事業仕分け的な判断をいただくということも可能かなと思います。

そういったことを踏まえて、23年度の予算編成に入っていきたいという事務スケジュールを立てておるわけでございます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） それでは、大綱の中には三つの大きな項目があると思いますので、その中で、企画部長、その重点項目はどれをどのようにされるか、先ほど補助金の見直し、あるいは使用料、各課の横の連係プレーをして、プロジェクトをつくって、大綱から実施計画を立ち上げるということでございますけれども、一つとして、職員の定員管理及び人材育成に経費の節減、収入の確保等、あるいは民間委託等の推進、事務事業の再編整備、廃止統合、財政の健全化、市民参加と協働のまちづくり、環境にやさしいまちづくり、第三セクター健全な経営、大きく三つの柱があると思いますが、担当部長として、この中で、行財政の厳しい中、重点項目はどのように考えておられるのか、奥田部長の所見をお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 行革大綱の究極の目標は何かといいますと、コスト削減、究極は職員の削減につながっていくんだろうというふうに思います。それは国の方針でもありますし、その一環として、いろいろ小泉内閣のころから進められてきたダウンサイジングとか、アウトソーシングとか、そういったものがあるわけでございまして、そういったものと並行しながら、民営化というのも一つの課題だろうというふうに思います。

そういったことを経ながら、いわゆる財政の健全化を目指すということになるわけでございますが、その中で、この第2次大綱も22年度から26年度の5年間を目標期間にしておりますので、その中でできることとなると限定がされてくるわけでございます。

その中で三つほどというようなお話でございますから、上げるとすれば財政の健全化ですね。それからあと、たびたび議会で御指摘いただいているような職員のレベルアップということで、目標管理制度の構築、いわゆる職員がそれぞれ目標意識を持ってやることによって行政コストを高めようというようなこと。それから、最終的には定員管理で、職員の減少につながるような努力ができないか。その中には、ことしありますような社協への事務の委託というか、施設の管理も含めた委託とか、あるいは清流みずほに見られるような民の力を活用した保育所の運営の仕方とか、いろいろあると思いますが、そういったのをとにかく総合的に検討しながら、健全化を目指していくのが最大の課題だろうということで考えておるわけでございまして、それで、午前中からもいろいろと財政に対する御要望もあるわけでございますが、にわかに税収が高まる状況とは今考えられませんので、とりあえず今は我慢のときという、新聞には臥薪嘗胆というようなことも書いてあったわけでございますが、我慢をしながら、何がこの市にとって必要な事業か、その選択をしながら、当分は静観するというのが現下の課題というふうには認識しておるところでございます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） それでは、行政改革大綱の中の、次の集中改革プランでございますけ

れども、今後どのようにやっていくのか、あるいは今後どのように考えていくのか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 奥田部長。

企画部長（奥田尚道君） 集中改革プランは、きのうの庄田議員の御質問にもお答えしましたように、ホームページでも公開されておまして、それぞれの数値、達成度等が記載されておりますが、この集中改革プランは第1次大綱を具体化するという形でできておりますが、この策定の経緯が、先ほど申しましたように国からの指示があって策定したという経緯もありまして、十分に職員間での審議とか推考がされないまま目標値が掲げられた経緯もあります。その中で、定員管理も数値も、国から最初4.7%の削減だったですか、そういうふうに来まして、その後、18年に5.6%というような数値も来たわけでございます。そういったことで、多分に国からの指示に沿ったというような形になっておまして、それが、御承知のように消防事務を委託するということで、消防職員をふやすという話になりまして、その定員管理も履行できなくなったというような経緯もあります。

そういったことから、もう少し内部で検討して、本当に瑞穂市の身の丈に合った計画をしなきゃならないということで第2次大綱は検討しておまして、集中改革プランについてはホームページに公開されておりますので、そちらの方をごらんいただきたいというふうに思います。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 集中改革プランの中には、補助金等の見直し等、あるいは歳出の抑制を図るために、環境水道部長にお伺いしたいんですが、粗大ごみ等の有料化、3月定例会でもお話ししたんですが、今現在、瑞穂市の塵芥処理費7億9,000万円のうち、不燃物、粗大ごみ2億600万、西濃環境整備組合負担金2億5,000万等ございます。そうした中で、ことし500万の調査委託料を含め、循環型の社会構造の中の排出抑制から減量化、あるいは最終処分について、経費の節減、あるいは市民協働のまちづくりということで、市民が協力しながら、ごみの減量をかければ歳出も下がると思いますが、今の段階の環境水道部長の考え方、今後どのように進めていくか、思いを答弁お願いします。

議長（小川勝範君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 若園議員の質問にお答えいたします。

集中改革プランということで言われましたが、集中改革プランではなく、行政改革大綱の方で素案として考えております。経費の節減、収入確保等の項目等に、粗大ごみの有料化の実施についてを素案として上げさせていただいております。

きのう、堀議員の質問の方にもありましたが、昨年3月に瑞穂市の処理基本計画を策定いたしましたので、議員御指摘のように、ことし、その一般廃棄物の適切な処理・処分に関して、

ごみの発生、排出抑制、資源化、中間処理、最終処分場である美来の森についての調査費を議会の方で予算の方で認めていただいております。それは、その大綱の中も行政サービスに係るということでございますので、上げさせてもらった次第でございます。以上です。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 行政大綱の中で、非常に答弁難しかったと思うんですが、粗大ごみの有料化については、本巢市、大野町、岐阜市等も有料化していますので、今回のリサイクルセンター等調査費を含めて、今後の有料化に向けての前向きな検討を進めてもらいたいと思います。

きのうの中にも出ていましたが、先ほど奥田部長が言われた税外収入の中で、固定資産、あるいは市民税以外、瑞穂市の土地はたくさんございます。そうした中で、民間の企業の誘致ですね。そこら辺、都市整備部長、きのうの質問と重複するかもわかりませんが、簡潔によろしくお願いします。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 特に税外収入の関係で、企業誘致の関係で財源をふやすということで、きのう申しましたように、工場適地への企業誘致を推進したいというふうに考えておりますし、県の企業誘致課、そういうところと情報を共有しながら適地への導入を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 非常に簡潔な回答でございましたが、水面下では、瑞穂市の土地についていろいろと誘致が進められておると思いますので、前向きに、税収を含めて、PLANT 6の固定資産税、あるいはきのうもございました旭化成の第1ライン、あれも今度とまるということで、やはり4万平米と、あるいはそれ以外のN社の土地の有効利用についても今以上に県と調整され、どんどん瑞穂市に税収がふえることをお願いし、質問とさせていただきます。

最後に、総務部長にお尋ねしたいんですが、土地調査特別委員会の方ですごく未利用地等がありますが、そこら辺も含めて、税外収入という立場から、思いですね。今後どのように進められるのか、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（小川勝範君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 御質問は、私どもの市が保有している土地ということで、未利用地等が幾つかございます。それにつきましては、議会の特別委員会の方できちんと精査していただいておりますので、できる限り不要なものについては処分をし、また利用できるものは適宜利用していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 土地財産特別委員会の土地の動きというか、実現化に向けて非常に時間もかかっていますので、事務的に忙しいと思いますが、今以上に借地、あるいは売買等含めまして、前向きに検討をお願いしたいと思います。

今回の行政改革大綱プランのまとめとしまして、瑞穂市の行政改革大綱及び瑞穂市の集中改革プランについて、今後とも市民、議会の理解を求めて、進めることをお願いしたいと思います。

行政改革の目的の中に、真に効率的な、効果的な、質の高いサービスを提供する。先ほど企画部長の言われました歳入予算という考え方、枠の中で、市全体を見通し、行政事務、サービス等を必要に応じて削減することで、よりよい瑞穂市のまちづくりをお願いしたいと思います。

それには、やっぱり市民参加と協働のまちづくりの基本方針に向けて、行政改革を進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

子ども手当の支給状況について。子ども手当の受け付け、支給状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、若園議員の御質問にお答えします。

まず、子ども手当を受けることができる方ということで、日本国内に住所を有すること。それから、子供を監護し、かつその子供とともに一定の生計の関係にあることということが基本になっております。

その中で、申請の状況でございますけれども、まず今までの児童手当を受けている方、その方は今その大会議室へ現況届けに来ていただいております。それから、今まで児童手当を受けておりました、その中でも中学生のお子様をお持ちの方。その方たちは額改定の届けに来ていただいております。それから、今まで所得制限で児童手当をもらっていない方。それから、中学2年、3年のお子さんが見えになる方ということで、その方たちも該当になってきていますが、それから、公務員の方も見えになります。

その中で、私の方へ申請をしていただかなければいけない方として、児童手当をもらっている方で、中学校の2年、3年のお子様が見える方に対してですが、申請が必要です。

それから、先ほども申し上げましたけれども、4月1日現在で児童手当をもらって見えない方、その方たちに対してもやはり申請が必要です。

申請をしないと何でいけないかといいますと、9月末までに申請していただかなきゃいけないんですけれども、9月末までに申請していただかないと、例えば10月1日にお見えになって

も、申請の翌月からしかもらえないということで、やはり新聞等で申請率をかなり公表しているらしいということです。瑞穂市としては、今の段階で95%という現状でございます。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 5%の方がまだ申請していないという報告があったわけですが、人数は380人と私は聞いておりますけれども、今後、受給者でありながら、もらえない。その手続、今後どのような対策を9月末までにやられるのか。

そして、子ども手当の支給対象の中で、日本人で海外に居住している方6名、そして外国人の対象者111名、その中でまだ申請手続が済んでいない方は20名とお聞きしておりますが、その380名の対象者の方、海外に子供さんが行ってみえる方、あるいは外国人の対象者20名の方の今後の申請手続をどのようにされるか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほども申し上げましたけれども、やはり9月末までに申請していただかないと、4月にさかのぼって子ども手当を受けていただけないということで、私の方、今のところ9月広報を予定しております。それからホームページでもお知らせをします。それから、保育所とか小学校、幼稚園、中学校におきましては、校長会等にまたお願いに参りたいと思います。

できるだけ本当に残っている数がゼロになるよう、私の方も努力してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 静岡県の島田市、あるいは栃木県の足利市でございますが、給食費とか保育料の未納の方については、現況申請とか、そういうときに、独自の記入欄を設けて、給食費、あるいは保育料を納めてくださいというような事例のようです。そういう未納者も含めての窓口対応、その辺を今後どのように考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 税でも国保でもでございますけれども、やはり私の方、保育所の関係ですけれども、給食費の未納の方もございますし、保育料の未納の方もございます。これに関しては、保育所の方の所属長にかなり力を入れていただいておりますし、私の方も、4月に入りまして保育料等徴収に私みずからも参っております、本当に努力しているところでございますので、その点御理解をお願いしたいと思います。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 子ども手当をもらっている中で、たまたま市民の方に意見を聞きますと、食費で消える。将来の教育費などの貯蓄にしたい。あるいは来年度以降、国の財源不足があるのでわからない。将来の子供に負担がかかるので、例えば消費税の関係のバランスがあるんじゃないかという声も聞きます。今後、子ども手当を続けてほしいというような声も聞いています。

そうした中で、市長にお尋ねしたいんですが、一部給食費の滞納者を当市は抱えております。現在、未納の方は411万ですね。21年度未納者がございます。そうした中で、給食費ですけれども、幼稚園から中学校まで2億8,000万の給食費をいただいておりますが、そこら辺を含めて、瑞穂市としての給食費の無料化とは言いませんけれども、例えば食べる方ですので、滞納者、あるいは子ども手当に対応する国の施策の中の市の考え方ですね。一部保護者負担、一部市の負担ということを考えてみえるかどうか。そこら辺、どのように考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 現在の子ども手当の制度でございますけれども、皆さん御存じのとおりことしから始まっております。各報道等で来年は1万3,000円の現金で、あとはとか、いろいろな報道も出ておりますけれども、まだこれは国の方からはっきりと来年度の制度設計というのは出ておりません。それで、今のところ、私の方としても、先ほど若園議員御指摘のいろいろな方法でございますけれども、今の時点では考えていないというのが現状でございますので、よろしく申し上げます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 国は今民主党の政権でございますけれども、1人当たり2万6,000円は来年度から支給できない状況の中で、1万3,000円はどうも支給されるようですが、1万3,000円にかわる一括交付金の中で、国も動き出してくると思いますが、今後ともその手当の使い方、あるいは保育所整備とか、幼児から中学生までの給食費等の財源に充ててもらうことをお願いし、子ども手当の支給状況についての質問を終わらせていただきます。

続きまして、シルバー人材センターの育成についてお尋ねしたいと思います。

シルバー人材センターの育成について、今後どのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） シルバー人材センターでございますけれど、皆さん御存じのことだと思っておりますけれども、このセンターは高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定されている

団体でございます、指定とか監督命令は、こちらでいいますと岐阜県知事になっております。

当市においても、同法の41条の規定によりまして一般社会法人として、こちらの方も指定されております。

それから、もっとさかのぼりますと、巢南町の人材センターというのがございまして、その経緯を見ますと、大体10年以上の歴史があるものと思っております。

この法律を受けて、平成21年4月に告示された高齢者等職業安定対策基本方針によりまして、シルバー人材センターの機能強化について、単に高齢者の就業機会の確保というだけではなく、地域社会への貢献の場、あるいはNPOやボランティア活動に関する相談、情報提供の場として活用が期待されていると思えます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 現在のシルバー人材センターの事業実績を見せてもらいまして、会員数が243名、受注件数、あるいは就業者延べ人数等も前年度対比24%から35%の伸びで、非常に推進しておるところでございますけれども、シルバー人材センターの対象者65歳から75歳、私ちょっと勉強不足ですけれども、瑞穂市の中で、実際に会員は243名ですけれども、瑞穂市の年齢対象者の人数はどのくらいで、今後、シルバー人材センターは社団法人ですけれども、行政として、これ以上の会員数の増とか、方向性をどのようにお考えですか、お尋ねしたいと思います

議長（小川勝範君） 宇野部長。

福祉部長（宇野睦子君） 老人の数としては、60歳以上として、5月31日現在で1万1,942名お見えになります。その中で、御自分の経験と、それから知識を生かして、本当に健康で、きのうもお話し申し上げましたけれども、どこか働く場所ということで、シルバー人材センターとしては、こちらの方に登録していただきまして、本当に活躍をしていただきたいと思っております。

それで、その中で、シルバー人材センターが自主運営を目指していただきたいと思ひまして、平成20年度から今年度までの3年間で、年間600万円補助をしております。昨年は軽自動車の関係がございまして、647万円でございますけれども、私の方としては、自主運営を目指していただく中でできることがいろいろ書いてございます。家の掃除とか、庭の草取り、剪定とか、ふすまとか、あて名書きとか、賞状書きとか、家事手伝いとかいうのもございますけれども、瑞穂市として、シルバー人材センターとして行っている業務をよく精査しまして、委託できるものに対しては、私の方が中心になって市全体に呼びかけていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 60歳以上は1万1,000人という非常に多くの方が見えるんですけども、全員がシルバー人材センターの会員になることは大変難しいんですが、そうした中で、施設管理公社、あるいは瑞穂市の公共サービスとの兼ね合いがございますけれども、今現在、契約金額が3,900万というシルバー人材センターの事業内容ですけども、事業内容を取り合うことなく、あるいは広報等でもPRされて、今後とも御指導をお願いしたいのと、あとは、シルバー人材センターの今後の育成として、上級機関、要するに県と協議して、今後、今以上に発展するように市としての取り組みをお願いしたいと思います。

その辺で、施設管理公社、あるいは市の公共サービスとの兼ね合いの仕事の発注ですけども、今後どのように考えてみえるのか、思いでいいですので、よろしくをお願いしたいと思います。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） シルバー人材センターの仕事の委託の内容と、それから今話に出てきました施設管理公社、公共サービスというところもございます。これについては、過去から市長から、一本化してはどうかというようなお話も聞いておりまして、そういった意味で、遅々として進まない部分もございますが、実は施設管理公社におきましては、財団法人名の冠が、法律によってここ5年以内ということがございます。そういった意味で、法人化の内容が一部変わるんじゃないかというふうに想定される部分もございます。今、研究課題でございまして、この1年間かけて、施設管理公社、公共サービス株式会社のあり方について十分検討をしてみたいというふうに考えているところでございます。

〔17番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 先ほどからシルバー人材センターの今後の育成についてお尋ねしたんですけども、老人人口が今後ともふえる中で、やはり老人の生涯の仕事を行い、そして瑞穂市の住みよいまちづくりを今後ともよりよいものにするために、シルバー人材センターの育成を今以上に、市長、福祉部長を初め、各担当の方もお願いし、今後、この瑞穂市の大事な大事な60歳以上の高齢の方が健康で長生きするためには、やっぱり動く、あるいは仕事をさせていただくということが一番大事なことで、今言っている保育料の値上げ等も含めまして、自己管理も含めて、体の動ける人、頑張ろうというやる気のある人には活力を市の方から吹きかけてもらって、瑞穂市は年間600人の子供さんが生まれるというような、先ほど一般質問もございましたが、逆に言えば、60歳以上の方を今以上に大切にし、シルバー人材センターが今後とも発展することをお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（小川勝範君） 以上で若園五朗君の一般質問を終了いたします。

本日の会議は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長いたします。

なお、議事の都合によりまして、暫時休憩をいたします。10分間。

休憩 午後 4 時30分

再開 午後 4 時40分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

3 番 熊谷祐子君の一般質問の許可をいたします。

熊谷祐子君。

3 番（熊谷祐子君） 議席番号 3 番、改革の熊谷祐子です。

本日は、傍聴の方々におかれましては最後までおつき合いいただきまして、ありがとうございます。

早速始めたいと思います。

私は、通告に従いまして、本日のテーマは一つでございます。

瑞穂市の教育について。

3 年前、瑞穂市民は、半世紀余りに及んだ旧政治体制から大きな転換を選択いたしました。地の利に恵まれ、人口、特に子供の人数が他市に比べて増加し、保育所や学校の増築が相次ぐ瑞穂市は、これから思い切って創造的にやっていけるまち、大きな可能性を秘めたまちだと思います。特に教育の充実が望まれるのは、論をまたないと思います。

堀市長が、3 年前、新教育長として満を持して K 氏を招聘されようとしたことは、そのような御認識と意気込みゆえであったと思われまます。その議案は多数決で否決されておりますが、任期最後の今年度、子供関係の事務を福祉部から教育委員会へ移行する決断をされたことは、なお子供たちに関する施策に対する熱い姿勢がうかがわれるものと思います。

そこで、今回の一般質問は、瑞穂市の教育について、以下 3 点を取り上げさせていただきます。

- 1 . 学童保育について、
- 2 . 市の生涯教育 社会教育とも言われます について、
- 3 . 教育委員会の職員体制についてです。

以下、質問席に移らせていただきます。

初めに、学童保育について、3 点お尋ねしたいと思います。

瑞穂市の学童保育は、平成15年合併と同時に、待ち切れない母親たちの手で開始されました。私は初めの穂積小校区の指導員を務めさせていただきましたので、本当に鮮明に覚えております。平成15年に始まりまして、昨年、平成21年、ようやく公設公営にこぎつけました。そして、来年度、教育委員会の所管に移ると、こういう動きでございます。

つきましては、従来からの課題であります預かり時間の延長について、また指導員体制につ

いて、その資格や指導員の研修体制、こういうものについてお聞きいたしますが、要するに、学童につきましては、瑞穂市で、旧穂積町でと言ってよろしいでしょうか、市ではやりませんと。学童保育は福祉ですから、教育ではありませんと。学校でもしません。市もしません。お母さんたちでやるんなら手伝いますという時代が長く続いたところへ、公設公営になり、教育委員会へ移行するという動きでありますから、そういう歴史的な経過から見ますと、単なる福祉ではなく、教育的な加味がされるのではないかと期待するわけです。

そういう観点から、今後、延長時間、それから指導員体制、研修等をどのように考えておられるかお聞きをしたいんですが、私、きょう、最後になりまして、きのうの一般質問でほかの議員の質問に答えて、学童保育だけでなく、まだ詳しいことは検討されていないと答えを伺っていますので、それでも一応お答えいただいているわけですが、改めて、具体的なことについて、今後こういうふうにしていきたいと。課題であるかどうかの御認識とか、そういうことをお尋ねしたいと思います。お願いします。

議長（小川勝範君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、熊谷議員の御質問にお答えします。

今現在、福祉部の児童高齢課の方で担当しております。その考えのもとにお話をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

まず、福祉部門から教育委員会への移行の教育的な観点はということでございますけれども、もちろん議員の方は十分こういう制度については御存じだと思いますけれども、現在該当するお子様は、施設に到着されまして、手洗いやうがいなどをされた後、学校から出された宿題とか課題を済ませていただきまして、その後、おやつを食べていただいて、それから保護者がお迎えに見えるまで、そこで自由に過ごしていただくということになっておりますけれども、この過ごし方の中で、いろいろな条例とか、関係の要綱とかありますけれども、その中で、遊びの場及び生活の場として過ごすために、各クラブにおいて月1回の保護者の方とも話し合いをしておりますので、所管が教育委員会に変わったとしても、基本的な法のもとの子供の生活の場というのは変えられないというか、変わらないと私は考えております。

その中で、やはり各学校と密接に連携をとることが重要だと私は思っておりますけれども、やはりどのお子さんも、自主性とか、社会性、創造性を培っていただいて、基本的な生活習慣を徹底させていただくということも大切なことだと思っております。

このうち、学校との連携については、本来は学校の出来事とか、子供の様子も、その施設へ来ていただいたときにわかるように連携がとれておれば、本当に一番いいことではないかと思っておりますけれども、この点については、今後、教育委員会に移行する協議の中でお話をしていかなきゃいけないと思っております。

先ほどから何回も言いますが、お子様にとって心休まる生活の場であるのが一番大切

だと思っておりますので、そういうことも本当に基本に置いて話を進めていきたいと考えております。

それから、次の質問でございますけれども、預かり時間の延長でございます。私の方も、こういう要望がないとは思いません。しかし、実際、お迎え時間を調査してみました。私の方、6時まででございます。6時までで調査しましたところ、6時に来てくださいということではない。そのお帰りのチャイムから6時の間に来ていただくということですが、大半が5時半までぐらいに70%以上の方がお迎えに来ていただいております。それで、5時半から6時の間が30%です。6時になったら、ぴたっと終わるわけではないんですけど、やっぱり1分とか2分のこと、時間になりましたから子供さん出ていってくださいという薄情なことはしておりませんので、そういう点は御了承願いたいんですけども、やはりそういう中で、時間延長という声も聞きますけれども、基本的に考えることとしましては、子供の夕食の摂取時間とか、翌日に影響します就寝時間とか、朝起きられないということが出てくるといけないということで、やはりそういうことをもとに保護者の方とお話をさせていただいて、そういうことになっておりますので、その点は御了承願いたいと思います。

お迎えに来ていただくことができない方に対しては、瑞穂市としても、ファミリーサポートセンターの会員の方がお見えになりますので、その方にお子さんを預けていただくなり、そこまでお迎えに来ていただくという制度がございますので、申しわけないですけど、今のところはそういう方法で御理解をお願いしたいと思っております。

それからもう1点でございますけれども、指導体制についても、今後、教育委員会と協議をしていかきゃいけないことだと思っておりますけれども、今現在はこちらの方は指導員と、それは保育士とか、小・中学校の学校教諭の資格を持った指導員と、それから資格は持たないんですけども、岐阜県子育てマイスタ認定講座を修了された方をサポーターとして配置しております。今年度は、さらに体制を充実させるということで、各施設の調整役、いろんな学童保育のところを回っていただく方とか、緊急時の対応者として、2名の指導員を配置させていただいております。

具体的には、平成22年の5月末時点で、常時ローテーションに入るスタッフの中で、いわゆる有資格である指導員が19名お見えになります。それから、サポーターが9名となっております。

次に、研修制度でございますけれども、今年度は県の安全・安心子供基金の補助金メニューを使いまして研修事業を計画しております。具体的な研修のメニューは今のところ決まっておりますけど、専門的な講師をお招きしまして、実践的な研修ができればいいと思っておりますということで、よろしく申し上げます。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 私は、大きいテーマとして、瑞穂市の教育についてというテーマでしましたので、教育委員会に移行した後、どうなるかという観点から御質問申し上げましたが、11月1日からの移行に向けて、まだ具体的なことがあまりないようですので、二つだけ課題として、教育委員会で検討していただきたいということを申し上げます。

ファミリーサポートセンターの利用につきまして、ホームページとか、そのほかの学童保育の案内のところに、現在のところ、市は6時までですと。それ以降、延長を希望される方はここに御連絡をお願いしますとか、お願いしていますとか、それで、非常に親が困っちゃう状態ではなくて、市に何でもかんでもお願いするという状態でもなく、そういう方法もあるのかと。そこで解決が見つくような説明責任というか、御案内も同時にきちんと書いていただきたい。

それからもう一つは研修体制のことですが、学童保育は戦後すぐ大阪で始まりました。現在では全国学童保育連絡協議会という体制ができております。これは地域連絡協議会もございまして、ここですと岐阜県学童保育連絡協議会。公設公営でやるわけですから、ぜひこういう全国組織に入っていただきたい。検討をお願いします。

そうしますと、現在の学童保育の課題とか、子供が置かれている状況を、自分の市だけではなく、国レベルで指導員も、そして行政も共有することができます。そして、指導員の研修も、わざわざ言っただけですが、市が細かくしなくても、そこで研修というものもあるでしょうから、以上2点、今後、教育委員会は検討していただきたいということを申し上げまして、学童保育についての質問を終わりたいと思います。

2番目に、市の生涯教育、社会教育についてです。これにつきましては、2点でございます。一つは図書館についてですが、図書館についてで2点お聞きいたします。

図書館長についてです。これは、昨年12月18日に議会で附帯決議が可決しております。関係あるところだけ読みますと、非常勤の特別職職員として図書館長を設置するに当たり、将来の再検討を求める決議が可決しております。もうちょっと詳しく読みますと、平成22年度から非常勤の特別職職員として図書館長を設置することとなったが、今後の図書館長としての執務状況をよく見詰め、将来は図書館長を司書資格のある一般職の職員とするよう、再度検討するべきであると。これが多分全員賛成で可決されていると思います。教育委員会におかれましてはこのことも課題となっていると思います。

この図書館長については、今年度、元小学校長の方でしょうか、嘱託という御身分でしょうか、ついていらっしゃるんですが、市民からは、天下りじゃないのかという声も聞かれますし、目的は郷土資料を集めるためというのが公の理由だと思います。

瑞穂市の図書館も、日本図書館協会に加入していらっしゃいます。ホームページを見ると、ちゃんと瑞穂市も出てきます。この日本図書館協会は、個人、施設、図書館ですね、会員数が

8,000人、日本で最大の図書館に関する団体。ここに館長を依頼しますと、退職司書ではなく、図書館とか図書館長というのは、本当に好きで、どこでもいいから日本じゅう行って図書館長をやりたいという熱意のある方が見える仕事なんですね。ですから、ここへ依頼しますと、このホームページを見ますと、どこのまちで図書館長、司書を募集していますというのまで出てきますけど、依頼しますと、確かな方をお世話いただけるということも、去年のこの附帯決議のときに私調べまして確認をとっておりますので、こういうことも含めて、来年度から、図書館長について、図書館はしっかりとした社会教育施設ですので、検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 前回、年度末ですが、瑞穂市の非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、非常勤の特別職職員として図書館長を設置するに当たり将来の再検討を求める決議をいただきました。これについては、22年度から非常勤の特別職職員として図書館長を設置することとなったが、今後の図書館長としての執務状況を云々という内容でございます。

先ほど議員からもおっしゃっていただきましたが、郷土資料を収集したいという私の思いで図書館の特色化を進めようとしております。やはり県の図書館が近くにあるこの瑞穂市に、その図書館がミニチュアの本のある、そういう場所ではなくて、瑞穂市の図書館であるがゆえに、そろえている、そういった郷土資料があつてこそ瑞穂市の図書館であると強く思うからでございます。

図書館法においても、図書資料という形で、第3条第1項に掲げられているのが、第3条の部分を読みますが、図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、さらに学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならないの第1項に郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料、その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供することということで、現在、瑞穂市の本館、学習館、それから別館ともに、別館は幼児教育に関する資料、図書を多く収集し、その違いをつけようとしておりますが、郷土資料が学習館の2階に上がったガラスケースの中にあるということで、一般の公衆の利用に供する資料としてはオープンになっていない。前段階として、郷土資料の収集が十分に進んでいると私は思っていないものですから、今、特に今回の図書館長は県の歴史資料館に課長補佐としても勤め、それから県の歴史資料館長としても勤めた経歴のあるお方でございます。県内の郷土歴史資料、それからこの瑞穂市の今埋もれている郷土資料も含めて、発掘をし、整理し、そして図書館長に指示をしているのは、それを特別展というような形でロビーで展示をすること。それから、集めたものを分析して、図書館内で郷土資料にかかわる講

座を開くことということを指示しております。

そういう意味で、議員さんの願う図書館像ではないかもしれないけれども、私が願っている図書館長に来ていただいて、今、仕事をしてもらっていると思っております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 郷土資料の収集や展示のために、そういうことに詳しい図書館長に来ていただくと言われますが、そういうことは図書館の何分の1かの仕事ですね。図書館長さんというのは、図書館の全般をどうしていくか、膨大な仕事がありますので、そういうことを全部、視野が広く見られる方を館長さんとしてはお迎えしていただきたいと思います。

いま一つ、図書館についてですが、先ほど岐阜市が岐大跡地を購入し、その中に複合施設をつくるわけですが、岐阜市立図書館本館の構想も立てました。新聞で報道されましたが、ここに団らん室、談話室を含む市民交流センターを備えた図書館をつくりたいと。現在の図書館は、地域交流センターの動きもすることが最先端になっております。無料で資料が使えるわけですから、そして、世の中のこと全部あの分類の中に入っているわけですから、どういう立場、興味、関心の方も図書館を利用できるわけですね。赤ちゃんから、お葬式まで使えるわけですから、そういう方たちが自分の課題を交流できるようにということで、例えば郷土資料とさっき言われましたが、これは地域団体のチラシですね。ああいうものも全部、現在の先端の図書館は入り口のところに、瑞穂市の活動団体のチラシ。今、県に行くと、ようやく県が県内市町村図書館のチラシを全部入り口のところに置くようになりましたが、瑞穂市も郷土資料の一つとしては、もちろん過去のものも必要ですが、現在の瑞穂市の活動団体の資料とか、交流センターとしての役割、こういうものも視野に含めて、ぜひ図書館長を考えていただきたい。これは、まだ今、6月ですので、来年度に向けて、たまたま私は文教の常任委員ですので、こういうところで地域の図書館というのが、無料であれだけのものを借りられて、建物もあるということで、これから瑞穂市の本当に財産だと思えます。あれをどう生かしていくかということをお話し合いたいと思います。

ちなみに、交流室にはなっていませんが、休憩室ですね。食事室となっていますでしょうか。あれにつきましては、あの図書館が建つときに、私は子供の読書の団体をつくっていましたが、近隣の図書館を六つぐらい、みんなで見に行きまして、こういう図書館を建ててほしいという要望書を提出いたしました。私の団体だけではなかったと思いますが、全部聞き入れていただけまして、ただ一つ、休憩室だけは聞き入れていただけませんでした。でき上がってから、あれだけはどうして聞き入れていただけなかったかということをお当時の教育長さんに聞きに行きましたら、だれが掃除するんや。図書館で物を食べていいんかと。教育委員会の中でしかられましたが、その後、やっぱりそういう要望が多くて、現在、会議室を半分に仕切って、食事

室をつくってありまして、会議室としても使えない状態です。

ですから、例えば南のところとか、北のところとか、そんなに広くなくていいわけですから、休憩室、交流センターというふうに、総合センターの奥のところとか、市民センターのサロンですね。あんなものを想像していただければいいんだと思うんですが、岐阜市でもそういうのを図書館につくるということですので、瑞穂市も、その規模、視野で、未来に向けての図書館計画を立てていただきたいと要望し、社会教育について、もう1点。

公益団体の育成支援についてというのをたびたび議会で申し上げてまいりました。

例えば岐阜市では市民活動支援事業というのがありまして、6月5日・6日に支援を希望する団体がみんなの前で説明をいたしました。これは3倍の応募だったそうです。

それから、大垣市にはまちづくり市民活動支援センターがあり、ホームページを見れば、まちづくり情報版として、こういうのがあります。助成情報等の掲示板と。つまり大垣市では助成金をつくらないわけですがけれども、今、大きな会社とかが幾つも助成金をつくっていますから、それをリンクして、こういうのがありますよという情報を市のホームページに載せていますね。あれでも私は前進だと思うんですね。

あと、本巣市も市民活動推進助成金をつくっています。

私が申し上げるのは、趣味的なクラブ、団体活動ではなくて、たびたびここで申し上げておりますが、まちづくり団体の育成ですね。公園の掃除から、川の問題から、介護の問題から、子育てを助け合う団体から、これから市民協働のために必要なのは、そういう団体育成をしないことには行政だけではもう立ち行かないまちづくりでございますので、ぜひこの社会教育についても、こういう視点をことし検討していただきたいと思うんですが、お答えをいただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 先ほどの学童保育のところ、最初、市民の中で学童保育の施設をつくってほしいということで、一般市民の方が団体をつくって、そういう活動に取り組みされたということを紹介していただきましたが、そういった動きが一つ一つ積み重なって、大きな公益団体が形づくられていくのではないかなあと聞いておりました。残念ながら、公設公営ということで、公営ということで、せっきくの民営の動きをつぶしてしまっている可能性もあるかなあというふうに個人的には思ってしまうんですが、私は、一つ一つの活動があって、その活動に共感して、それを僕も、私も、ボランティアとして動きたいと。例えば今、西小と生津小で運動場の芝生化ということをやっておりますが、これは公設とか公営でやれる内容ではなくて、PTAさん中心だけれども、広く地域の方にも声をかけて、私たちもやるから、ぜひそういうことを進めてほしいという声をいただいて、その団体が形成されていくと。そういうことを考えると、活動があって、その活動に共感してくださる方がその団体を形成していくん

ではないかなというふうに私は思います。

岐阜市とか、大垣市とか、そういった支援制度がありますよね。その支援制度も、教育だけにかかわらず、例えば岐阜市とか、ほかのところでは、保健、医療、福祉の關係の団体があったり、まちづくりとか、學術文化、芸術、スポーツの振興に関して、環境の保全、地域の安全、人権擁護、国際協力云々の幾つかの活動分野の中で団体が申し込んでくるというふうな形で進んでいるというふうに認識をしております。だから、社会教育がやれるということの範疇と、市全体でそういったことを呼びかけるという内容とがあると思いますので、そこら辺は、議員さんの求めてみえるものがもっと幅広く、大きく、そういったことを呼びかけるという内容ではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） この話はもう一度最後にできるかなと思っております。

3番目、教育委員会の職員体制についてお尋ねいたします。

まず、職員数ですね。県職、教員の方が主ですけど、教育委員会に関してでございます。県職、つまり教員が、教育委員会の職員の中にどれくらいいるんだろうかということちょっと調べました。と申しますのは、広報みずほの5月号に人事が出ますね。これを見た方から何人も、教育委員会の学校教育課長はいつも教員の方というか、県からの派遣の方だと思うんですが、ことしは生涯学習課長さんもなられましたね。あと、生涯学習課の職員が何人くらい出ていますかしらね。これに出ましたので、これについての疑問、御意見を何人かの方からいただきましたので、ちょっといろいろ調べました。

お断りをさせていただきたいんですが、教育委員会における県職、教員の方の人数について、ここに教育委員会からいただいた資料がございますが、全体の数、年度別の数、こういうものが大幅に違っていました、課の人数が。瑞穂市職員定数条例がございますので、これと合わせたり、それから事務分掌表、ことしは全員いただいたと思いますが、これ、私、コピー代を出して全部毎年いただいております。ことしから議員は全部いただいているわけですが、これで合わせますと、全然人数が合わないの、仕方ないので、人事を所管する秘書広報課にお尋ねしました。非常に大幅に間違っておりましたので、きのう、きょう、確認しましたので、そちらの数字で質問させていただいてよろしいでしょうか。お願いします。

これを調べてみますと、私がこれでいいのかなと思えること、市民からも声が寄せられるわけですが、これについて、3点お聞きいたします。

まず、この割合が多いということです。学校の先生、県職の派遣・割愛が多過ぎないのかなと。何点か申し上げます。

これが平成15年から19年までは4人でした。合併後ですね。平成20年は5人、平成21年に7

人になり、今年度は9人になっております。この7人、9人というのは、4人のときの倍以上になるわけですね。これの年度を調べると、現教育長さんがお決めになる影響をお持ちになったときからふえているんじゃないかと思います。この割合が、他市に比べて、瑞穂市は40%です。ほかはせいぜい30%どまりなんですね。特に教育委員会学校教育課では職員が6名だそうです、正確には。このうち5人が県職でいらっしやいますね。この割合は、これで教育行政事務機関として適正な数なのかどうかをまずお聞きしたいです。

次に、今年度からは生涯学習課長さんも派遣になりましたね。課長職というのは、行政職員が生え抜きでといいますか、ポストで上がって行って、行政職の公務員として知識やら仕事の仕方やらを覚えて、そして課長になり、その後は本当に部長職として執行部に入り、こういう場でもちょうちょうはっしと議会ともやり合っていたいただきたいと私は思うんですが、3課ある教育委員会の課長職の中、2課までが教員の方で、これは適正なんだろうかというのが2点目です。

3点目にお聞きしますが、職員の派遣につきましては、地方自治法252条の17に、さわりだけ読みますと、事務の処理のために地方公共団体等が特別な必要があるとき、事務の処理のために特別な必要があるときは、地方公共団体は職員の派遣を求めることができるというふうに地方自治法にあります。この特別な必要があると認めたので、7人、9人と多くしていったんだと思いますが、これがどういう理由か、お聞きしたいと思います。

以上、3点でしょうか、お答えください。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） まず、学校教育課に教員の人数が多いということについてお話をします。

教育委員会の事務局制度というのをよく御存じかと思いますが、教育委員会の事務局には、事務に当たる者もおりますし、技術的な職員もおります。それから、指導主事と呼ばれる者がおります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、最近、法律の改正がありまして、以前は教育委員会に指導主事を置くことができるという表記でした。したがって、小さな市町については指導主事を置かなくて、行政の職員だけで教育委員会をつくっている、そういう市町もありました。それが平成19年の6月ですか、改正されて、改正されたその法律の19条第2項、市町村に置かれる教育委員会の事務局に、指導主事、その他の職員を置くと。「置くことができる」じゃなくて、「置く」という規定になりました。

そこの第3項、4項を続けて読みますが、その指導主事というのは、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導、その他、学校教育にかかわる専門的事項の指導に関する事務に従事すると。同じく4項に、指導主事は、教育に関して識見を有し、かつ学校における教育課程、学習指導、その他、学校教育に関する専門的事項についての教養と経験があるものでなけ

ればならない。指導主事は教員をもって充てるという形で、実際の行政事務、文書事務、そういう技術的な作業とは違って、学校教育の専門性を持った人間を充てなさいと。私は、それについても、それぞれがさまざまな経験を持っておりますので、最近、割愛としてふやした大野という指導主事があるんですが、これは特別支援教育の専門家でございます。そういった、そのスタッフを瑞穂市の子供たちのために、一人ひとり位置づけてきたということで御理解をいただきます。

それから、大きく2点目の、生涯学習課長に行政の課長から教員の課長にしたということでございますが、この生涯学習課長は、以前巢南町の時代に、派遣社会教育主事として巢南町と真正町を併任で指導に当たった経歴がございます。この経歴からもわかりますように、この課長は社会教育主事の資格を持っております。社会教育に関する専門的な内容と、それに加えて、巢南町という地域、そして実務経験、そういった人材をうちの生涯学習課の、今これからつくっていかうとする教育委員会の仕事に生かしたいということで、人を選びました。

それから、派遣がふえてきているというか、そのことに関して、教育長になってから、私が出してきた最近になって、特に人数がふえていると。これは、県からの県費で半分見てもらうような、そういった派遣社会教育主事という制度がありました。岐阜の事務所からうちに派遣されていた者が、平成19年度で1人スポーツ担当、巢南の総合クラブを立ち上げた酒井と申す者ですが、そこが派遣終了でめくられました。その後、1年は空席でございましたが、それからまた昨年末、21年の末には、もう1人、松尾という派遣社会教育主事が県から派遣されておったんですが、これも県の財政の関係でめぐりになり、都合私が学校教育課長として入って、前任の教育長が途中で不在になってから人事をやり始めたんですが、その間に2人の派遣が切られました。しかし、瑞穂市の生涯学習課は、また教育委員会は、他市町が社会教育、特に生涯学習、スポーツ・文化振興に関して、市長部局にその部署を持っていたり、教育委員会が持っていない、そういう市町もある中で、うちはともかく地域の生涯にわたる学習までを見ていこうという、そういう教育委員会として歩んできておりますので、人が多くなるということはそれだけ地域に対してかかわっていけることにつながると思いますし、その人についても、私はよそからかりてきて、よそにほうり出すような人材を集めた覚えはありません。私は、この地域に根差して、地域で生きていかれる先生方と見込んだ人間をうちの教育委員会に入れて、全体を見させて、また最後には、この瑞穂市で勤めて退職をする人材を集めているつもりでございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 誤解を招くといけませんのではっきりお断りしておきますが、私は個人の先生について申し上げているわけではございません。通告にもあるとおり、職員体制として、

全体のことを申し上げております。

もうちょっと詳しく申し上げますと、割合が多いんじゃないかと。私はちょっと調べましたが、他市町は御自分でお調べくださいということでしたし、数字が間違っていましたから、自分でできるだけ、きのう、きょう調べましたが、どこの学校教育課も課長さんはよそから呼ばれますよね。全部を調べたわけじゃないですけど、多いようです。ですから、どこのまちもやっているぐらいの割合とか、そういうことを申し上げているわけじゃないわけですね。割合が多いということ。

それから、おおむね二、三年で異動なさいますね。こういう体制のことを申し上げております。

続けて申し上げますと、三つ目の、私が問題だと思うことは、財政上の問題点です。

これは秘書広報課の方に確認しましたが、例えば教育委員会の派遣、割愛職員の方に倣って、概算で1人年間690万円、つまり700万円、概算ですがお払いしていると。ことしは9人分でございますので、概算でございますが6,273万円になるわけですね。これが4人程度でしたら、この半分以下になりますね。

ということで、私が何を申し上げたいかということ、やっぱりその人件費ですね。市財政は厳しい厳しいと。人件費も、市の職員の方々も図書館長も嘱託だとか、皆さんの給料も下げるとか、そういう中でやっているわけですから、先ほども申し上げましたように、市の職員を育成するという観点でこのお金を、全額じゃないですよ、6,273万の半分でも市の職員のために使って、課長級、すぐれた部長級、そして女性部長もこれでは足りません。もっと養成する必要があります。こういうためにお金を使う必要があるのではないかと。

私は3点申し上げましたが、割合が多過ぎるのではないかと。個人のことは申し上げておりませんので。大変すぐれた方でも、体制が悪ければ、中で能力を生かし切れないこともございますでしょうから、大変それももったいないことでございますね。体制的に割合が多いんじゃないかということと、課長職、特に生涯学習課長職まで、二、三年しかいない派遣でいいのかということと、それから財政上、問題ではないかということをお申し上げましたが、こういう6人のうち5人までが教員で占めるとなると、教育委員会といえども行政サービスにかかわるわけですね。私が調べただけでも、数字とか、それから財政も県職の職員の給料の出どころが違っていました。何度も確認しましたが、全部市費だということです。教育委員会の御説明は、割愛は全部だけど、派遣は半額と言われましたが、全部市費だそうです。廃止になった指導教育主事は違うということですが、そこで、課によって説明が違うのをやっている時間はございませんので、それは後でもう一回、もし疑問があれば、していただきたいですが。

こういう状態になりますと、市の職員よりも若い上司、しかも県職レベルの給与体系で来るわけですから、市職員のモチベーションが下がるんじゃないかと。そういうこともあるわけで

すね。それから、勤務評定の関係もございませぬ。二、三年しかいない方が、ここに職員の勤務評定表がございませぬが、膨大なチェックをするわけです。市の政策に沿った活動をしているか。さっき、個人的ですというふうに言われましたが、職員というのは、市の政策に沿って仕事をしなきゃいけない。これも勤務評定の項目になっております。勤務評定上からも問題じゃないか。

ちまたにこういう声がございませぬ。これだけ教員、県職を大勢教育委員会へ持ってくるのは、校長、教頭職への出世のためのステップ台にしているんじゃないか。ポスト待ちのために市のお金を使っているのではないかと、非常に厳しい御意見が市民からございませぬ。

このような声に対して、私は次の質問をさせていただきます。2点でございませぬ。

今後もこの数を維持するのか。このパーセンテージの割合です。または、もっとふやすのか。つまり生涯学習課の職員はパーセンテージ的に低いわけですから、学校教育課ほどは高くないわけですから、ここの職員を派遣、割愛を入れればふやせるわけです。今後、この割合をどうしていくかお聞きしたいことと、それから、二つ目に提案でございませぬが、生涯学習課、社会教育課と言ってもいいし、まちづくり推進課と名づけてもいいんですが、これは総務課とか企画財政の方に移されたらいかがかと思うんですが、つまり教育委員会に子育てを統一したことは非常に画期的です。私は評価しますし、期待しますが、今の体制で過重ではないかと思うんです。先ほども教育長さんが言われましたが、ほかのまちでは、生涯学習とかいうのは、ほかのところに行っているのを教育委員会では抱えているから、だから、生涯学習課長さんもそういうふうにお呼びしたという御説明でした。確かに過重ではないかと私も思うわけです。

この二つです。この割合を今後どうしていくのかということと、それから生涯学習課、名前を変えてもいいわけですが、まちづくり推進課とか、こういうのをもうちょっと幅広く、自治会と、例えば一緒になってやるとか、そういう観点から、ほかへ移したらどうかという御提案、この2点について答えをお聞かせいただきたいと思ひます。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 学校教育課の人数等についてですが、これは教育委員会が勝手に決めてきたわけではなくて、教育長として、このようにお願いしたい。財政の方、それから市長にもお諮りをして、市の中で了解をとって、それから県の方に派遣をお願いするという手続でございませぬので、教育委員会としては、少しでもよい教育を施すためにいい人材を集めたいという気持ちで、もちろんでございませぬ。

学校教育課にたくさんの教員系がいるということでございませぬが、例えば岐阜市、私の手元の資料では、学校指導課というところが人事と指導を受け持っております。20名の職員がおります。岐阜市は教育委員会だけでも182名ほどおるんですが、その20名の学校指導課の職員の

中で、自治法の派遣が2人、割愛が11名です。それは、大きな市だから、大きな人数という割合の事務的な話と、それから国語、社会、算数、理科、音楽、美術というように、教科で内容がありますので、たくさん人間がおれば専門性の指導が可能になるわけですね。岐阜市なんかは割愛を11名持っておることで、いろいろな教科の指導に供することができる。

うちは、うちの規模の中で精いっぱいお願いをして、現在のメンバーで、瑞穂市は英語に力を入れて、国語に力を入れて、心の教育に力を入れてということで歩んでおりますので、そういった関係の主事を学校教育課に配置しておるということでございます。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 今後のことをお聞きしたんです。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今後については、また企画財政と相談しながらということですが、この派遣とか割愛というのは年限が切られておまして、最大5年というふうになっております。その間に成果を上げて、多くは2年、3年でということもありますが、たまたま教頭とか校長に出る人間をそこに行かせるために集めておるわけではなくて、そういう人材を集めたものが校長や教頭になっているということは事実でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 5年以内だそうですが、この資料を見ますと、ほとんど二、三年ですね。二、三年で成果を上げなきゃならないとなると、これまで行政職の方が積み上げてきたそのまの教育行政の歴史とか事情とか、いろいろわかる前にもう成果を上げなきゃならないわけですから、何か打ち出さなきゃいけないと。そして去られるわけですから、その後は、またこのまの教育行政職の方がやらなきゃならないわけですね。

例えば特別の理由というのものはっきりお答えいただかなかったと思いますが、時間が迫っておりますので、最後に、もう一つ、さっき質問いたしましたね。生涯学習課、まちづくり推進課でもいいんですが、もうちょっと市民及び市民団体を育てるということが実際にできる体制づくりをしていただきたいというふうに、この生涯学習課の県職のことを調べて、今までもそういうことを私申し上げてきましたが、なお思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 横山教育長、時間内に答弁してください。

教育長（横山博信君） 指導主事と行政の職員とは役割が違いますので、行政の職員を育てて、学校教育の指導とか、学校の職員の評価をするというわけにはいきませんので、このような体制でいいのかなと私的には思っております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 行政、企画財政とか、市長とか、そういう方でこの問題提起を話し合っ
ていていただきたいと思います。以上で終わります。

議長（小川勝範君） 以上で熊谷祐子君の一般質問を終了いたします。

本日は、傍聴者の方、大変御苦労さまでございました。

また、今後、瑞穂市議会にも御協力いただくよう、よろしく願いをいたします。

以上で、本日予定しておりました一般質問はすべて終了いたしました。

散会の宣告

議長（小川勝範君） 本日はこれで散会をします。

散会 午後5時40分